

## **第2編 一般災害対策**

### **第1章 災害予防計画**



# 第1章 災害予防計画

## 第1節 防災知識の普及計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、健康福祉課、商工振興課、学校教育課、消防本部
	町以外の関係機関	消防団、五城目警察署、各学校施設、自主防災組織、町内会、事業所

### 第1 基本的な考え方

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、町民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動を始め、町及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティ団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が災害の軽減に結びつくものである。

そこで、五城目町、防災関係機関等は、平時から町民への災害に関する防災知識や災害時の対応などに関する普及指導に努めるとともに、過去の大災害の教訓の収集・整理・保存・伝承等に努める。また、いつでもどこでも起こりうる災害から人的、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する運動を展開していく。

町はこれらの、町民に対する防災知識の普及・啓発及び防災教育の推進にあたっては、次の事項に配慮する。

1. 町域及び近隣で発生した災害の教訓を伝承し、これを踏まえて、町民の災害予防及び災害応急措置等について知識の普及・啓発に努める。
2. 避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう知識の普及・啓発に努める。
3. 被災時の指定避難所や仮設住宅等における男女のニーズの違いや被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないための知識等、男女双方の視点に十分配慮して災害時に活動するよう防災知識の普及・啓発に努める。
4. 社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

### 第2 防災関係職員に対する防災教育

防災業務に従事する町並びに防災関係機関の職員は、災害の発生時において計画遂行上、主体となって活動しなければならないことから、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるので、今後一層資質の向上に努めなければならない。町、県及び関係機関は職員に対し、これら知識及び判断能力を養成及び習得するための基礎・応用教育、実施研修、並びに訓練などについて、専門家等の知見を活用し、計画的な実施に努める。

#### 1. 教育の方法

- ① 講習会、研修会等の実施
- ② 視察、現地調査等の実施

- ③ 各種防災訓練への積極的な参加
- ④ 職員の参加による業務継続計画（B C P）の作成
- ⑤ 他の機関の研修制度及び国の研修機関等の活用

## 2. 教育の内容

- ① 地震、津波、洪水、土砂災害等の一般的知識
- ② 気象警報などの気象情報の知識
- ③ 五城目町地域防災計画の内容
- ④ 各関係機関の防災体制と各自の役割分担
- ⑤ 職員のとるべき行動
- ⑥ 防災活動に関する基礎知識（防災資機材の使用方法、応急手当等）
- ⑦ 各種防災情報システムの操作方法等
- ⑧ その他必要な事項

## 第3 一般住民に対する防災知識の普及・啓発

防災知識の普及と防災意識の高揚を図るため、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に実施する。

### 1. 実施時期

項目	名称	実施期間
雪害予防に関するもの		12月～翌年3月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
風水害予防に関するもの		6月～9月
土砂災害防止に関するもの	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
火災予防に関するもの	春季火災予防運動	4月第1日曜日～1週間
	秋季火災予防運動	11月第1日曜日～1週間
	山火事予防運動	4月1日～5月31日
	文化財予防デー	1月26日
	水防月間	5月1日～5月31日
水防・水難事故防止に関するもの	水難事故防止強調運動	7月1日～8月31日
	県民防災の日	5月26日
防災一般	県民防災意識高揚強調週間	5月20日～5月26日
	危険物安全週間	6月第2週(日曜日～土曜日までの1週間)
	国民安全の日	7月1日
	防災の日	9月1日
	防災週間	8月30日～9月5日
	津波防災の日	11月5日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災ボランティア週間	1月15日～1月21日

## 2. 普及・啓発の方法

### (1) 各種団体を通じての普及・啓発

町は、次の活動を通じて、町民に防災知識を普及・啓発し、社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

- ① 町内会、自主防災組織、P T A、女性団体、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催と資料提出
- ② 各種防災啓発資料の公開、開示
- ③ 消防職員の出前講座、救命講習会

### (2) 広報媒体による普及・啓発

町は、次に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及・啓発に努める。

- ① ホームページ等
- ② 広報紙、防災パンフレット、ハザードマップ等の配布
- ③ 防災用D V D等の貸出
- ④ 講習会等の開催
- ⑤ 各種イベントでの防災ブースの設置
- ⑥ その他

## 3. 普及・啓発の内容

- ① 五城目町の防災対策
- ② 防災に関する知識（各種災害への備え、応急手当等）
- ③ 地域固有の防災問題への認識（過去の被災経験等を基準にした土砂災害警戒区域や災害危険箇所の実態把握等）やタイミングを逸しない適切な行動（正常性バイアス等に係る知識を含む。）
- ④ 気象警報などの気象情報の知識
- ⑤ 広域避難の考え方と大規模広域避難に関する総合的な知識
- ⑥ 災害時の「自助」「共助」「公助」の役割について
- ⑦ 自主防災組織の結成と活動の推進（活動例の紹介など）
- ⑧ 要配慮者の支援
- ⑨ 応急救護等の習得
- ⑩ 災害への備え
  - （ア）避難の方法（指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難経路、避難場所の確認）
    - （イ）災害情報、避難情報の取得方法
    - （ウ）ローリングストックの活用等も含めた「最低3日間、推奨1週間分」の食料、飲料水、物資の備蓄、非常持出品の準備（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、医薬品等）、自動車へのこまめな満タン給油
  - （エ）家具・ブロック塀等の転倒防止対策
  - （オ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
  - （カ）飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ⑪ 火災の予防

## ⑫ 災害時の心得

- (ア) 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時に取るべき行動
- (イ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (ウ) 災害発生時における連絡方法（災害用伝言ダイヤル 171 等）や、災害時の態様に応じて取るべき手段方法
- (エ) 家屋が被災した際の生活の再建に資する行動（片付けや修理前の家屋の内外の写真撮影等）

## **第4 学校等を通じての防災知識の普及**

学校等においては、地域社会の実情及び幼児・児童・生徒の発達の段階に即し、気候変動の影響も踏まえつつ、教育活動全体を通じた系統的・体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、県及び町は、学校における消防団員や自主防災組織員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

### **1. 町教育委員会の取組**

学校訪問等により学校防災体制の確認及び助言を行う。

### **2. 各学校等の取組**

#### **(1) 学校等の防災体制の見直し**

各学校等の校長などの施設管理者は、危機管理マニュアル・学校安全計画等を作成し、防災訓練を計画的に実施してこれを検証し、必要に応じて見直しを行う。

#### **(2) 幼児・児童・生徒に対する教育**

学校等は、幼児・児童・生徒の安全確保及び防災対応力向上のため、教科指導・学級指導・全体指導など教育活動全体を通じた防災教育を推進する。

#### **(3) 教職員に対する教育**

各学校等は、教職員の安全確保・防災対応力向上のため、校内研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の普及・啓発を図る。

### **3. 防災訓練の実施**

ア 防災訓練は、学校行事などに組み入れ教職員全ての共通理解、さらには児童・生徒の自主性を重視の上実施する。

イ 防災訓練は、学校種別・規模等の実情に応じて、毎年3回程度実施する。

### **4. 防災施設の整備**

各学校施設等は、災害時に避難所となる可能性があることから、平時より施設、設備、器具、用具などの定期点検を行い、点検結果に基づく補強・改修などを速やかに実施する。

特に、電気・ガスなどの露出配管部分については、安全点検項目の見直しを行い、老朽化等の把握に努める。

## 5. 連絡通報組織の確立

災害時における組織活動の円滑を期すため、全教職員の緊急時連絡網等を整備するとともに、休日及び夜間など施設が無人化する際の警備会社等委託先との十分な連絡網を確立する。

# 第5 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、査察指導及び講習会等を実施して資質の向上に努める。

## 1. 査察等を通じての現場指導

消防本部は、防災上重要な施設に対し定期的な査察を実施して、施設の維持管理及び災害発生時における対処要領等を指導する。

## 2. 講習会、研究会等の開催

消防本部は、防災管理者に対し次の防災教育を実施する。

ア 講習会、研究会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。

イ 事業所等の消防計画の習熟・検証、過去の災害対応事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制などに関する研修会等を計画的に実施する。

# 第6 事業所等における防災教育

## 1. 事業継続計画（B C P）の策定

町は、企業が災害時においてその役割を認識し、災害時においても重要な業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定を促す。

## 2. 防火管理体制の強化

学校・大規模小売店等多数の人が出入りする施設について、管理権原を有する者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び維持管理を実施させること。消防本部は、これらの指導を行う。

また、施設・設備の不備欠陥を早期に発見し、出火及び延焼拡大の危険要因を排除するため、消防法等による立入検査を通じて、防火管理体制の強化を促す。

## 3. 従業員等に対する防災教育

事業所の管理者は、消防訓練や講習会等を実施する。また、地域の防災訓練に参加する。

# 第7 地域コミュニティーにおける防災教育の普及推進

県及び町は、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティーにおける防災に関する教育・研修などの推進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

## **第8 防災に関する意識調査**

町は、防災に関する町民意見を把握するために、県並びに関係研究機関等と協力して防災に関する意識調査の実施に努める。

## 第2節 自主防災組織等の育成計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、消防本部
	町以外の機関等	消防団、自主防災組織、町内会、事業所

### 第1 基本的な考え方

防災の基本は、自分の生命、身体及び財産は自分で守ることである。町民は、この基本を自覚し、平時より災害に対する備えを心がけておくことが重要である。特に、災害発生直後における人命の救助・救急、初期消火活動などについては、消防や警察などの到着を待たずに自主防災組織などの地域コミュニティ団体の協力による救出・救助活動の成果が阪神・淡路大震災や新潟県中越地震で実証されている。このように、災害発生時の初期の対応や、被害規模が広く、町や消防、警察などの「公助」が行きわたらない状況下では、地域住民の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等の「共助」が重要であるため、その組織の育成を図る。

### 第2 自主防災組織の育成

本町においては現在、規約を整備し、地震等の災害を意識した訓練を実施するなど、本当の意味の自主防災組織の活動を実施しているのは、確認できているだけで33組織(34町内会/71町内会※「ななくら」含む。)のみである。

よって、今後、町は「共助」として自主防災組織の活動がいかに重要であるのか訴えるとともに、規約の整備、具体的な活動の指導をしていくことが必要である。

#### 1. 自主防災組織の結成

- ア 本町の実情から町内会を単位とし、災害時に機能する自主防災組織の結成を促進する。
- イ 町は、自主防災組織の重要性について説明会を開催するとともに、結成の際に必要となる規約や活動の事例について作成し提示する。なお、規約・活動事例については、分かり易さに努める。
- ウ 自主防災組織の結成にあたっては、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるような自主防災組織づくりを行う。
- エ 自主防災組織の結成について明確化するため、結成した際は町に届け出るものとする。
- オ 自主防災組織の活動は、概ね次のとおりである。

平 時	1 情報の収集伝達体制の確立
	2 火気使用設備及び器具等の点検
	3 防災用資機材等の備蓄及び管理
	4 地域の障害者等の要配慮者の把握
	5 災害教訓の伝承等、防災知識の普及活動
	6 自主的な防災訓練の実施及び県・町主催の防災訓練への参加
	7 その他

災害発生時	1 初期消火の実施 2 被害状況等の収集・報告、命令指示等の伝達 3 救出救護の実施及び協力 4 避難誘導の実施 5 安否確認の実施 6 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力 7 その他
-------	--

カ 町は、自主防災組織の結成率が促進されるような経費の支援の仕組みを検討する。

## 2. 自主防災活動への支援

- ア 町は、計画的にリーダー研修会等を開催して指導能力の向上を図る。
- イ 町及び消防団は、防災訓練の指導・助言等の支援を行う。
- ウ 町は、炊き出し等に活用する防災資機材を貸与する。
- エ 町は、防災資機材の購入及び自主防災組織の防災活動経費について支援をする。
- オ 自主防災組織の参加を含む防災訓練計画を策定し、防災技術の向上に努めるものとする。
- カ 町は、町内会等へ自主防災組織の必要性の浸透を図るとともに、「組織規約（例）」、「防災活動計画（例）」、「組織の編成（例）」などの自主防災活動のマニュアルを作成し、自主防災活動を支援する。

### ◆第5編 資料編

- 「9-1 自主防災組織等」
- 「9-2 自主防災組織推進要領」
- 「9-3 自主防災組織規約【例】」
- 「9-4 活動計画【例】」

## 第3 事業所の自衛消防組織等

### 1. 現況

危険物の製造所は本町にはない。なお、危険物取扱事業所は、それぞれ自衛消防組織等が組織され、またガス取扱事業所ではLPGガス協会などの指導のもとに自主保安体制の充実に努めている。

### 2. 対策

事業所の防災計画等に基づく防災訓練を計画的に実施し、訓練の結果を検証し、検証により提起された課題を事業所の防災計画に反映させる。

学校、医療施設、百貨店（大規模小売店舗）など多数の町民が利用する施設の管理者は、自衛消防組織などの強化・育成に努め、防火管理体制の強化を図る。

## 第4 消防職団員、OBとの連携

消防職団員の専門知識とOBの豊富な経験は、自主防災組織の結成に関するノウハウ、また活動面における豊富な実践経験であり、町はこれらの実績を踏まえ消防職団員及びOBとの連携を図ることが重要である。

消防職団員の専門知識とOBの豊富な経験を基に連携し、自主防災組織の充実を図る。

## 第5 消防団員の育成強化

消防団は、災害時における消防活動のほか、平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等、地域社会の中で重要な役割を果たしている。そんな中、平成25年12月に制定された、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下「消防団等充実強化法」という。）によれば、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、地域の自主防災組織等の指導的な役割を担うとされており、町はそのために地域の実情に応じて消防団の育成強化を図るとされている。

本町は、消防団の育成強化について、以下の措置を講ずる。

- (1) 消防施設、設備の整備
- (2) 消防団員の確保
  - ア 入団募集方法の検討
  - イ 団員の待遇改善を図る等、活性化対策の推進
  - ウ 分団の再編による組織力の強化

## 第6 地区防災計画の作成

地区防災計画とは、コミュニティにおける「共助」による防災活動の推進の観点から、町内の一定地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画のことである。本町は7地区（五城目、馬川、馬場目、富津内、内川、森山、大川）からなる町であり、地区防災計画の作成にあたっては、この地区毎に自主防災組織等が中心となって作成されることが期待される。また、この地区内の地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るために、共同して、防災訓練を実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

町は、地区防災計画の作成にあたって「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月）等の資料を自主防災組織等に提供し作成を支援する。

## 第3節 防災訓練計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、消防本部
	町以外の機関等	消防団、五城目警察署、各学校施設、自主防災組織、事業所、医療機関

### 第1 基本的な考え方

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と住民との間における協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、さらに、地域防災計画の検証などに副次的な効果がある。

訓練の実施にあたっては、高齢者や傷病者などの避難行動要支援者に対する安全な避難誘導、また、大規模災害発生時における避難所の開設及び運営について、平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、自主防災組織等と連携した地域の災害リスクに基づく防災訓練を定期的に実施するよう努める。また、実行性確保に向け、災害対応に必要なシステムやICT端末を活用の上、定期的な実施に努めるとともに、訓練結果については事後の検討を行い、問題点・課題等の把握に努め、次の訓練にフィードバックし、必要に応じて体制の改善を図る。

また、訓練を実施する際は、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすることに加え、ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

### 第2 現況

本町では、各組織において個別訓練は実施されているが、総合的な防災訓練は残念ながら実施されていない状況。

### 第3 訓練等の種別

#### 1. 総合防災訓練

町は、「県民防災の日（5月26日）」などの日に合わせ、年に1回程度、町民参加による総合防災訓練を実施する。訓練は、防災関係機関等の参加も得ながら多数の町民の参加を求め、避難活動、避難所運営、炊き出し、救助、救護、災害ボランティアセンターの開設・運営訓練等を内容とするとともに、他の市町村との共同訓練も検討する。

また、訓練結果については事後検討を行い、問題点・課題等の把握に努め、次年度の訓練に反映し、必要に応じて体制の改善を図る。

#### 2. 個別訓練

##### (1) 実働訓練

町や各防災関係機関等は、訓練種目を選定し、災害対策本部の班、自主防災組織、地区毎の個別的な訓練を実施する。

（例）動員配備訓練、水防訓練、安否確認・避難誘導訓練、障害者や外国人などの要配慮者、要配慮者を支援する者や感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練など

## (2) 図上訓練

町や各防災関係機関、町民等は、指揮能力や防災知識の向上を図るため、想定災害を図上でイメージした訓練を計画的に実施する。

(例) 災害対策本部運営訓練、避難所運営訓練、要配慮者避難誘導訓練など

## **3. 研修・講習会等**

町は、職員の災害対応能力の向上に向け、必要に応じて県等関係機関と連携し、災害対応に関わる研修や講習会等への参加に努める。

(例) 災害対策本部運営に関わる講習会、気象防災ワークショップ、住家の被害認定調査の研修

## **第4 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練**

町は、事業所や自主防災組織等がそれぞれの状況に応じ訓練の実施ができるよう支援する。

### (1) 事業所等（防火管理者）における訓練

ア 学校、病院、工場、事業所、百貨店（大規模小売店舗）及びその他消防法で定められた施設の防火管理者は、その定める消防計画に基づく消防訓練を定期的に実施する。  
イ 地域の一員として、町、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域貢献に努める。

### (2) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、町及び消防団の指導のもと、年1回以上の組織的な訓練を実施する。訓練は、初期消火、応急救護、避難とし、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行うよう努める。

なお、自主防災組織が行う訓練にあたっては、訓練の計画書を町へ届け出るものとする。

### (3) 町民の訓練

町民は、各種の防災訓練への参加、地域の訓練での体験、家庭での防災についての話し合いなどに努める。

## 第4節 防災情報の収集・伝達体制の整備

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、まちづくり課、議会事務局、消防本部
	町以外の機関等	県、消防団、自主防災組織、町内会、通信事業者、報道機関

### 第1 基本的な考え方

災害発生時における迅速・的確な情報の収集及び伝達は、町及び防災関係機関における迅速な初動態勢や、応急対策を迅速かつ適切に実施する上で極めて重要であり、その体制（ソフト・ハード含む）の整備を図る。ハード面では各種の防災情報通信施設の使用が必須であり、災害の規模によっては、これらの通信施設が被害を受ける又は、停電により使用ができなくなることも十分に考えられる。

このため、平時より連絡網の整備や、各種防災情報通信施設の多角化を念頭においた整備に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用するよう努めるものとする。加えて、防災行政無線等による住民への防災情報の確実な伝達のための維持管理・機能強化及び情報通信施設の維持管理の徹底を図り、且つ職員に対しては防災情報通信機器（防災システム）の操作研修を計画的に実施する。

このほか、町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集や蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップや防災マップによる災害危険性の周知などに生かすものとする。

### 第2 現 態

現在、整備済みのソフト面：連絡網と、ハード面：情報通信施設（情報通信機器：防災システム）は以下のとおり。

#### 【ソフト面：連絡網】

現在、災害発生時には職員が直接現地を確認して被害状況などの情報を収集している。

#### 【ハード面：情報通信施設（情報通信機器：防災システム）】

(1) 秋田県総合防災情報システム（H27年4月更新） ※町、県、消防本部等の間での通信。

県で各市町村、消防本部等へ整備したシステム（平成12年度運用開始）で、各端末局同士の電話、通信が可能。メイン回線は有線（光ファイバー網）を使用しているが、災害時の断線等も念頭に衛星回線をバックアップ回線にもっている。また、停電時には燃料（軽油：満タン200L）で72時間連続稼動が可能な発電機も備わっている。

(2) 秋田県情報集約配信システム

（別名：情報の架け橋、Lアラート「災害情報共有システム」）（H27年4月システム更新）

※町から、県、Lアラート、町民への情報発信。

災害対策本部設置、避難情報、避難所開設など、自治体が発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する共通基盤システム。（平成26年度運用開始）。

(3) 秋田県河川砂防情報システム

馬場目川（久保水位局）、内川川（黒土水位局）の河川水位、雨量（五城目、水沢、森山）

の状況などがリアルタイムで確認できる。また、一定の水位で観測を始める簡易水位計（危機管理型水位計）についても同様に水位状況を確認することが可能。

(4) 気象庁ホームページ

各市町村の警報、注意報の状況、土砂災害警戒情報発表時の町域の土壤雨量指数のメッシュ情報の確認など、気象情報全般の確認が可能。

(5) 安否情報システム

武力攻撃やテロなどの事態が発生した際に、被災地住民の安否情報を集約・整理・提供する、総務省消防庁の情報照会システム。国民保護法に基づいて整備され、平成20年に運用が開始されている。大規模な自然災害・事故が発生した際にも、自治体の要請に応じて運用される。

(6) 衛星電話 ※災害対策本部内の職員間での通信。

町（住民生活課）には、災害時、有線電話が途絶しても使用可能な衛星電話が2台整備（平成24年度整備済み）されている。災害現場などで現地本部の情報通信施設としても使用が可能。

(7) 消防・救急無線

町（消防本部）並びに消防車両に無線設備を設置し、各種災害に迅速に対処できる体制が整備されている。

(8) 町防災行政無線 ※主に町から、町民への情報発信。各子局には、町民から町への通話機能もある。

平成29・30年度に整備。平成31年4月から運用がスタートし、全町に設置した屋外拡声子局のスピーカーから、町民へ向けて音声放送で連絡が可能となるほか、避難所等の重要な施設には戸別受信機を設置する。なお、各子局にはマイクが設置されており、子局毎に独自の放送も可能、町への通話機能も備えている。放送を聞き逃した場合は、専用電話番号へ電話をかければ聞き直しも可能。

(9) 緊急速報メール ※町から、町民への情報発信。

民間携帯事業者4社（4キャリア）と緊急速報メールに関する協定（平成24年度協定）を結んでおり、緊急情報を本町エリアに発信（本町の携帯電話受信点より発信）することができる。ただし、緊急速報メールの受信機能が携帯電話になければ受信ができない。また、発信できる情報は、避難指示などあらかじめ利用規程内で決められており、水道断水や道路通行止め、各種生活情報やイベント情報などは発信することができない。

(10) 災害時優先電話（アナログ回線：役場電話交換機を通さない） ※町と他者との間での通信。

災害時は電話の回線が混雑しがちにいく状態になる。その際に、被災地（回線が混雑しているエリア）から、優先的に電話をかけることが可能。あくまで電話をかける側の優位性を確保したものであり、他の電話からの受けに対して優位性が確保されている訳ではない。本町には、1回線（まちづくり課）に整備されている。

(11) 特設公衆電話（避難所）（平成24年度整備） ※避難者と他者との間での通信。

本町の避難所16箇所については、避難所開設時に臨時に設置できる電話機が1～3台整備されている。避難所開設時には、専用ジャックに電話機を設置することで使用が可能となる。この電話は、(10)の災害時優先電話としての優位性も持ち合わせている。

(12) 広報車 ※町から、町民への情報発信。

災害広報用に使用できる拡声器付きの公用車が4台（住民生活課1台、総務課1台、消防本部2台）関係課に整備されている。この他にも、建設課3台、農林振興課1台、生涯学習課1台に拡声器付きの車両がある。

(13) 町ホームページ ※町から、町民等への情報発信。

CMS機能を有するシステムにより、各部署担当で情報を発信している。

(14) 町 SNS

Facebook、X（旧Twitter）、Instagramを開設しており、まちづくり課で情報発信をしている。

(15) 登録制のメール

平成28年度7月より運用を開始。緊急速報メールとは違い、水道断水や道路通行止め、各種生活情報やイベント情報など、自治体の意志で必要な情報を、メール登録者へ配信することが可能。なお、配信にはグループ分けが可能であり、各地区や町職員のグループを設けている。

(16) 小型無人航空機（ドローン）の整備

町は、火災や救助現場、災害現場などの全容を把握するために職員を現場に立ち入れさせる時、著しく危険又は困難である場合を想定し、空中からの撮影を遠隔操作で可能にする小型無人航空機（ドローン）を整備している。

#### ◆第5編 資料編

「3-1 防災関係機関別無線通信網」

「3-2 消防無線等」

### 第3 防災情報の収集・伝達体制の整備

今後、整備を進めるソフト面：連絡網と、ハード面：情報通信施設等（情報通信機器：防災システム）は以下のとおり。

#### 【ソフト面：連絡網】

災害が発生した時、町及び防災関係機関は、直ちに職員を動員し所掌業務に関する被害情報収集を行なうだけでなく、今後は初動態勢や応急対策を念頭に、町と自主防災組織・町内会、消防団との間で、災害発生時の被害情報の収集について連絡網の整備、連絡の方法などの体制について整備を図る。

#### 【ハード面：情報通信施設（情報通信機器：防災システム）】

今後、整備を検討する情報通信施設（情報通信機器：防災システム）は以下のとおり。

(1) 防災ラジオやケーブルテレビ網等の整備

町は、町民への情報伝達手段の多重化を図るため、防災ラジオ（災害情報の放送の際には、自動起動し放送が流れる。）やケーブルテレビ網等の情報発信の手段を、利用者の多さや、費用対効果を見極めながら検討する。このほか、町と自主防災組織・町内会、消防団との間で、被害情報や災害対応状況を共有できるよう、情報共有手段の整備に努める。また、全国瞬時警報システム（Jアラート）を含めた既存システムについては、適正な維持管理、更新に努める。

(2) 障害に応じた体制・設備等の整備

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

加えて、町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備

の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (3) 移動系の防災行政無線等

町は、災害時に情報収集にあたる現場職員と災害対策本部との間での通信手段として移動系の無線の整備を図る。

また、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全モバイルシステムなどの移動通信系の活用体制の整備について努めるものとする。併せて、地域衛星通信ネットワーク等による衛星通信の確保に努めるとともに、通信が途絶した地域において活動する派遣職員等を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備等に努めるものとする。加えて、これら機器類の動作方法の確認や通信訓練に努めるものとする。

## 第4 情報の共有化

町、県及び関係機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討の上実践的な施策等の策定に努めるものとする。また、町、県及び公共機関は、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の総合防災情報システム（S O B O - W E B）に集約できるよう努めるものとする。

## 第5 情報通信施設の維持管理

大規模な災害が発生した場合には、停電の影響で、情報通信システムに電源が供給されず、その機能が停止することで、災害情報等の迅速かつ確実な収集及び伝達ができなくなるおそれがある。

町は、大規模災害時でも情報通信機器を長時間安定して稼動させるため、以下の対策を実施しておく。

### ア 定期的な維持管理

定期的な動作確認、試験運転を行い常に使用可能な状態を維持する。充電が必要なものは定期的に充電を行う。

### イ 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、無停電電源装置、自家発電設備、発電機等の整備に努める。また、自家発電設備、発電機等は、必要な燃料の確保と定期点検等による機能の保持に努める。

### ウ 浸水対策

浸水等により停止しないよう、機器を浸水想定の高さ以上に設置し、又は浸水対策を実施するよう努める。

### エ 耐震化、免震化

情報通信施設（情報通信機器）の落下防止等の耐震措置を行う。

## 第6 情報通信施設（情報通信機器：防災システム）の操作研修等

第2現況にある（1）～（16）の情報通信施設（情報通信機器：防災システム）の設置・使用については、災害対策本部（災害警戒対策部）の事務分担表により使用がなされる。町は、平時より担当者を明確にし、研修会や訓練により操作の習熟を図る。

## **第7 その他の通信の活用**

町は、民間無線の活用を図るため、アマチュア無線、タクシー無線等の活用について検討する。

## 第5節 避難計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、健康福祉課
	町以外の機関等	消防団、自主防災組織、町内会

### 第1 基本的な考え方

大雨・洪水、豪雪などの気象に関する災害が発生した時、又は発生するおそれがあり住民の避難が必要になった時などを想定し、平時より町は、避難場所、避難所及び避難路を定め、これを自主防災組織や町内会において計画的に実施する研修会や防災訓練を通じ、住民への周知徹底を図る。

加えて、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

※避難行動要支援者については、第24節避難行動要支援者支援計画を参照。

### 第2 現況

避難場所については、五城目町地域防災計画に具体的に定めるとともに、施設の統廃合などを含め毎年確認を行い、継続的にその見直しを行っている。なお、各地区で具体的な避難経路までは定められていない状況であり、また町民に対する周知徹底や避難の指示伝達体制の確立については、課題となっている。

### 第3 避難の判断基準の作成

町は、国の「避難情報に関するガイドライン」及び県の「避難情報の判断・伝達マニュアル①（土砂災害編）」及び「避難情報の判断・伝達マニュアル②（洪水編）」に基づいて、降水量、気象予警報等の客観的な指標に基づき、災害種別毎に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の具体的な発令基準を設定する。発令基準の設定にあたっては、夜間の発令時のルールや、緊急時における発令対象地区の見直し（大括り化）について考慮するよう努める。

また、国では、高齢者等の避難の実行性を確保する必要があることや、避難勧告と避難指示の違いが十分に理解されていないことなどの課題に対応するため、災害対策基本法を一部改正し、令和3年5月から、避難情報を変更し（「避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難」、「避難勧告、避難指示（緊急）→避難指示」、「災害情報発生→緊急安全確保」）、運用を開始したことから、町は、確実に住民や要配慮者利用施設の管理者に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動を確実に実施できるよう必要な取組を講ずるものとする。

### 第4 避難情報発令のための体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

## **第5 避難情報の伝達**

### (1) 高齢者等避難

町長は、避難に時間要する高齢者等が、安全に避難できるタイミング等において自主的に危険な場所からの避難（立退き避難又は屋内安全確保）を促す。

### (2) 避難指示

町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難（立退き避難又は屋内安全確保）を促す。避難指示の発令を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難指示の周知徹底を図る。

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。

ア 避難の対象地域

イ 避難指示の理由

ウ 避難指示の期間

エ 避難先

オ 避難経路

カ その他必要な事項

### (3) 緊急安全確保

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、立ち退き避難をすることがかえって生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、緊急に安全を確保するための最善の行動を促す。

### (4) その他

町は、高齢者等避難や避難指示の発令に当たって適切な判断を行うため、必要に応じて、専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言などを活用するものとする。

## **第6 避難情報の伝達手段**

町は、消防本部と連携して、広報車、町内会などの連絡責任者など、避難情報の伝達体制の整備に努める。

また、職員等の巡回による伝達の場合は、住民不在時の伝達手段についてもあらかじめ定めておくように努める。

## **第7 避難場所等の指定**

町は、災害対策基本法に基づき次の避難場所等を指定する。

### (1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水、土砂災害などの異常な現象の種類毎に安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所である。滞在するのではなく、一時的に避難する場所である点、指定避難所とは異なる。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、

避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、  
「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定一般避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設である。

町は、貯水槽、井戸、トイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等の整備ほか、高齢者や障害者等の要配慮者の避難が可能となるよう、指定避難所のバリアフリー化を図るとともに、主に夏季や冬季における指定避難所での避難者の滞在に向け、温度管理が可能となるよう、空調設備の整備に努める。

また、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内のレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じ、換気・照明等の施設の整備や、電力容量の拡大に努める。

(3) 指定福祉避難所

地域に住む支援の必要な高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が災害時においても適切な支援が受けられるよう、施設のバリアフリー化、要配慮者に配慮した食料、専門的な人材（介護職員等）等が確保された避難所で、一般の避難者が利用する指定避難所と別に設置するものである。

町は、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じ、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

【注意事項】

- ・ (1) 指定緊急避難場所と (2) 指定避難所は相互に兼ねることができる。
- ・ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、まずは避難スペースとして体育馆等を、状況によっては空き教室等の活用も検討する。いずれにしても、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- ・ 安全性の確保ができる場合は、指定避難所以外の各町内会の公民館を避難場所・避難所として活用できるものとする。ただし、平常時に各町内会や自主防災組織と町が、事前に協議しておくこととする。
- ・ 指定避難所の収容能力確保や感染症予防などの観点から、避難所として県有施設等の利用や、ホテル・旅館の活用等も想定される。ホテル・旅館等については事前に協定締結等を行うよう努める。
- ・ 水害と土砂災害、複数河川の氾濫や河川洪水等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとし、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを検討する。

## **第8 避難路**

各種災害の特徴等を踏まえ、災害で被災せずに、迅速かつ安全に避難できる道路、緑地又は緑道を避難路として指定する。

## **第9 避難場所等の周知**

### (1) 避難場所等の周知

- ア. 町広報紙及び各種会合等あらゆる機会を通じて周知する。
- イ. 町のホームページやハザードマップ等により町民に周知する。
- ウ. 訓練等を通じ、現場を確認させる。

### (2) 看板の設置

指定した避難場所等には、統一的な図記号を利用し、わかり易さに配慮した看板を設置する。

## **第10 避難場所等の環境整備**

町は、次のような環境整備に努める。

- (1) 再生可能エネルギーの活用も視野に入れた非常電源の設置及びその燃料の備蓄
- (2) 医療救護、給食、情報伝達、応急給水、仮設トイレ等の応急活動に必要な設備、備品等の備蓄
- (3) 毛布、暖房器具等の備蓄、暖房施設等の整備
- (4) プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、感染症の拡大防止等に配慮した環境の整備
- (5) 医療的ケアを必要とする者に配慮した人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保
- (6) 食物アレルギーに配慮した食料の確保

## **第11 避難所開設・運営体制の整備**

### (1) 避難所運営マニュアルの整備

町は、避難所及び福祉避難所について「避難所運営マニュアル」を作成し、公表に努める。マニュアル作成に当たっては、内閣府等が公表する最新の被災者支援に関する方針等に添つたものとする。

また、これらマニュアルに沿って、避難所の開設・運営訓練を計画的に実施するとともに、訓練の検証結果を踏まえたマニュアルの見直しに努める。

### (2) 避難者の健康管理

町は、避難者又は在宅避難者の健康管理を確保するため、保健師等による避難所等の巡回健康相談等を実施する体制を整備する。

## **第12 ペット同行避難への備え**

町は、災害発生時に、飼い主による同行避難や適正な飼育管理が行われるよう、飼い主が餌やケージの備蓄等を行い、災害に備えるよう啓発する。

## **第13 帰宅困難者支援**

町は、「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平時から広報に努めるものとする。

## **第14 多様な視点を取り入れた体制の整備**

町の男女共同担当部局は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局と男女共同参画拠点施設の役割について、住民生活課防災担当、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努めるものとする。また、町の男女共同担当部局は、災害時には、男女共同参画の視点から、府内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努めるものとする。

さらに、多様性条例に基づき、地域の防災活動の推進拠点における差別等がないよう、同様に明確化及び連絡調整に係る体制整備に努めるものとする。

## **第15 感染症の自宅療養者の避難確保**

町は、県と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討と調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行うよう努める。

## **第16 その他の避難**

町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。

避難所には、不特定多数の人が避難するため、感染症のまん延が懸念される。そのため、町は平常時より住民に対して、以下の在宅避難、分散避難、テント泊・車中泊についても避難方法として検討するよう啓発するよう努める。

また、町は指定避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

このほか、車中泊については、町は車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等の支援方策を検討するとともに、健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

特に高齢者のみの世帯等、避難者への支援が行き届かないことのないよう、町は社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO等の関係機関や災害時の応援協定に基づく協定先と連携し対応する。なお、対応にあたっては、円滑な避難支援に向け、これら関係機関等と個人情報の共有について検討する。

### **(1) 在宅避難**

安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はない。自宅の位置の安全性についてハザードマップ等で確認し、自分の住む地区に避難情報が発令されても、自宅に留まり在宅避難する。

### **(2) 分散避難**

避難先は指定避難所（地区公民館など）だけではない。感染症予防などの観点から安全な親

戚・知人宅に避難すること（縁故避難）なども検討する。

(3) テント泊、車中泊

災害時には避難所が非常に込み合う場合がある。感染症予防などの観点から避難方法の一つとしてテント泊、車中泊も検討する。なお、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、県及び町は健康相談や保健指導を実施するものとする。

## **第17 被災者支援の仕組みの整備等**

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

## 第6節 広域防災拠点整備計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、出納室、健康福祉課、建設課、消防本部
	町以外の機関等	県

### 第1 基本的な考え方

大規模災害時においては、県外からの広域応援部隊や救援物資等を、大きな被害のない地域に集結・集積させた上で被災地に展開・搬送するなど、広域応援活動を円滑に行う必要があるため、県では予めこのような広域応援活動の拠点となる施設（広域防災拠点：機能として=集結場所・ベースキャンプ、一次物資集積拠点、広域搬送拠点臨時医療施設「SCU」がある。）を、県北、県中央、県南に指定している。東日本大震災の例では、沿岸部の被災地に対して岩手県の内陸遠野市に広域防災拠点が設置された。ちなみに、本町には指定されていないが、これらの広域応援部隊は、被災市町村内にもベースキャンプを設置して活動することが想定されるため、予めこの場所を指定しておく。

また、県に要請した救援物資については、各避難所に直接輸送される場合のほか、町内の避難所が多数ある場合は、町においても、救援物資を受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、避難所等に輸送する施設（以下において「二次物資集積拠点」）を開設する必要があり、予めこの場所も指定しておく。

### 第2 広域応援部隊のベースキャンプ

#### (1) ベースキャンプの機能

県外等からの自衛隊、警察、消防等の部隊の集結場所又は、活動拠点となる。

#### (2) 町は、ベースキャンプに次の場所を指定する。

名称	所在地	連絡窓口	連絡先 (電話) (FAX)
旧五城目小学校グラウンド	五城目町字羽黒前 26	五城目町生涯学習課	018-852-5372 018-852-5370
五城目第一中学校グラウンド・野球場	五城目町高崎字広ヶ野 200	五城目第一中学校	018-852-2051 018-852-4698
ふれあい広場（文化の館）	五城目町上樋口字山田沢	五城目町生涯学習課	018-852-4411 018-852-4414
雀館運動公園野球場	五城目町上樋口	五城目町生涯学習課	018-852-4411 018-852-4414
地域活性化支援センター(BABAME BASE)	五城目町馬場目字蓬内台 117-1	五城目町まちづくり課	018-852-5361 018-852-3151
杉沢交流センター友愛館	五城目町馬場目字杉沢下台 59-1	五城目町生涯学習課	018-852-4411 018-852-4414
屋外ゲートボール場 スパーク五城目	五城目町上樋口字樽沢 193	五城目町社会福祉協議会	018-852-5192 018-879-8367
雀館運動公園第2・3・4駐車場	五城目町高崎字雀館下川原	五城目町生涯学習課	018-852-4411 018-852-4414

※「五城目町消防本部緊急消防援助隊受援計画」宿営可能場所一覧より。

### 第3 二次物資集積拠点

#### (1) 二次物資集積拠点の機能

救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、町内各避難所等へ輸送する施設。

#### (2) 二次物資集積拠点

町は、二次物資集積拠点に次の場所を指定する。

名称	所在地	連絡窓口	連絡先 (電話) (FAX)
防災備蓄倉庫	五城目町上樋口字樽沢 193 ほか	五城目町役場 住民生活課	018-852-5112 018-852-5367

### 第4 防災拠点の運用方法

広域応援部隊のベースキャンプ等の防災拠点の運用方法は、「五城目町消防本部緊急消防援助隊受援計画」など別に定める。

## 第7節 備蓄計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、建設課
	町以外の機関等	県

### 第1 基本的な考え方

自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭や自主防災組織等がそれぞれ備蓄するよう啓発するとともに、公助による円滑な物資供給が行えるよう、備蓄体制を整備する。町は、住家を失い家庭内備蓄を持ち出せない被災者を対象として備蓄を行う。

### 第2 計画の前提と想定地震

町では、県の備蓄計画の共同備蓄品目、備蓄目標にならって備蓄するものとする。ちなみに、県で計画の前提となっている地震は、一定程度の発生確率があり、避難者が多くなると見込まれる次の地震としている。

- ・想定地震：天長地震 北由利断層運動 (M=7.8)
- ・発災時期：冬の18時
- ・避難者数：188,159人（発災から1日後の避難所への避難者）  
※ちなみに、この時の町の避難者数は1,758人です。

なお、本地域防災計画の被害想定である、平成25年8月の秋田県地震被害想定調査【報告書】の(4)天長地震(M=7.2)冬の18時に発災の想定では、発災から4日後の避難者数が4,466人となっているが、本町の個別事案ではなく、県の想定地震による備蓄計画を目標とする。

### 第3 備蓄に関する役割分担と備蓄目標

#### (1) 役割分担

備蓄については、発災から3日間を対象に、自助・共助（家庭や自主防災組織等の備え）と公助（県と町の共同備蓄や他機関からの支援）の役割分担により対応するものとする。  
それぞれの役割分担は、次のとおりとする。

【公 助】 <u>6</u> /10		【自助・共助】 <u>4</u> /10
1/3	2/3	
県と <u>市町村</u> の 共同備蓄 ① 3.2万人分 (県と <u>市町村</u> で各1/2)	流通備蓄等 ② <u>6.3</u> 万人分	家庭や地域の備え ③ <u>6.3</u> 万人分

※①+②+③=15.8万人=第2の想定地震の避難者数となる。

#### (2) 備蓄目標

町の備蓄目標は、①を人口に応じて按分した量であり、本町の場合は0.00854（町の総人口は県内の0.854%にあたる）を使って、3.2万人分×1/2×0.00854=137人分とする。

## 第4 県と町の共同備蓄品目

県及び町は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない22品目を「共同備蓄品目」とし、備蓄するよう努める。また、過去の災害等を踏まえ、22品目以外でそれぞれが必要と考える品目や、炊き出し用具、段ボールベッド、マスク、パーテイションなど、避難生活や感染症対策において必要となる品目を備蓄するよう努める。

共同備蓄品（22品目）は、次のとおりである。

食料品等	主食、主食（お粥など）、 <u>副食</u> 、飲料水、粉ミルク、ほ乳瓶
防寒用品	毛布、石油ストーブ
衛生用品	トイレ、トイレットペーパー、紙おむつ（大人用）、紙おむつ（子供用）、生理用品、 <u>体拭きシート</u>
発電・照明機材	自家発電機・ <u>蓄電池</u> 、投光器、コードリール、燃料タンク
その他	タオル、給水袋、医薬品セット、 <u>ゴミ袋</u>

◆第5編 資料編 「8-1 町の備蓄目標（県と市町村の共同備蓄品目）」

## 第5 備蓄の推進

### （1）流通備蓄の体制整備

町は、食料や生活必需品等の供給について民間事業者等と協定を締結している。今後さらに、流通備蓄の活用に向けて、協定を締結し、確保できる体制を整備する。

### （2）家庭内備蓄等の推進

町は、各家庭における3日分以上の食料・飲料水（1人1日3リットル）・生活必需品の備蓄や、自主防災組織・事業所等における備蓄や資機材整備など、町民の備蓄に関する意識高揚を図っていく。

## 第6 備蓄倉庫の設置

町は、災害時に避難された方々に速やかに備蓄物資を提供できるよう、学校や地区公民館などの避難所となる施設に備蓄するよう努める。

## 第7 広域の物資受入れ体制の整備

被害が大きく、避難者が多数の場合には、町は県に対して備蓄品の提供要請又は、広域の救援物資の要請をする。この時、必要に応じて第6節 広域防災拠点施設計画の「二次物資集積拠点」を活用し受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、町内各避難所等へ輸送する。

この場合、国や県との間で物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を効率的に共有・調整できるよう、物資調達・輸送調整等支援システムの活用を推進するとともに、物資の受入れ等の作業や輸送について、輸送業者等の協力が受けられるように協定の締結を図る。

## 第8 燃料の確保

町は、緊急輸送車両や暖房等の燃料を優先的に確保できるように、協定を締結するなど燃料販売業者等との協力体制を構築する。

## 第9 給水体制の整備

### (1) 給水車等の整備

水道は災害時にもっとも重要なライフラインの一つであり、町は、水道施設が被災しないよう施設・設備の耐震性に努めることはもちろん、やむを得ず災害により断水が発生した場合は、給水車等により避難所等における飲料水や生活用水の確保に努める。そのため、車両積載が可能な給水タンクの整備などに努める。

### (2) 資器材の確保

町は、ポリ容器、ポリ袋等の給水資器材の公的備蓄を行う。

## 第8節 通信・放送施設災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、まちづくり課、議会事務局、消防本部
	町以外の機関等	五城目警察署、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、日本放送協会秋田放送局、株式会社秋田放送、秋田テレビ株式会社、秋田朝日放送株式会社

### 第1 基本的な考え方

災害時における通信の確保は、救急・救助及び応急復旧対策上において極めて重要である。

このため、町及び各関係機関は、通信及び放送施設を災害から防護するために必要な対策の実施と通信の途絶を防止するため、通信施設の維持管理強化及び防災行政無線等による町民への防災情報の確実な伝達のための維持・機能強化を図る。

また、災害時に利用できる関係施設の現状についても把握しておく必要がある。特に秋田県総合防災情報システム、警察、消防、NTT等の非常用無線を効果的に活用するため、平素から各関係機関との円滑な調整に努め、災害時の通信を確保しなければならない。

### 第2 町の通信・放送施設の災害予防

第4節防災情報の収集・伝達体制の整備で示した既存施設又は、今後整備する施設の災害予防対策は、次のとおりである。

#### 【予防対策】

- (1) 各無線局については、定期的に点検整備を実施し、機能の維持に努める。
- (2) 携帯移動局については、定期的に充電を行い常に使用可能な状態を維持する。
- (3) 各無線局は機器の転倒防止を図り、非常電源装置を設置し常にその能力維持に配慮する。
- (4) 消防救急デジタル無線設備は機能強化を含む更新整備を図り、大規模災害等に対し、より迅速かつ的確に対応するための情報網を構築する。

### 第3 関係機関の通信・放送施設の災害予防

各関係機関の通信・放送施設の災害予防対策は、次のとおりである。

#### 1. 警察

警察の通信施設の災害予防対策は、次のとおりである。

- (1) 災害発生時においても通信が途絶することがないように警察通信施設の整備を図る。
- (2) 災害発生時においても個々の施設の機能を維持するため、停電時における通信を確保する非常用電源及び警察通信施設の耐震性の向上に努める。
- (3) 警察通信施設の定期点検を徹底し、障害の防止に努める。また、障害発生時においても早期に機能を回復できるよう、平素から保全用物品の整備を図る。
- (4) 大規模災害の発生に備え、あらかじめ災害時における運用体制を検討する。また、災害発生を具体的に想定した実践的な通信訓練を定期的に実施する。

## **2. 電気通信事業者**

電気通信事業者の災害予防対策は、次のとおりである。なお、電気通信事業者は、生活インフラと道路の連携した復旧が行えるよう、上下水道事業を担う町や道路管理者、電力事業者等の関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

### (1) 東日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社の災害予防対策は、次のとおりである。

#### ア 建物及び局内外施設

施設を災害から防護するため、電気通信設備及び建物等については、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火構造としている。

#### イ 災害時に備えての通信の確保

- ① 通信途絶を防止するため、主要な伝送路の多重ルート構成とする。
- ② 被災した電気通信設備等を迅速かつ確実に復旧するための災害対策用機器及び資材等の整備を図る。
- ③ 災害時の輸送を円滑に行うため措置計画を具体的に定める。
- ④ 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について予備電源を設置する。

#### ウ 災害時の措置計画

通信不通地域の解消又は重要通信の確保を図るため、伝送路、交換設備及び運用措置計画を作成する。

#### エ 災害時の広域応援等

- ① 広範囲な地域で災害が発生した場合は、全国的規模での応援班編成、災害対策用機器及び資材等の確保、それらの輸送体制及び応援者の作業体制等を整備する。
- ② 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配備及び社外機関に対する応援又は協力の要請方法等について具体的に定める。

#### オ 訓練の実施

社内訓練のほか、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

### (2) 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモの災害予防対策は、次のとおりである。

#### ア 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

#### イ 災害対策用資機材等の確保と整備

##### ① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

##### ② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

#### ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

#### (3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の災害予防対策は、次のとおりである。

##### ア 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

##### イ 災害対策用資機材等の確保と整備

###### ① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

###### ② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

#### ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

#### (4) KDDI 株式会社

KDDI 株式会社の災害予防対策は、次のとおりである。

##### ア 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。また、必要に応じて、全国へ支援を依頼し、総合的に早期復旧に努める。

##### イ 災害対策用資機材等の確保と整備

###### ① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

###### ② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

#### ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

##### エ 防災訓練の実施

社内訓練のほか、国及び地方公共団体が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術

の向上に努める。

(5) ソフトバンクモバイル株式会社

ソフトバンクモバイル株式会社の災害予防対策は、次のとおりである。

ア 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

イ 災害対策用資機材等の確保

① 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。

② 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。

エ 非常食及び生活用備品等の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医療品、被服、生活用備品等を備える。

### 3. 放送事業者

(1) 日本放送協会（NHK秋田放送局）

ア 電源については、自家発電装置を点検し、燃料・潤滑油・冷却水の補給、バッテリー等の点検・充電を行う。

イ 中継回路、連絡回線については、東日本電信電話株式会社秋田支店に対し回線の確保及び代替線を要請するとともに、エントランスケーブル対策及び他社回線の利用について準備する。

ウ アンテナについては、送受信アンテナの点検及び予備アンテナを整備する。

エ 非常用放送装置を点検整備する。

(2) 株式会社秋田放送

ア 平時から非常災害放送に関する準備、点検、その他の関係事項等、防災及び安全管理の徹底を図る。

イ 非常事態の発生又は発生のおそれがあるときの放送番組について準備する。

ウ 非常災害発生時における放送と通信体制を整備する。

(3) 秋田テレビ株式会社

ア 定期保守及び非常災害訓練を毎年実施し、施設を再点検し防災対策の充実を図る。

イ 中継局の監視制御システムの充実を図る。

ウ エリア内世帯数1,000世帯以上の中継局は、全てバッテリー予備電源を設備している。

(4) 秋田朝日放送株式会社

ア 平時から非常災害放送に対する準備に努め、防災対策及び安全管理の徹底を図る。

イ 受電設備及び非常用自家発電装置の点検・保守の充実、並びに燃料補給などに留意する。

- ウ 送信設備及び演奏設備の点検整備に努める。
- エ 非常災害発生時における放送継続と通信連絡体制の整備を進める。

#### **第4 民間無線（アマチュア無線、タクシー無線）との協定について**

災害時の情報収集体制の強化の観点から、災害情報の協力が得られるアマチュア無線家や、タクシー事業者と協力協定を検討する。

## 第9節 水害予防計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、農林振興課・農業委員会、建設課、消防本部
	町以外の機関等	県、消防団

### 第1 基本的な考え方

融雪・大雨・集中豪雨等により、河川、ダム、ため池等の施設が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらすので「五城目町水防計画」に基づいて水防要員（消防団）の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、未改修河川、ため池等の整備（老朽化補強・改修含む）促進を図る。

河川水位については、馬場目川が秋田県知事の定める水位周知河川（水防法第13条）に指定され、避難判断水位が定められており、常時水位情報が秋田県から提供（秋田県河川砂防システムによる）されている。

また、台風や豪雨等による浸水被害から住民を避難させるための判断基準となる洪水ハザードマップを作成し、住民説明会などを通じ周知徹底を図る。

また、気候変動による影響を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するため、秋田河川国道事務所や秋田県、五城目町をはじめとする雄物川下流域及び馬場目川水系の流域関係者で構成された雄物川圏域流域治水協議会「下流圏域分科会」が設立された（令和5年8月30日）。同分科会により、流域関係者が推進すべき治水対策を位置づけた「馬場目川水系水災害対策プロジェクト」が更新されており（令和5年11月29日策定、令和6年4月4日更新）、町及び県等の関係機関は、同プロジェクトに位置付けられた治水対策を推進する。また、町及び県は、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、立地適正化計画において居住誘導区域にハザードエリアが残存する場合は、防災・減災対策等に係る防災指針の策定及び推進に努めるものとする。

### 第2 河川の浸水想定区域の対策

水害は人命や財産を脅かす脅威となるが、特に人命については最優先されるべきであり、そういう意味で人家に及ぶ河川の浸水想定区域への対応は重要である。水防法では、馬場目川の想定最大規模降雨（1000年に1度の降雨）に対応した新しい浸水想定区域（令和2年7月10日県告示）が県より示され、人命を守る方策がとられている。なお、指定河川以外の小河川についても、過去の浸水実績の区域において避難対応方針を町で示すこととする。

#### (1) 河川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設

平成29年6月19日に改正された水防法では、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設について、その施設の「名称」及び「所在地」等に関する事項を町地域防災計画に記載することになっている。

#### ◆第5編 資料編

#### 「15-12 河川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

## **第3 河川施設の整備**

町は、町の管理河川について河川の改修等の整備を実施するとともに、パトロール等を実施し、安全管理に努める。

また、県及び関係機関は、河川整備や森林整備、治山対策等による治水対策を推進する。県は河川整備として、馬場目川の築堤、河道掘削、護岸整備、内川川の捷水路等整備、富津内川の築堤、河道掘削、護岸等整備を行う。町は、これら河川整備が早期に完成されるよう、県へ継続して要望していく。

## **第4 ため池施設**

町は、庁内照会結果、チェックリスト以外の指摘事項の整理 No. 1、堤体崩壊などによる災害防止に向け、適切な維持管理等による災害防止に努める。

- (1) 老朽化した「ため池」について、「ため池等整備事業」等制度を活用して、補強・改修に努めるとともに、農業用ため池施設の管理者は、隨時同施設の安全点検を行う。
- (2) 地震時や異常気象時のため池の決壩を想定した「ため池ハザードマップ」を作成する。
- (3) ため池の規模、受益面積、下流状況（人家、公共施設等）による影響度などの観点から優先順位を設定し、耐震性を調査した上、必要に応じて貯水制限、補強・改修工事、耐震化や統廃合などを行い施設の安全使用、減災に努める。農業用「ため池」施設の管理者は隨時、施設の安全点検を行い、さらには出水期に備えた管理施設の点検整備を行う。

## **第5 内水氾濫対策**

町は、集中豪雨等による市街地等での浸水被害を防止するため、内水浸水対策を推進する。

### (1) 下水道事業計画に基づく排水路（雨水管きょ）の整備

町は、既存排水路の流下能力を把握・整理し、不足する排水路については、拡幅及び流下能力のある排水路へ分水及びバイパス管の整備を実施する。

### (2) 樋門の適切な運用

樋門操作の実効性確保に向け、既存の樋門について、操作規則を策定するとともに、河川と内水の水位差により逆流を確実に防止できるフラップゲートによる自動化を図る。

### (3) ポンプ施設の整備

市街地等へ滯水する雨水の早期排水に向け、ポンプ施設を整備する。整備にあたっては、整備費及び維持管理費のほか、必要なポンプ能力等を勘案し、適切なポンプ施設を選定する。

### (4) ため池の活用

山地から市街地に流入してくる雨水について、市街地への流入を抑制する対策として、ため池の活用を検討する。

### (5) 側溝の維持管理

町は、既存側溝の機能の維持管理に努める。なお、県が管理する道路等の既存側溝については、その良好な維持管理について要請する。

## **第6 洪水等に対する発令基準の設定**

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、氾濫により居住者や地下空間、施設等の

利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するよう努める

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。町は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、国〔国土交通省、気象庁〕及び県から必要な助言等を受けるものとする。

## **第7 洪水ハザードマップ・内水ハザードマップの作成、マイ・タイムラインの普及促進**

町は、国及び県が指定した浸水想定区域に基づく河川の氾濫による浸水被害や避難に資する情報を示した洪水ハザードマップや、雨水の滞留による浸水被害及び避難に資する情報を示した内水ハザードマップを作成し、住民説明会や研修会などを通じ周知徹底するとともに、適切な事前防災行動に向け、マイ・タイムライン作成の普及促進を図る。なお、ハザードマップには、過去の水害の浸水区域の情報の掲載も検討する。

その後、浸水想定区域の見直しがあった場合も再度作成する。

## **第8 水防体制の整備**

町は、水防活動に使用する水防資機材及び水防倉庫等の整備を図る。また、水防訓練等を行い水防技術の向上を図るとともに、県等が開催する災害対策本部運営に関する講習会や気象防災ワークショップへの参加を通じて、体制の強化や避難情報発令の適切なタイミング等について、習得を図る。

## 第10節 火災予防計画

実施機関	町の主な担当課	消防本部、農林振興課
	町以外の機関等	県、消防団

### 第1 基本的な考え方

火災は最も身近な災害であり多くの町民が火災現場の惨状を目にしている。しかし、いったん火災が発生すると尊い人命と財産を一瞬にして失うとともに、強風や乾燥などの気象条件下によっては、火災旋風の発生が予測され、地域全体の消失と多くの死傷者の発生が想定される。

このため、町及び消防機関等は、火災発生の未然防止と延焼被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

### 第2 一般火災の予防

住宅の耐火性の向上や、防火思想の普及により住家などの一般火災は減少する傾向にあるが、引き続き以下の対策を講じていく。

#### (1) 消防力の強化

町及び消防本部は、消防庁の「消防力の整備指針」にあわせて車両・資機材・拠点施設の設備等の充実、青年層・女性層を始めとした消防職員・消防団員の適正な確保、配置に努めるとともに、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりや処遇改善などについて指導・支援を行うまた、防火水槽などの消防水利の整備や、老朽化して機能が低下している消防自動車、救急車両などの更新を実施する。

また、防火水槽などの消防水利を整備する。

#### (2) 消防職員・団員に対する教育訓練

町及び消防本部は、消防職員・団員に対する教育訓練を実施し、知識及び技術の向上を図る。

また、警防活動時等における安全管理マニュアルの改訂、ヒヤリ・ハット登録の徹底による危険事案の共有、惨事ストレス対策の確立を図る。

#### (3) 予防査察

消防本部は、火災発生の防止と被害の軽減のため、必要に応じて関係の場所への立入等、予防査察を実施する。

#### (4) 防火管理者制度の徹底

消防本部は、消防法第8条の規定に基づき、学校、病院、工場、旅館、興行場、文化財等防火対象物における防火管理者制度を徹底させる。

#### (5) 火災予防条例等の周知徹底

消防本部は、町民に対し火災予防の規制に関する普及や、住宅用火災警報器の設置及び維持管理について促進を図る。

#### (6) 防火思想、知識の普及徹底

地域住民及び防火管理者並びに工場等の従業員に対し、随時防火講習会、防火座談会、初期消火訓練等を実施する。

#### (7) 火災警報の発令

町長は、秋田地方気象台から消防法第22条に基づく「火災気象通報」を秋田県知事経由で受

けた場合、かつ気象状況が火災予防上危険である場合は「火災警報」を発令するものとする。詳しくは、第2章災害応急対策計画の第3節気象予報・警報等の伝達、第5火災気象通報・火災警報を参照のこと。

なお、「火災警報」には、「火災注意報」と「火災警報」がある。

#### (8) 火災予防組合による注意喚起

本町には全世帯が加入している火災予防組合があり、防火思想の普及や火災予防活動を行なう。

#### ◆第5編 資料編

- 「5-1 消防本部組織図」
- 「5-2 消消防力の整備指針と現有勢力」
- 「9-1 自主防災組織等」
- 「17-1 消防用機械器具現有量一覧表」
- 「17-2 防火水槽設置場所」

### 第3 林野火災の予防

町土のほぼ8割を占める林野を火災から守るため、町及び関係機関が協力して消火資機材の整備と、火災未然防止に努めており、林野火災の発生は減少傾向にあるが、原因は主としてたばこ、焚火等となっている。林野火災は、人為的失火により発生することから、次の対策をしていく。

#### (1) 山火事予防連絡協議会

町及び消防本部は、県が開催する山火事予防連絡協議会に参加し、山火事の予防と消火体制等を協議する。

#### (2) 広報・啓発の充実

町及び消防本部は、山火事の発生するおそれのある時期に、重点的に広報・啓発を行い、山火事予防思想の普及徹底を図る。

- ア 山火事予防運動の実施 4月1日～5月31日
- イ ポスター、表示板等の設置
- ウ 学校教育を通じての山火事予防思想の普及
- エ 報道機関を通じて啓発宣伝

#### (3) 林野火災予防施設の整備

林野火災の発生を未然に防止するため、火氣取扱所を整備するとともに、火災の早期発見及び火氣取扱を監視するための施設を整備する。

- ア 消防車両が通行可能な林道の整備
- イ 防火線として活用できる歩道の整備

#### (4) 巡視員の配置

町は、入林者に対する火氣取扱い指導、火氣の早期発見、通報及び初期消火の徹底を図るために、必要に応じ巡視員を配備して警戒する。

#### (5) 火入れに対する許可

- ア 火入れをする場合は、森林法に基づき許可を受けさせるとともに、許可条例を遵守させ

る。

- イ 野火、焚火等火災と紛らわしい行為をする場合の届出を勧行させる。
- ウ 火災警報の発令中又は、気象条件急変の場合は火入れを中止させる。
- エ 火入れに関する現場責任者を置き、跡地の完全消火を図る。

(6) 空中消火対策

林野火災現場の地形、延焼規模その他諸般の状況から空中消火が適当であると判断されるときは「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」に基づき、知事に消防防災ヘリコプターの出動要請をする。

(7) 広域応援消防体制の整備

「秋田県広域消防相互応援協定」により対処する。

◆第5編 資料編 「24-2 災害応援協定（消防本部で締結）の一覧」

(8) 訓練の実施

消防本部は、林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、必要に応じて訓練を実施して、消火技術の向上を図る。

## 第11節 危険物施設等災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	消防本部
	町以外の機関等	県、五城目警察署、一般社団法人秋田県LPガス協会

### 第1 基本的な考え方

危険物施設等による災害の発生と拡大を防止するため、防災関係機関及び関係事業所は、安全規則の順守など適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制の確立に努め、危険物施設等における安全確保を図る。

また、地震動による危険物製造所・貯蔵所・取扱所等の倒壊・損壊、製造・貯蔵薬液等の爆発・漏洩事故の防止を図るため、防災関係機関並びに関係事業所は、施設の耐震診断・改修の推進、さらに維持管理の適正化、防災資機材の整備・拡充と併せ、自衛消防組織等の保安体制の強化に努める。

### 第2 危険物・有毒物の種類及び形態

危険物・有毒物の種類及び形態を次のとおり区分する。

区分	保有の形態	根拠法令	施設等の例示
危険物	製造所、貯蔵所、取扱所	消防法	製造工場 屋外タンク貯蔵所 ガソリンスタンド
火薬類	製造施設、火薬庫	火取法	製造、貯蔵、販売
高压ガス 都市ガス LPガス	製造所 充てん所、販売所 使用消費施設 輸送施設(車両)	高压ガス保安法 液化石油ガス法 ガス事業法	製造工場 LPG充てん所 家庭LPG 高压ガス輸送車
毒物・劇物	販売所 使用施設 輸送施設(車両)	毒劇物法	薬局、工業薬品店 メッキ工場、学校、研究所 毒劇物輸送車両
放射性物質	輸送施設(車両)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 薬事法	放射性物質輸送車両

※本町で都市ガスを製造、販売、使用している施設はなし。

### 第3 危険物の施設

#### 1. 現況

本町における危険物取扱所等の施設数は、取扱所 17、貯蔵所 32 となっている。

◆第5編 資料編 「18-1 危険物取扱所等」

#### 2. 対策

##### (1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努め、危険物の貯蔵、取扱量を適正に保持するとともに施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に維持する。

イ 五城目町消防署は、隨時施設の立入検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安について指導する。

(2) 資機材の整備

ア 五城目町消防署は、迅速・適切な消火が行えるよう、資機材の整備を図り消防力を向上させる。

イ 施設の管理者は、消火設備及び消火剤等の備蓄、連絡通報のための資機材の整備を促進する。

(3) 教育訓練の実施

ア 五城目町消防署は、施設の管理人者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に関する講習会、研修会を実施して管理保安に関する知識技術の向上を図る。

イ 従業員に対する訓練を実施して、災害発生時における対処能力を向上させる。

(4) 自衛消防組織の強化

自衛消防組織の充実を図るとともに相互応援の体制を整備する。

## 第4 火薬類の施設

### 1. 現 況

火薬類については火薬取締法により、製造、輸入販売、消費等の取扱い全般について規制が行われている。

### 2. 対 策

(1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、火薬類の貯蔵、取扱量を適正にするとともに施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に維持し盗難防止に努める。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、隨時立入り検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

(2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

(3) 教育訓練の実施

ア 保安講習会及び技術研修会を実施して、管理、保安に関する知識技能の向上を図る。

イ 訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

(4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

## 第5 高圧ガスの施設

### 1. 現 況

高圧ガス保安法による高圧ガスの製造所、貯蔵所は町内に存在しないが、今後設置されることも考えられる。

## 2. 対 策

### (1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、高圧ガスの貯蔵、取り扱い量を適正にし施設及び設備を定期的に点検し、常に最良の状態に維持する。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施し、施設及び設備の改善について指導する。

### (2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

### (3) 教育訓練の実施

ア 地区別、業務別等の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識技能を向上させる。

イ 訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

### (4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

## 第6 LPガスの施設

### 1. 現 況

LPガスは高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規制されているが、町内におけるLPガスの製造及び販売については適正な保安体制のもとで実施されている。

## 2. 対 策

### (1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、LPガスの貯蔵、取り扱い量を適正にし、施設及び設備を定期的に点検し常に最良の状態に保持する。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、隨時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

### (2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

### (3) 教育訓練の実施

ア 地区別、業務別等の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識技能を向上させる。

イ 訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

### (4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

## 第7 毒物・劇物の施設

### 1. 現 況

町内にある毒物、劇物の取扱施設は、届け出を要する業務上の事務所、及び届け出を要しない

が毒物、劇物を常時取り扱っている施設等は、適正な保安体制のもとで管理されている。

## 2. 対 策

### (1) 施設及び設備の維持管理

施設の管理者は、定期的に施設及び設備の点検を実施し常に最良の状態に保持する。

### (2) 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物及び劇物管理責任を明確化するとともに、災害発生時における、連絡通報、応急対策が適切にできるよう防災体制を確立する。

## 第8 放射能物質の施設

### 1. 現 況

病院等において放射線を放出する物質が使用されている。

### 2. 対 策

- (1) 監督機関は事業者又は輸送事業者並びに現場責任者（以下「事業者等」という）に対し、適切に監督、指導を行うとともに、事業者等から助言を求められた場合は適切な助言を与えるものとする。
- (2) 事業者等は関係法令に定める規程を遵守し、常に安全基準の見直しを図るとともに、放射線災害の予防に関する規程等の作成を行い災害の未然防止を図る。
- (3) 事業者等は放射線による災害を未然に防止するため各種資機材の整備を図る。
- (4) 火災、その他の災害が起こったことにより、放射線障害のおそれがある場合又は障害が発生した場合は直ちに応急の措置を講ずる。

## 第12節 建築物災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課（管財）、建設課、消防本部
	町以外の機関等	県、消防団、事業所

### 第1 基本的な考え方

建築物について、耐火・不燃性等の確保に努める。また、法律上必要な消防用設備の整備、防火管理者の配備及び消防計画の策定等を促進し、併せて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。なお、耐震化については、第3編地震災害対策 第1章災害予防計画 第3節建築物等の災害予防計画を参照。

### 第2 特殊建築物の予防対策

#### 1. 特殊建築物の範囲

特殊建築物は、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と蓄場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

#### 2. 特殊建築物の予防対策

- (1) 特殊建築物の被害を防止するため、建築基準法に基づく定期調査報告や、安全な維持管理に努めること。
- (2) 学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備の整備、防火管理者の配備及び消防計画の策定等を促進し、併せて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

### 第3 公共建築物の予防対策

町が所有する主な施設は、平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難・救護等の防災拠点といった用途等になりうることを考慮し、施設管理者が防災点検及び耐火・不燃性等の確保に努める。また、町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。なお、指定管理者制度により協定を締結、管理が委託されている場合は、指定管理者が責任をもって業務にあたる。

### 第4 一般建築物の予防対策

#### (1) 知識の普及活動

建築関係法令の施行を徹底し、安全性の確保に努め、かつ既存不適格建築物の防災性能の向上と維持保全に関する知識の普及を図る。

#### (2) 既存建築物に対する改善指導

旅館、工場、倉庫等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性能を適正に維持保全するため、県は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性の確保と施設改善を指導する。

#### (3) 消防同意制度の活用

県及び消防本部は、建築基準法及び消防法の規定による消防同意制度を効果的に運用し、建築時からの火災予防の徹底を図る。

#### (4) 空き家等の災害対策

町は、老朽化した危険な空き家等を把握するとともに、所有者を特定し必要な措置をとるよう指導する。

### **第5 液状化対策**

町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

### **第6 罹災証明書の発行体制の整備**

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるほか、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、発災後、速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付事務に係る市町村担当者向けの説明会を開催するものとする。また、開催に当たっては、ビデオ会議システムを活用するなど、より多くの担当者の参加が可能となるよう工夫に努めるものとする。また、県は、町が災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行えるよう、平時において、マニュアルの作成や研修機会の拡充など必要な支援を行うとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録及び他の都道府県や民間団体との応援協定締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

なお、応急危険度判定が実施された場合には参考とすることも考えられることから、被害認定調査を行う建設部建築班や罹災証明書の交付を行う消防部調査班及び総務部調査班と応急危険度判定を行う建築班等は、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した被害認定調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

### **第7 雪下ろし指導等**

町は、雪による建築物の倒壊防止及び屋根からの落雪事故防止のため、降雪前における建築物の点検、適時の雪下ろし指導等を実施する。

### **第8 防災上重要な施設等のバックアップ体制の整備**

町は、町庁舎等の施設について、災害時の停電に備え自家発電設備やシステムのバッテリー、無停電電源装置等の整備を図る。

◆第5編 資料編 「1-11 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」

## 第13節 土砂災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、農林振興課、建設課
	町以外の機関等	県

### 第1 基本的な考え方

豪雨や地震などにより引き起こされる土砂災害は、人命や財産を奪う脅威となる。県は、土砂災害防止法等により、急傾斜地、地すべり、土石流、山腹崩壊等の災害危険箇所の実態を調査・把握し、町へ情報提供する。また、危険区域の指定、災害対策事業の推進、危険地区における建築物の立地抑制、危険地域からの住宅移転など総合的な対策を実施し土砂災害の防止を図る。

町は、これら災害危険箇所について理解・把握するとともに、特に人家や公共施設に被害がある箇所については、ハザードマップ等を作成し、住民へ説明、避難体制の確立、看板の設置など、危険箇所の周知を進める。

また、町は土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、土砂災害警戒情報及び土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、気象情報等を踏まえた具体的な発令基準や発令単位を事前に設定するとともに、必要に応じ見直すよう務めるものとする。

このほか、町及び県は、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、土砂災害リスクを考慮した立地適正化計画の防災指針の策定を推進し、土砂災害の被害軽減に努めるものとする。

### 第2 土砂災害警戒区域の対策 ※土砂災害防止法により区域指定。

土砂災害は人命や財産を脅かす脅威となるが、特に人命については最優先されるべきであり、そういう意味で人家に被害が及ぶ土砂災害危険箇所への対応は重要である。土砂災害防止法では、土砂が人家におよぶ箇所を調査し、危険箇所を指定し、人命を守る方策がとられている。

#### (1) 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法により土砂災害の危険箇所を調査し、町の意見を求めて「土砂災害警戒区域（＝イエローゾーン）」及び「土砂災害特別警戒区域（＝レッドゾーン）」を指定する。

町は、県の現地調査が終了し結果が報告された時、加えて土砂災害警戒区域等に指定された場合は、対象区域で結果及び指定について説明会を開催する。

なお、平成28年1月22日秋田県告示第49号及び第50号により、本町では初めてとなる土砂災害防止法の土砂災害警戒区域の指定が、内川地区（小倉町内を除く）でなされた。

#### (2) 土砂災害警戒区域等の周知

町は、土砂災害警戒区域等の危険区域、避難場所及び避難経路等を示したハザードマップ等を作成し配布する。

また、町ホームページ等に土砂災害危険箇所の情報を掲載し、住民への周知を図る。

#### (3) 警戒避難体制の整備

町は、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発表基準を別途定めておく。これらの発令に関しては、土砂災害警戒区域ごとに避難情報の伝達方法（多様な手段を念頭におく）や、避難場所・避難経路等も含め定めておくとともに、住民等に伝達方法をあらかじめ周知しておく。

また、町は、土砂災害に係る防災訓練の実施に努めるとともに、自主避難体制についても事前に指導するなど、警戒避難体制を整備する。

- (4) 「土砂災害特別警戒区域（＝レッドゾーン）」での対策（及び制限）
- ①県は、住宅地の分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止する対策工事の計画について審査を行う。（知事の開発行為に対する許可が必要）
  - ②県は、居住を有する建築物の新築、増改築に際し建築確認申請があつたとき、申請建築物が土砂災害に対して安全な構造であるか確認を行う。（建築確認の際の確認が必要）
  - ③県は、特に著しい損壊のおそれがある建築物の所有者に対しては、移転等の勧告を行う。  
(知事の移転等の勧告)
  - ④県は、移転等の支援制度として国の「がけ地近接危険住宅移転事業」と協調した制度を設けており、町も本支援制度に協調し、現行の「五城目町災害危険住宅移転事業補助規則」の見直しを検討し、移転等を支援する。

(5) 土砂災害警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設

平成27年1月18日施行された改正土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の「名称」及び「所在地」、「土砂災害に関する情報の伝達」等に関する事項を町地域防災計画に記載することになっている。これは、土砂災害防止施設（対策施設）の整備、要配慮者の円滑な避難、避難支援体制の充実・強化など、ソフト・ハード両面の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地状況やハード対策の状況について定期的に把握していく必要があるための対応となっている。

現在の土砂災害警戒区域として指定されている区域、これらの区域内の上記施設については第5編 資料編において記述することにする。

- ◆第5編 資料編
- 「15-2 土砂災害警戒区域」
- 「15-3 土砂災害警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設」

### 第3 土砂災害危険区域の対策 ※国の調査要領・点検要領に基づく箇所。

土砂災害危険区域は、平成15年3月28日に公表になった国土交通省（当時の建設省）の調査要領・点検要領に基づき県が実施した調査で判明した箇所であり、法律的には何ら規制はない。※全町において、第2の土砂災害防止法の指定が終了した場合については、本箇所については失効すると捉える。

県は、土砂災害から住宅等の財産、特に人命を守るためにさまざまな事業を実施する。

(1) 急傾斜地の崩壊対策

県は、急傾斜地法に基づき土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）を指定し、崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告・命令、防止工事等を実施する。

なお、上記の対象とならない箇所（人家戸数が5戸未満の危険な状態にある箇所）については、県の「局所がけ崩れ対策事業」の活用を検討する。

(2) 地すべり防止対策

県は、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域を指定し、地すべりの防止を阻害し又は地すべりを助長し若しくは誘発する行為を制限する。

また、緊急度の高い区域から防止工事を実施する。

### (3) 土石流対策

県は、砂防法に基づき土砂災害警戒区域等（土石流）を指定し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事等を実施する。

#### ◆第5編 資料編

「15-4 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）」

「15-5 地すべり」

「15-6 砂防指定地」

「15-7 土砂災害警戒区域等（土石流）」

「15-10 平成25年度 局所がけ崩れ対策事業対象箇所」

## 第4 重点的な土砂災害対策

県及び町は、次の事項を重点として総合的な土砂災害対策及び山地災害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

### (1) 総合的な土砂災害対策

土砂災害のある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

### (2) 総合的な山地災害対策

山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

## 第5 治山事業

県は、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区を指定するとともに、保安林を守り育てることによって、山崩れなどの山地災害から住民の生命・財産を守る治山事業を計画的に実施する。

◆第5編 資料編 「15-8 山地」

## 第6 災害危険区域からの住宅移転

災害危険区域については防護対処に巨額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確

保できない場合は、危険地域住民の住宅を移転し、安全を確保する。

県又は町は、災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。

- (1) 防災のための集団移転促進事業
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業
- (3) 秋田県災害危険住宅移転促進事業

◆第5編 資料編

「4-11 五城目町災害危険住宅移転事業補助規則」

「4-12 五城目町災害移転事業補助規則施行細則」

「16-1 災害危険住宅の移転助成制度」

「16-2 災害危険住宅の定義」

## 第14節 公共施設災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	建設課
	町以外の機関等	県、東北地方整備局（秋田河川国道事務所）、東北電力株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、福祉施設、医療機関

### 第1 基本的な考え方

県、町、公共機関及びライフライン事業者が所有する、道路、橋梁、上下水道、電力、鉄道等の施設及び設備は、住民の日常生活を営む上で重要な役割を担っており、これら施設等の被災は、緊急対策及び応急対策など全般に重大な支障を及ぼすため早期の応急復旧が迫られる。

従って、これら施設の管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備改善に努め、施設災害の防護を図る。

### 第2 道路及び橋梁

#### 1. 現況

本町の道路網は、国道が国道7号、国道285号の2本、主要地方道が県道秋田八郎潟線、県道能代五城目線の2本、一般県道が県道真坂五城目線、県道三倉鼻五城目線の2本、この他多数町道が結びつき形成されている。また、高速交通としては、秋田自動車道が南北に通っている。

道路改修については、幅員の狭い箇所、屈曲な箇所を重点的に計画的に改修している。橋梁については、施設の老朽化が懸念されており、「橋梁長寿命化修繕計画」を作成し計画的な改修に努めている。

#### 2. 対策

##### (1) 道路

道路管理者は、「道路防災総点検」の結果に基づき、危険箇所の点検及び施設の整備を計画的に実施する。（県は、以下の内容で実施している。町は、今後実施について内容を検討する。）

町は、町道について、道路整備計画に基づき、新設改良や拡幅など、幹線道路・生活道路の整備を実施する。また、整備された道路の冠水対策として排水枠や側溝など、排水施設の維持管理や定期的な更新を実施する。

##### ◆県道路防災総点検（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）◆

- ア 平成8～9年度に実施
- イ 危険箇所の把握と要対策箇所の抽出
- ウ 防災カルテの作成（カルテは以後の点検結果により更新）
- エ 道路防災総点検の点検項目

①落石・崩壊	②岩石崩壊	③地すべり	④雪崩	⑤土石流	⑥盛土
⑦地吹雪	⑧橋梁基礎の洗掘	⑨擁壁			

## (2) 橋梁

道路管理者は、「橋梁の定期点検」の結果に基づき、施設の補修を計画的に実施する。

町は、管理橋梁に対し、上記の点検調査を行い予防的な修繕ができるよう「橋梁長寿命化修繕計画」を作成し、コスト縮減と長寿命化を図るとともに安全性を確保する。

# 第3 水道

## 1. 現況

水道施設は、取水から末端給水にいたるまで広範囲にわたっている。構造物に関する安全性は比較的高いのに対し、管路は災害に対して脆弱である。

## 2. 対策

### (1) 施設の防災性の強化

町は、取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物は、安全性の診断等の実施により、その老朽度及び構造を踏まえ、安全性の低い施設について補強、増強等を行う。

また、浄水場については止水板を設置し耐水性を確保するとともに、老朽化した送水管及び配水管は、耐震性のある管路、継手に取り替える。

### (2) 応急給水体制と資器材の整備

ア 町は水道施設が被害を受けた場合に備え、町民が必要とする最小限の飲料水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。

イ 町は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

# 第4 下水道

## 1. 現況

下水道は、町民が健康で快適な生活を営むうえで欠くことのできない施設であり、生活雑排水の排除やトイレの水洗化といった生活環境の改善ばかりでなく、河川や湖沼等の水質を保全するための重要な施設である。

## 2. 対策

町は、幹線管渠やマンホールポンプ、自家発電装置等の主要構造物は、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、常に管渠の点検を行い、不良箇所については、清掃、補修及び改良に努め、災害等による機能マヒを最小限にとどめる。

### (1) 管渠の補強整備

町は、定期的なパトロールと常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに老朽管の改良等を実施する。

### (2) ポンプ場（マンホールポンプ）

町は、電気設備や機械設備をはじめとした施設全般の保守点検に努め、災害発生時の施設機能確保のため自家発電装置や、移動式の発電機の整備に努める。

## 第5 電気

### 1. 現況

東北電力ネットワーク株式会社は、電力の安定供給を図るため、災害から防護するための施設の改善、併せて気象情報に基づく非常体制や災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

### 2. 対策

東北電力株式会社は、次の対策を実施する。

#### (1) 発変電施設

- ア 構築物、附属設備及び防護施設を整備する。
- イ 耐雷遮へい、避雷器の適正更新及び耐塩対策を強化する。
- ウ 重点系統保護継電装置を強化する。

#### (2) 送配電設備

- ア 重要設備、回線等に対する災害予防対策と異常箇所の早期発見及び早期対策を講ずる。
- イ 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。
- ウ 電線路付近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。
- エ 各種避雷装置等の増強により耐雷対策及び耐塩対策を強化する。

#### (3) 通信設備

- ア 移動無線応援体制を強化する。
- イ 無停電電源装置（UPS）及び予備電源を強化する。

#### (4) 施設の予防点検

- ア 定期的に電気施設の巡視点検を実施する。
- イ 災害発生のおそれがある場合は、その直前に実施する。

#### (5) 災害復旧体制

- ア 情報連絡体制を確保する。
- イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ウ 復旧資材及び輸送力を確保する。

#### (6) 防災訓練

- ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別、又は総合的に実施する。
- イ 各防災機関が主催する訓練に参加する。

## 第6 鉄道

### 1. 現況

東日本旅客鉄道株式会社は、災害から鉄道施設を防護するため、線路諸設備の定期的な点検整備を実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

## 2. 対 策

東日本旅客鉄道株式会社は、次の対策を実施する。

- (1) 橋梁の維持補修に努める。
- (2) 河川改修とともに橋梁の改良に努める。
- (3) 法面、土留の維持補修を行う。
- (4) 落石防止設備を強化する。
- (5) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進に努める。
- (6) 建物等の維持補修に努める。
- (7) 線路周辺の環境変化に応ずる災害予防を強化する。
- (8) 台風及び強風時等における線路警戒体制を確立する。
- (9) その他防災上必要な設備の改良に努める。

## 第7 社会公共施設等

### 1. 福祉施設

#### (1) 現 况

社会福祉施設の入所者については、乳幼児、高齢者、心身障害児（者）等の避難行動要支援者が大部分を占めている。現在、町にも乳幼児や高齢者が常時入所している社会福祉施設が複数あり、保育や介護を受けている。

#### (2) 対 策

福祉施設の管理者、設置者は、次の対策を実施する。

- ア 災害発生時に際しては、入所者等への早期周知を図ることが、災害の拡大を防ぐための有効な方法であるので、職員が迅速、かつ冷静に人所者等への周知を図れるよう平素から訓練を実施する。
- イ 施設の管理者は、自衛防災組織を編成するとともに、町、警察、消防、医療機関、その他の防災関係機関と具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した防災計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。また、災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備する。
- ウ 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- エ 地域住民との連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合に、応援が得られるように平素から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。
- オ 施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努めるものとする。

### 2. 医療施設

#### (1) 現 况

町には、複数の医療施設があり、患者の収容及び治療並びに地域住民の健康管理に努めている。

#### (2) 対 策

医療施設の管理者、設置者は、次の対策を実施する。

- ア 医療施設の自主点検の実施

火災予防について管理者が定期的に自主点検を実施する。

イ 避難救助体制の確立

入院患者については、日頃から病棟ごとの状態を十分把握し、重傷患者、新生児、高齢者など自力避難が困難な患者についての避難救助体制を確立する。

特に、休日・夜間についての避難救助体制についての確立を図るとともに消防署等への早期通報体制の確立を図る。

ウ 危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災、地震等の災害発生時ににおける安全管理対策を講ずる。

エ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

災害時における職員の業務分担を明確にし、防災教育の推進と計画的な防災訓練を実施する。

オ ライフラインの確保

施設設置者は、次の設備等の整備に努めるものとする。

- ①ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備
- ②水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約
- ③メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

## 第15節 風害予防計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、農林振興課・農業委員会、学校教育課、消防本部
	町以外の機関等	県、あきた湖東農業協同組合、五城目森林組合、消防団

### 第1 基本的な考え方

本町に限らず近年の気象状況は、地球温暖化が原因とされる台風の大型化や本県に上陸又は影響する台風被害の増加、フェーン現象による湿度の低下を出火原因とする林野火災の発生、さらには日本海低気圧から延びる寒冷前線の通過による局地的な突風や竜巻被害などに見舞われている。

このため、県及び町は、風害を軽減するための予測体制の整備と、風害の未然防止を図るための啓発活動の推進に努める。

### 第2 台風等

#### 1. 現 状

本町における台風被害は収穫期に集中しており被害が甚大となる傾向にあり、特に風雨による稲作の倒伏の被害が大きい。また、近年は気象状況の変化により、全国的に局地的な突風・竜巻が発生しており、本町でも懸念される。

#### 2. 知識の普及啓発

町は、竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、「雷注意報」、「竜巻注意情報」等の気象情報の確認や頑丈な建物への退避等、身を守るための知識についての普及・啓発を図る。

#### 3. 対策等

##### (1) 監視・情報収集体制の整備

町は、気象情報等や町域の状況を監視し、町民等に注意喚起等ができるよう、関係機関と連携した町の体制を定める。

##### (2) 対 策

###### (ア) 防風林等の整備

五城目森林組合等は、強風から森林を防護するため、スギ人工林の適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林は、改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。

県は、防風保安林の整備、拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。

###### (イ) 農作物等の対策

県及び農業関係機関は、農作物の倒伏、農業用施設の倒壊防止対策等の推進を指導する。

###### (ウ) 火災予防対策

消防本部は、フェーン現象等に対し、火災予防の広報や、必要と認める場合は火災警報を発令し、防災意識の高揚を図る。

(エ) 学校対策

町は、学校等の建物を点検し、老朽部分を補強するとともに、状況に応じた児童生徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。

(オ) 建物対策

家屋の管理者は、家屋、その他建築物の倒壊を防止するため、次の安全を図る。

- ① はすれ易い戸や窓、弱い壁は筋交、支柱等で補強する。
- ② 棟木、母家、梁等をかすがいで止め、トタンは垂木を打ち補強する。
- ③ 建物周辺の倒れる恐れのある立木は、枝おとしをする。
- ④ 必要により避難の準備をする。

## 第16節 雪害予防計画

実施機関	町の主な担当課	総務課、まちづくり課、健康福祉課、農林振興課・農業委員会、建設課、学校教育課、消防本部
	町以外の機関等	県、東北地方整備局（秋田河川国道事務所）、東日本旅客鉄道株式会社、秋田中央交通株式会社、秋田中央トランスポート株式会社、公共交通事業者、町内会

### 第1 基本的な考え方

豪雪による交通機能の麻痺や地域経済活動の停滞防止及び住民生活の安定、事故防止を図るため、秋田県等との相互の情報共有と緊密な連携の下、降雪期における除排雪体制を強化し、道路等の交通の確保、雪崩防止、建物の倒壊防止など緊急時における医療等の確保を図り雪害の予防に万全を期する。

### 第2 集中的な大雪への備え

国、県及び町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び町は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるなど、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するため、地域の状況に応じて準備するよう努める。

### 第3 冬期交通の確保

#### 1. 現 状

冬期における道路交通を確保するため、除排雪活動を敏速かつ適切に行う必要から、町では毎年除雪計画を策定し、機械除雪及び排雪、流雪溝により道路の除排雪にあたっている。なお、除排雪については、幹線道路を優先確保と冬期交通の確保、産業の振興や町民生活の安定の観点からその実施に努めている。

#### 2. 対 策

##### (1) 道路の除排雪

道路管理者は、管理する道路について、次の対策を行う。なお、一般国道における指定区間は東北地方整備局の各河川国道事務所が、指定区間外は県が除排雪を行い、主要地方道及び一般県道は県が行う。町道は町が行う。

ア 除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築し、また豪雪により町のみの対応では困難な場合において、国及び県は、除排雪機材の提供や関連業者

- のあっせんなど積極的に支援する。
- イ 除排雪車両の更新や増強など除排雪態勢の構築に努めるとともに、必要に応じて道路除排雪の出動基準や豪雪時に優先すべき除排雪路線の見直しを行う。
- ウ 降積雪情報を積極的に把握するとともに、迅速な初期除排雪を行うなど、初動体制の徹底を図る。
- エ 豪雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除排雪活動を実施し得るよう、「緊急確保路線」について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、その他危険箇所のパトロール等に関し、所要の態勢を確立する。なお、町道については、これらの対応を1級・2級町道に優先して実施する。

「緊急確保路線」：緊急体制時に交通を確保すべき路線で、路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等を勘案して、国土交通省道路局長が指定する。

#### (2) 公共交通（バス・乗合タクシーなど）の確保

公共交通事業者は、国、県、町が行う計画除雪路線における公共交通の運行を確保する。

#### (3) 鉄道輸送の運行確保

東日本旅客鉄道株式会社は、雪害による列車の運休などを最小限にとどめるため、防雪及び除排雪体制を確立し、設備及び機械類の整備増強、並びに降雪状況に対応できる運転計画を作成し列車の運行を確保する。細部は、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社の「雪害対策計画」による。

◆第5編 資料編 「13-1 緊急確保路線等の一覧表」

## 第4 地域ぐるみの除排雪への支援

町は、冬期間第1・第3日曜日を全町除雪デーとして、町内で除雪車の入れない道路などの除排雪を町民へお願いしている。また、町内会、関係団体等が屋根の雪下ろしや生活道路の一斉除排雪を行う場合には、次の支援を行うよう努める。また、国及び県は、町の支援に対し協力するとともに必要な指導、助言を行う。

- (1) 住民による道路除雪によって堆積された排雪への協力
- (2) 市街地における凍結した根雪の除去（雪割り）
- (3) 自動車交通が困難な区間の排雪
- (4) 協働のまちづくり「生活環境等維持管理業務」での作業用消耗品の購入費等の支援

## 第5 交通指導取締り

警察署は、積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、冬用タイヤへの交換指導など、交通指導取締りを実施する。

## 第6 雪崩防止対策

### 1. 現 状

県内は全域が豪雪地帯に指定されており、本町も屈指の積雪地帯である。今まで雪崩による住家の損壊や道路通行止等の大きな被害はない状況だが、豪雪時は気象状況にあわせ注意すると

とともに雪崩防止施設の整備の促進を図っている。

## 2. 対 策

### (1) 雪崩危険箇所の点検

道路管理者は、雪崩の危険箇所について、降雪前に道路法面の植生状況及び雪崩予防柵等の点検を行う。また、融雪期にはパトロールを実施し、積雪表面の点検を行う。町は、住宅背後の雪崩危険箇所について、降雪前に道路法面の植生状況及び雪崩予防柵等の点検を行う。

### (2) 雪崩の防止対策

町は、雪崩危険箇所には、階段工、鉄柵工、スノーセット等を施工し、恒久対策として雪崩防止林造成のための造林を行うよう努める。また、斜面やトンネル入口部などで、雪庇（せっぴ）や吹きだまり、雪しづわ、ひび、こぶができている時は、人為的に雪を崩落させるなど、雪崩の発生を未然に防止する。

### (3) 警戒避難対策

ア 町は、住民への危険箇所の周知、積雪情報の収集とその情報の住民への提供等について、積雪期間を通じて実施する。

イ 町及び関係機関は、事前に把握した危険箇所について、パトロールを実施し、雪崩発生のおそれがある場合は、危険地域に立ち入らず安全確保を行う。

ウ 町は、雪崩により被災を受けない避難所を指定する。

エ 町は、警戒・避難体制などソフト対策における実施体制を整備する。

◆第5編 資料編 「15-9 雪崩」

## 第7 孤立地区（集落等）対策

本編 第2章災害応急対策計画 第5節孤立地区対策を参照。

## 第8 民生対策

### 1. 現 況

積雪のため住民の生活は制約を受けており、常に事故防止の施策を推進している。

## 2. 対 策

### (1) 住民の対応

個人の家屋及び家屋周辺の雪処理は、個人又はその近親者の責任において行うことが原則であり、新築、リフォームに当たって、屋根雪処理に配慮した克雪化に努めるとともに、平時から次のことに留意し雪害に備える。

ア 降雪前の準備

- ① 除排雪用具の事前の準備
- ② 住宅の屋内外の点検
- ③ 食料、飲料水及び燃料等の備蓄

イ 降雪期における対応

- ① 気象情報の把握
- ② 公共交通機関の積極的な利用
- ③ 火災に備えた避難路の確保
- ④ 雪下ろし作業時等の安全確保
- ⑤ 路上駐車の自粛
- ⑥ 住宅から道路への雪出しや河川への投棄の自粛
- ⑦ 地域コミュニティによる生活道路、通学路の除雪への協力
- ⑧ 集中的な大雪が予測される場合における不要不急の道路利用の自粛**

(2) 地域コミュニティの対応

豪雪時に自身による除排雪が困難な方は、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティが適切な対応をとることが必要である。そのため、地域コミュニティは、地域の実情に応じた防災活動を次のとおり行う。

ア 降雪前からの準備

- ① 地域の情報収集・伝達体制の確立
- ② 防災知識の普及
- ③ 防災資機材の備蓄・管理

イ 降雪期における対応

- ① 地域内の空き屋対策
- ② 出火防止、初期消火活動
- ③ 地域内の被害状況の情報収集
- ④ 住民に対する防災情報の伝達
- ⑤ 救出救護の実施・協力
- ⑥ 要配慮者への支援
- ⑦ 地域ぐるみの一斉除排雪

(3) 地域における体制

町は、「協働のまちづくり」を推進しており、地域と連携して、地域コミュニティの機能強化等により、高齢者世帯等の雪処理を含む諸問題の解決を図る。また、雪処理の担い手の育成や除雪ボランティアの円滑な活動を支援するなど、地域における除排雪の体制整備に努める。

(4) 住民への情報提供

ア 降雪前の広報活動

① 住民への防災知識の普及

町は、雪害に対する防災意識の高揚と防災知識の普及を図るために、パンフレットや広報紙を配布し、雪害時の備えや雪崩危険箇所の公表等について日頃から住民への周知を図る。

② 住民への雪下ろし企業の紹介等

町は、住家の雪下ろしを実施する業者、また雪下ろし費用の目安について、降雪前に住民に対しチラシや広報などで提供するよう努める。

③ 住民への雪捨て場等の情報提供

町は、広報誌、ホームページなどの手段を活用し、住民等からの排雪を受け入れる雪捨て

て場や、除排雪に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。

#### ④ 除排雪作業時の安全対策の周知等

町は、広報紙やポスター、雪下ろし講習会等により、既存住宅における命綱固定アンカーの設置、事故防止に役立つ道具や装備品、これらの使用方法等、安全な除排雪作業の普及を図る。また、除雪作業の省力化に向け、克雪に関する技術の普及促進を図るものとする。

#### イ 降雪期における広報活動

##### ① 人命及び建物被害の防止

積雪、雪崩、落雪等による人身事故及び建造物の損傷を防止するため、次の事項を指導徹底する。

- (i) 雪崩及び落雪の危険地域に対する立入り、通行制限を行い、保護柵を設けるとともに、必要により警戒員を配置する。
- (ii) 屋根の雪下ろし及び除雪を適期に実施するとともに、常に非常口を確保する。（屋根の積雪量70 cm以上（の重み）になれば、扉の開閉に支障するおそれあり。）

##### ② 雪下ろし注意情報

県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表する。町は、町防災行政無線等を通じて、町民に注意を喚起する。

#### (5) 高齢者世帯等の除雪

個人の家屋及び家屋周辺の雪処理は、個人又はその近親者の責任において行うことが原則ですが、一人暮らし高齢者世帯等の避難行動要支援者世帯の雪下ろしは、近親や地域関係者等の協力を得て実施する。なお、町は「自力による除雪が困難で、除雪を依頼できる親族等がいない高齢者世帯等」に対して、支援制度を創設しその推進に努める。

## 第9 農林漁業対策

町は、積雪による農林水産業の被害を軽減するため、農業関係団体等に指導を行う。

## 第10 文教対策

町は、児童生徒の安全と学校教育、社会教育施設等の雪害を防止するため、情報の収集と関係機関との連絡調整を図り、除雪等を実施する。

## 第17節 農林漁業災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	農林振興課・農業委員会
	町以外の機関等	県、あきた湖東農業協同組合、戸村土地改良区、馬場目川水系土地改良区、農業法人、農林業関係団体

### 第1 基本的な考え方

農地防災及びほ場整備等の農業農村整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

### 第2 農地及び農業用施設等の整備

#### 1. 現況

労働力の高齢化と兼業化等が進み、農地及び農業用施設の維持管理の低下が進行しているところも見受けられる。

#### 2. 対策

老朽化したため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の用排水施設については、県営又は団体営事業で補強改修等を実施する。

なお、補強改修等の際は、洪水防止などにおける農業の有する多面的な機能も念頭に、総合的に農地防災事業等を推進し、災害発生の未然防止を図る。

◆第5編 資料編 「14-1 農用地等湛水危険箇所表」  
「14-2 用排水施設」  
「15-11 防災重点ため池」

### 第3 農作物

#### 1. 現況

農作物の豊凶は、気象条件並びに農業技術の優劣によって大きく左右されるので、農業気象速報等に配慮し技術の向上に努めている。

#### 2. 対策

##### (1) 農業気象情報の伝達

- ア. 町は、定期的に農業気象速報（作況ニュース等を含む）を作成配布するなど、農家への徹底を図る。
- イ. 町は、冷霜害等に関する気象情報は速やかに伝達するとともに、また報道機関等の協力を得て、災害予防対策の徹底を図る。

##### (2) 農業技術指導等

- ア. 農業関係団体は、気象条件に対応した農業技術の向上に努める。
- イ. 農業者は、関係機関との連絡体制を確立し、相互に農業技術の向上に努める。

## **第4 農林災害対策**

町及び農林業関係団体は、それぞれの災害（風水害、雪害、霜害及び冷害、ひょう害、干害など）に対応した施設の保全、農作物等の予防措置を講じる。

## 第18節 危険物等大量流出災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	消防本部
	町以外の機関等	県、消防団、事業所

### 第1 基本的な考え方

陸上施設等から河川に油等が流出した場合の災害は、広域、かつ防除作業が困難であり、また、水質汚濁、火災等の二次災害の要因となることから、防災関係機関及び関係事業所は、必要とする防災資機材を整備するとともに、相互に協力して災害の防止を図る。

### 第2 設備、資機材の整備等

#### 1. 現況

町は、県、防災関係機関及び関係事業所と連携し災害の防止を図る。

#### 2. 対策

##### (1) 災害の未然防止

- ア 施設を定期的に点検して漏洩防止に努める。
- イ 事業所の関係者に対し災害予防に必要な教育を行い、防災思想の高揚を図る。

##### (2) 防災資機材等の整備・備蓄

- ア 流出油等の拡散防止、回収及び処理に必要な資機材を整備・備蓄する。
- イ 回収した油塊、油吸着剤などの焼却施設又は体制を整備する。
- ウ ガス検知器等の防災機器の整備を促進する。
- エ 資機材を定期的に点検し、老朽化したものについては計画的に更新する。その場合質的な面でも向上を図っていくものとする。

##### (3) 被害の拡大防止

町は、事業所等に対し防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導徹底する。

### 第3 事業所の対応

#### 1. 現況

関係事業所は、定期的に当該施設を点検し漏洩防止に努めている。

#### 2. 対策

##### (1) 相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互援助に関する協定を締結する。

##### (2) 訓練の実施

事業所単位又は各事業所が共同して訓練を実施するほか、関係機関等の実施する訓練に積極的に参加する。

## 第19節 文化財災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	生涯学習課
	町以外の機関等	文化財所有者

### 第1 計画の方針

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産として位置づけ、災害による文化財の倒壊、損壊、流失、さらには火災による消失等から保護する必要がある。これらの文化財を災害から守り、長く後世に伝えるための防災管理体制を確立する必要がある。更に万一羅災した場合の修復の手法についても検討を加えその確立を図らなければならない。あわせて、迅速・的確な被災情報の収集が必要である。

### 第2 文化財

#### 1. 現況

本町の文化財は、建築物・絵画・工芸等がある。これらの文化財は災害に対して極めて弱く、特に建築物の防火対策が最も重要な課題として、防災設備の整備の促進を図っている。

#### 2. 対策

##### (1) 有形文化財（建造物）

- ア 町は、災害から文化財と地域を守る必要性と意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- イ 所有者及び関係機関は、平成21年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェックリスト（以下チェックリスト）に基づく日常点検を行う。
- ウ 町は、地域及び建造物に設置した消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民、見学者等の避難・誘導訓練を加えた防災訓練を定期的に行うよう努める。
- エ 町は、建築物の倒壊・損壊防止等に努める。
- オ 町は、延焼防止のため、周辺街路樹の他、公園・空地を景観等にも配慮し計画的に整備する。
- カ 町は、文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

##### (2) 有形文化財（建造物以外）

- ア 町は、災害から文化財を守る必要性と意義を普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
- イ 所有者及び関係機関は、チェックリストによる日常点検を行う。
- ウ 町は、地域の消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民、見学者等の避難、文化財の搬出・保全活動を加えた防災訓練を定期的に行うよう努める。
- エ 町は、美術工芸品等の転倒、破損、転落防止の器具等の整備に努める。また、町は、必要に応じて保管庫を設置し、防火・防犯の施設整備を行う。
- オ 町は、文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

## **第3 記念物**

### **1. 現 況**

本町の史跡、名勝、天然記念物等は、多様な内容を持つものであり、それぞれの性質に応じた防災対策が必要である。

### **2. 対 策**

- (1) 町は、警報、防火、消火設備を整備する。
- (2) 所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、地震時の危険箇所の早期発見と改善に努める。
- (3) 町は、災害によるき損・滅失の拡大防止のため必要な応急措置を執る。

## **第4 被災古文書等の保全**

町は、災害により多くの古文書等（古文書等の歴史資料を含む。）が被災した場合、町民に対し、被災した貴重な資料に対する保全（注意事項）及び取り扱い等について周知を図る。

## **第5 管理及び事後処理**

文化財は、その管理者（所有者）が第一次的に保存、管理にあたるものであるが、町長は文化財が被害を受けた場合、五城目町地域防災計画に基づき、県文化財保護審議会委員等の意見を参考にして、その被害状況を収集、調査し、その結果を文化庁に報告する。

◆第5編 資料編 「22-3 文化財一覧」

## 第20節 特殊災害予防計画

実施機関	町の主な担当課	消防本部
	町以外の機関等	五城目警察署

### 第1 基本的な考え方

都市化の進展、社会経済の複雑化、科学技術の進展、多様化に伴い、事故の態様も大規模、特種化してきている。こうした状況の中で、特殊災害及び突発重大な事故を防止するため、防災活動が効果的に実施されるような体制を確立する。

## 第2 航空機災害

### 1. 現　況

町内周辺で空港は存在しないが、航空機の墜落などの航空機災害が発生する可能性はある。

### 2. 対　策

町及び消防本部は、航空機災害発生時において、その責任を遂行するため、次の対策を推進する。

#### (1) 消防力の強化

消防本部は、迅速・適切な消火、救援活動が行えるよう、資機材の整備を図る。

#### (2) 各種計画の策定

消防本部は、航空機災害に関する消火、救助・救急活動に関する対策について計画を策定する。

#### (3) 消防訓練

消防本部は、人命救助、火災鎮圧等実践的な訓練を航空管理者と協力して行い、必要な知識、技能の習得に努める。

## 第3 危険物等積載運搬車両

### 1. 現　況

危険物、火薬類、高压ガス、LPガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等積載運搬車両による陸上輸送が多く、横転・衝突事故などによる爆発・火災、また薬液等の積載危険物漏洩などによる危険性が、本町でも増大している。

特に、高速道路の整備・延長に伴い、高速走行時における危険物積載車両の事故災害対策が必要である。

### 2. 対　策

#### (1) 警察署は、運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守についての指導の徹底を図る。

#### (2) 警察署は、危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく輸送時の安全確保の指導の徹底を図る。

- (3) 警察署は、危険物等の運送事業者に対し、安全運行計画の作成、並びに運行管理の指導を徹底するとともに運転者への安全運転の励行、関係法令の遵守及び危険物等の取扱いについて指導する。
- (4) 秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会は、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と危険物撤去・移送又は中和作業分担を協議するとともに、東日本高速道路株式会社、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故に対する課題の整理と発生時の対応に備える
- (5) 警察署は、事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行の普及に努める。

## 第4 放射性物質災害

### 1. 現況

放射性物質の輸送、放射性同位元素等使用事業所などの事故により、放射性物質災害が発生する危険性も考えられるため、有効に対処し得る体制を確立する必要がある。

### 2. 対策

#### (1) 広報活動

町及び事業責任者等（放射性物質について輸送の責任を有する者及び放射性同位元素等使用事業所の責任者）は、放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況を速やかに関係機関に通報するとともに、被害予想区域住民に対しては、広報車、町防災行政無線等あらゆる通報手段を駆使して伝達する。

#### (2) 立入制限、交通規制及び警備体制

事業責任者等は、被害予想地区における立入制限措置及び交通規制措置、並びに地区の警備体制について、あらかじめ関係機関と協議し、万全を期する。放射性物質等による汚染が認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲食物の摂取制限など必要な措置を実施する。

#### (3) 輸送事故に対する措置

輸送責任者・輸送従事者又は事故発見者は、輸送車両の火災等に遭遇した場合には、おおむね次の対応措置を実施する。

ア 人命救助、応急手当

イ 消防署及び関係機関への通報・連絡

ウ 初期消火

エ 二次災害回避のための交通整理

## 第21節 廃棄物処理計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課
	町以外の機関等	八郎湖周辺清掃事務組合

### 第1 基本的な考え方

災害地域においては、生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等で発生するし尿や浄化槽汚泥（し尿等）、建物の倒壊・撤去等に伴って発生する廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベストなど（がれき等）のほか、山間部では流木・倒木などの発生が想定されるため、これらの収集・分別・処理が環境に配慮した上で迅速かつ適切に行われるよう、あらかじめ体制を整備しておく。また、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

### 第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備

#### 1. 現況

本町には、廃棄物処理施設として、主に焼却残さを埋め立て処理する「一般廃棄物埋立処分場（管理型）」、一般廃棄物（ごみ）の一時保管場所である「ストックヤード」の2つがある。なお、一般廃棄物（家庭系及び事業系ごみ）の処分は、八郎湖周辺クリーンセンター、し尿等の処理については、八郎潟湖水苑で広域処理されている。

#### 2. 対策

##### (1) 廃棄物処理施設の整備

町は、災害廃棄物の処理について次の対策を実施する。

- ア 耐震化、不燃堅牢化等。
- イ 非常用自家発電設備等の整備
- ウ 断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保
- エ 施設や収集運搬車両駐車場の浸水対策
- オ 施設の補修等に必要な資機材の備蓄

##### (2) 仮設トイレ等の整備

町は、仮設トイレやその管理に必要な薬剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

##### (3) 「廃棄物処理計画」等の作成

町は、緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画や、災害によって発生した廃棄物（生活ごみ等、し尿等、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等を含む「廃棄物処理計画」等を事前に作成し、災害時の早期復旧に向けた体制を整備する。

##### (4) 応援体制の整備

町は、施設の能力を超える場合や処理施設が被災した場合に備え、周辺市町村及び廃棄物関

係団体等と相互協力体制を整備する。

## 第22節 医療救護計画

実施機関	町の主な担当課	健康福祉課、消防本部
	町以外の機関等	県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関

### 第1 基本的な考え方

相当規模の災害等が発生し、秋田県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置される場合及び秋田県健康福祉部長が必要と認める場合、秋田県福祉調整本部（以下「県福祉調整本部」という。）を設置し、被災地域での迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。このように複数の市町村が被災した場合、若しくは災害医療に関する町の対応が困難となった場合には、県は一元的に災害医療を統率するが、災害発生時に町で対応可能な被災規模の場合は町が災害医療に係る活動を統率する。

### 第2 医療救護体制の整備

#### 1. 現　況

現在、町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び町内の医療機関との協定締結までは至ってはおらず、町独自の医療チーム等を含めた医療救護体制の確保が今後の課題となっている。

#### 2. 対　策

町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び町内の医療機関との協定締結や連絡調整により、町独自の医療チーム等を含めた医療救護体制を整備する。また、町内の医療機関等の協力のもと、災害時の応急救護所の確保に努める。

##### (1) 負傷者等への医療体制

災害時の負傷者等に対応するための救護所の設置、救護班の編成・派遣等について体制を構築する。また、町内在住の退職した看護師有資格者等の活用について検討する。

##### (2) 被災者の健康管理体制

在宅の人工透析患者、酸素発生装置装着者等の難病者に対する対応や搬送体制を構築する。

##### (3) 被災者の健康管理体制

避難所等における被災者の健康管理等について体制を構築する。

#### ◆第5編 資料編

「10-1 医療機関一覧」

「10-3 応急救護所候補の一覧」

「10-4 町独自の医療チーム一覧」

### 第3 医薬品等の確保体制の整備

#### 1. 現　況

現在、町は応急手当等に使用する医薬品等の備蓄を行っておらず、薬剤師会等との協定締結も含めて、今後の課題となっている。

## 2. 対 策

### (1) 備 蓄

町は、応急手当等に使用する医薬品等の備蓄を行う。

### (2) 医薬品等の確保体制

町は、薬剤師会等との連携により医薬品や医療用資機材の供給が受けられる体制を構築する。

◆第5編 資料編 「10-2 医療器材調達先一覧」

## 第4 医療機関の備え

診療所、病院は、災害が発生した場合の入院患者や職員の避難等安全確保対策、災害が発生した場合に疾病者の対応が可能なように、非常電源装置の設置、燃料、医薬品、飲料水等の備蓄に努める。

## 第5 自主救護能力の向上

町民は、応急手当やAEDの使用ができるよう訓練等を行い、自主救護能力の向上に努める。

町（消防本部）は、町民に対して応急手当の講習会を開催したり、自主防災組織の訓練について指導・協力することに努める。

## 第23節 緊急輸送体制の整備計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、建設課、消防本部
	町以外の機関等	県、五城目町建設業協会

### 第1 基本的な考え方

災害発生時の迅速な応急対策活動を行うには、それを必要とする場所に、人員や物資等を円滑に輸送することが必要不可欠である。また、災害発生時には、安全確保のために被災者や避難者を移送したり、様々な救援物資を指定避難所等へ輸送したりすることも考えられる。

そのため、町は、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制を整備するとともに、対応詳細を位置づけたマニュアルを作成する。

### 第2 陸上輸送（道路）

#### 1. 現況

災害時の一般的な輸送に重要なのは、輸送道路である。また、災害の規模によっては、町で保有している車両だけでは不十分で、救援物資等の輸送に支障を及ぼす可能性がある。

#### 2. 緊急輸送道路の指定等

県は、緊急輸送道路が相互に補完的な役割を果たし、災害時における効率的な緊急輸送及び機能を確保するため、県内道路に関する「緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年4月）」を作成している。

この、緊急輸送道路ネットワーク計画では、主要な防災関係施設を「指定拠点」としてあげ、それらの施設を結ぶ路線を「緊急輸送道路」として定める。県では「緊急輸送道路」については、耐震化などを優先的に行っておりまた、災害時には本路線の通行の確保について優先的に行うものである。本町としてもこの考え方に基づき、施設の整備等に努める。

なお、町は、これら県の緊急輸送道路ネットワーク計画に定める「緊急輸送道路」とは別に、役場庁舎及び防災拠点施設等を「指定拠点（町単独）」として定め、これらを結ぶ道路を「緊急輸送道路（町単独）」として指定し、県同様に平常時の維持管理や整備、災害時の交通の確保について優先的に行っていく。

##### (1) 指定拠点

(ア) 県の緊急輸送道路ネットワーク計画に定める町内の「指定拠点」は、次のとおり。

「1次指定拠点」なし。※県庁や主要市の庁舎。

「2次指定拠点」①五城目町役場、②五城目警察署、③五城目町消防本部、④五城目消防署  
⑤道の駅 五城目

「3次指定拠点」①防災備蓄倉庫（予定）

(イ) 町が独自に定める町内の「指定拠点（町単独）」は、次のとおり。

①五城目町役場、②五城目消防署、③指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難場所

④応急救護所、⑤遺体安置場所、⑥二次物資集積拠点（物資輸送拠点）

⑦広域応援部隊のベースキャンプ

## (2) 緊急輸送道路

(ア) 県の緊急輸送道路ネットワーク計画に定める町内の「緊急輸送道路」は、以下のとおり 3 つに区分されている。次のとおり。

①「第 1 次緊急輸送道路」 ア 高速自動車道

イ 県庁を中心として第 1 次指定拠点まで連絡する道路

ウ 隣接県境通過路線

②「第 2 次緊急輸送道路」 ア 県庁を中心として第 2 次指定拠点まで連絡する道路

イ 隣接県境通過路線

ウ 代替ネットワーク路線

③「第 3 次緊急輸送道路」 ア 県庁を中心として第 3 次指定拠点まで連絡する道路

(イ) 町が独自に定める町内の「緊急輸送道路（町単独）」は、「指定拠点（町単独）」の施設を結ぶ道路とする。

◆第 5 編 資料編 「11-3 緊急輸送ネットワーク計画総括表」

## (3) 道路障害物除去の作業体制

町は、災害発生時の緊急輸送道路の障害物除去が迅速に行われるよう五城目町建設業協会等との協力体制を構築する。

## 3. 輸送体制の整備

### (1) 関係機関相互の連携の強化

町は、災害時の輸送について輸送事業者と協定を締結する。これらの輸送協定を締結した輸送事業者の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることから、町は協定事業者に対し、事前交付に関する周知及び普及を図る。

### (2) 緊急通行車両等の事前届出、手続き

町は、町有車両について緊急通行車両の事前届出を公安委員会に行う。

### (3) 燃料の確保

町は、町有車両等への燃料を優先的に給油できるよう、町内の石油販売事業者との間に協定を締結する。

## 第 3 航空輸送（空路）

### 1. 現 况

災害時には、まず輸送道路が重要であり、その交通の確保に努めることが大切ではあるが、他に、けが人等の迅速な輸送などのために、必要に応じて空路も活用する必要がある。

### 2. 臨時ヘリポートの指定等

町は事前に、ヘリコプターが離着陸可能な場所を「臨時ヘリポート（臨時離着陸場）」として指定する。なお、臨時ヘリポートは、県の「消防防災航空隊（防災ヘリ）」と「ドクターヘリ」、「陸上自衛隊ヘリ」それぞれにおいて指定するものとし、この他、緊急消防援助隊の受入に関する「ヘリコプター場外離着陸場」については、「五城目町消防本部緊急消防援助隊受援計画」において記載するものとする。

◆第5編 資料編

「12-3 臨時ヘリポート設定基準」

「12-4 臨時ヘリポート設置場所」

## 第24節 避難行動要支援者支援計画

実施機関	町の主な担当課	健康福祉課
	町以外の機関等	消防団、五城目警察署、自主防災組織、町内会、五城目町社会福祉協議会、民生 <u>児童</u> 委員

### 第1 基本的な考え方

近年の災害では、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障害者（児）や、日本語での災害情報が理解できにくい外国人及び地理に不案内な旅行者等、何らかの介助や支援を必要とする方々（「要配慮者」）への配慮の必要性が強く認識されている。また、避難を行う際には、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（「避難行動要支援者」）に、特段の配慮を行う必要がある。

これら要配慮者や避難行動要支援者の安全を確保するため、町は保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、地域住民、自主防災組織及び民生児童委員、消防団等の協力も得て、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討の上、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等、支援体制の確立に努める。

### 第2 用語の定義

#### (1) 要配慮者

高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障害者（児）や、日本語の災害情報を理解しにくい外国人及び地理に不案内な旅行者等、何らかの介助や支援を必要とするもの。

#### (2) 避難行動要支援者

要配慮者で、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。

#### (3) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者で、町地域防災計画に記載する基準に該当するものを記載した名簿で、避難の支援、安否の確認などの基礎となる。

#### (4) 避難支援等関係者

地域住民、自主防災組織、民生児童委員、消防団、警察、町社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

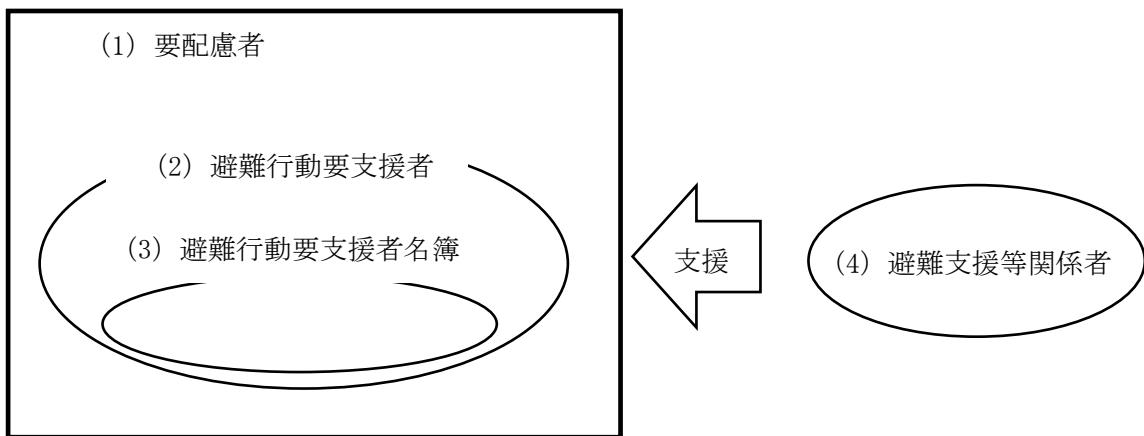
#### (5) 全体計画

町地域防災計画へは、要配慮者に対する避難支援について災害対策基本法で定めがある必須事項を記載する。さらに、詳細事項として要配慮者情報の収集・共有、避難支援等を定めた避難支援プラン。町地域防災計画の下位計画。

#### (6) 個別避難計画

避難行動要支援者名簿に記載された要配慮者個々の避難支援プラン。

## 【イメージ図】



## 第3 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載する。

- ① 要介護認定結果が要介護 3~5 の者
- ② 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳 A を所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する精神障害者で単身世帯の者
- ⑤ 地域が災害発生時に支援が必要と認めた者

## 第4 避難支援等関係者

避難行動要支援者の地域における避難支援等関係者は、以下のとおりとする。

- ① 地域住民（町内会）
- ② 自主防災組織
- ③ 民生児童委員
- ④ 消防団
- ⑤ 警察署
- ⑥ 町社会福祉協議会
- ⑦ その他の避難支援等の実施に携わる関係者
- ⑧ 各地区トータルケアサポート委員

## 第5 在宅避難行動要支援者の状況把握

### 1. 避難行動要支援者名簿等の作成

災害発生時における在宅避難行動要支援者の救出、救助、避難等を円滑に行うため、町は介護保険受給者台帳、各障害者手帳の交付台帳等により避難行動要支援者情報を収集するほか、町内会、自主防災組織、民生児童委員、消防団、町社会福祉協議会等を通じて、地域の避難行動要支援者の実態把握に努める。また、県及びその他の関係機関に対しても、難病患者に係る

情報等、避難行動要支援者の実態把握に必要な情報の提供を求め、積極的な情報の取得に努める。実態把握した情報に基づき、町健康福祉課において避難行動要支援者名簿等を作成する。

なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

避難行動要支援者名簿には、以下の事項を記載する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

## **2. 避難行動要支援者名簿等の共有**

作成した避難行動要支援者名簿等については、災害の発生に備え、家族・介護者及び福祉・医療機関との連携のもと、避難行動要支援者本人等（認知症や障害等により、本人が、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等）から同意を得たものについて、関係機関に名簿情報を提供し、共有できるように努めるとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

## **3. 個人情報の保護**

町は、避難行動要支援者名簿を保持する機関に対し、以下のとおり指導を行う。

- (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しない等、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- (3) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (4) 施設可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- (5) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- (7) 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- (8) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

#### **4. 避難行動要支援者名簿の更新**

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は、避難行動要支援者名簿を毎年4月1日現在の状況で更新する。なお、具体的な更新作業の仕組みについてはあらかじめ構築し、避難支援等関係者に提供される名簿も含め名簿情報を最新の情報に保つよう努める。

- (1) 新たに町に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- (2) 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合についても、避難行動要支援者名簿から削除する。

#### **5. 避難行動要支援者名簿の管理**

町は、府舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

### **第6 避難行動要支援者の避難支援計画の作成等**

#### **1. 全体計画の作成**

町は、令和4年3月に要配慮者情報の収集・共有、避難支援等を定めた五城目町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）（以下「全体ケ区画」という。）を策定している。全体計画の推進を通じ、町内会、消防団、自主防災組織等の地域における関係者とのつながりを深め、地域の特性に応じた具体的な支援策を盛り込んだ実施計画となるよう、随時改訂を行う。

#### **2. 個別避難計画の作成等**

町は、避難行動要支援者個々の状態に合った個別避難計画の策定の推進に努める。

策定にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとし、防災や福祉など関係する部署の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得るとともに、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を策定する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとし、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。また、個別避難計画の策定後は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、府舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の情報の適切な管理に努めるものとする。

県は、町の個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の

取組を通じた支援に努めるものとする。

秋田地方気象台は、町に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

町は、消防機関、警察、民生児童委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者及び避難支援等関係者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

### **3. 避難行動要支援者の円滑な避難のための配慮**

#### **(1) 避難情報の発令・伝達に関する配慮**

高齢者等避難など、町が発令する避難情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿等を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、その情報伝達について、特に配慮する。

- ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すよう努める。

#### **(2) 多様な手段の活用による情報伝達**

避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町は、多様な情報伝達の手段を確保する。

### **4. 避難支援等関係者の安全確保**

町は、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保に関する措置を定める。

避難支援等関係者等の安全確保に関する措置を定めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知する。そのうえで、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

## **第7 外国人、旅行者等の安全確保対策**

町及び県は、訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるとともに、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する際は、在日外国人には住民登録を行う際に防災情報の発信ツールを周知するなど、在日・訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達に努める。

## 第25節 災害ボランティアの受入体制の整備

実施機関	町の主な担当課	各課室
	町以外の機関等	五城目町社会福祉協議会

### 第1 計画の方針

災害発生時には、県、町等防災行政機関はもとより、自主的防災組織など地域コミュニティ団体の協力が不可欠である。特に、災害の規模が大きくなると、応急対策の実施には非常に多くの人員が必要となる。また、指定避難所における避難者への生活支援、さらには要配慮者や被災者個人の生活の維持、並びに被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人のボランティア活動に頼るところが大きい。

そのため、町は災害ボランティア活動の中心となる住民、支援団体、町社会福祉協議会等と連携・協働して、平常時から効果的な活動ができるよう環境整備を進める。

### 第2 災害ボランティアの活動分野

災害ボランティアは、専門的な知識を要する専門ボランティアと、一般ボランティアの二種類のボランティアに区分される。

#### 1. 専門ボランティア

- (1) 災害救援（初期消火、救助、応急手当及びその他支援）
- (2) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
- (3) 福祉（手話通訳、介護等）
- (4) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）
- (5) 建築物危険度判定（応急危険度判定士）
- (6) 土砂災害警戒区域等の調査（斜面判定士）
- (7) 通訳
- (8) 特殊車両の操作（大型重機）
- (9) ボランティアコーディネート
- (10) その他輸送や無線などの専門技術・知識を要する活動

#### 2. 一般ボランティア

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

## 第3 災害ボランティア活動への支援

### 1. 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの習熟

町社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、町及び地域の関係団体と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成している。

町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を定期的に実施し、マニュアルの検証・習熟を図り、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。

### 2. 災害ボランティア受入体制の整備

ボランティア活動を実施する者は、不測の事態を想定しボランティア保険へ必ず加入する必要がある。また、被災市町村では、一刻も早い災害復旧のため効率的なボランティア確保が必要となることから、以下の災害ボランティア登録制度の確立に努める。

#### (1) 体制整備

町は、町社会福祉協議会と連携を図りながら、災害時における災害ボランティア登録制度の確立に努め、活動可能な人員の確保に努める。

#### (2) 登録

災害ボランティアの登録は、災害時において迅速な支援を展開するため、専門技能・技術の種類・連絡先及び方法、活動可能な期間、ボランティア保険加入の有無及び所属団体等の把握により行うものとする。

#### (3) 受入窓口

災害ボランティア受入窓口は、災害ボランティアセンター内に設置するものとする。

#### (4) 活動調整

災害ボランティア活動に関する調整は、町と町社会福祉協議会が連絡をとりながら行うものとする。

#### (5) 活動環境の整備

町及び町社会福祉協議会は、NPO、ボランティア等と連携し、ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点を用意する。

## 第4 教育及び相互の連携

町及び町社会福祉協議会は、災害ボランティア活動が組織的かつ総合的に行われるよう、これを統括する組織体制を整備するとともに、NPO、ボランティア等と連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する県が実施する研修や訓練への参加促進、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点や資機材の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策の整備等を推進する。

また、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、県が実施する研修や訓練を通じて推進するものとする。併せて、発災時における災害ボランティアとの連携について検討するものとする。

## 第26節 広域応援体制の整備等

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、消防本部
	町以外の機関等	

### 第1 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合、町だけですべての応急対策を実施することが困難となり、また隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もある。

そのため、町は、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、実効性の確保に留意した、関係機関相互の連携協力体制の整備に努めるとともに、県内の市町村のみならず県外の市町村と相互応援体制について、協定の締結に努める。また、災害応急対策活動を迅速かつ的確に展開するため、様々な公共機関及び民間事業者との応援協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制の構築に努める。

### 第2 相互応援体制の確立（町と他市町村の協定）

#### 1. 現況

現在、町は他市町村と下記のとおり相互応援体制に関する協定等を締結している。

##### ◆他市町村との相互応援協定一覧 1◆

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
町1	震災等大規模災害時における相互応援に関する協定	東京都千代田区	平成10年5月26日
町7	災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書	秋田県及び県内25市町村	平成24年1月20日

また、消防業務関係について町として協定等を締結しているものは以下のとおり。

##### ◆他市町村との相互応援協定一覧 2◆

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
消1	消防相互応援協定	八郎潟町、井川町、 <u>旧</u> 飯田川町、 <u>旧</u> 昭和町	昭和33年4月1日

#### ◆第5編 資料編

「24-1 災害応援協定（消防本部以外で締結）の一覧」

「24-2 災害応援協定（消防本部で締結）の一覧」

#### 2. 対策

##### (1) 相互協定の締結

町は、町域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、遠方の市町村との相互応援協定の締結を推進する。

##### (2) 応援要請体制の整備

町は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、連絡調整窓口の設置、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、災害対策本部の担当職員を含む職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、

情報交換等を実施し、応援要請の迅速、円滑化を図る。

(3) 応援受入体制の整備

町は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動できるよう、連絡調整窓口や指揮連絡系統等についてマニュアルを整備するとともに、災害対策本部の担当職員を含む職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、応援受入体制の強化を図る。

(4) 県等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

町は、災害時に県や国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、災害対策本部の担当職員を含む職員への周知徹底を図る。

(5) 他市町村等災害時の応援活動のための体制整備

町は、被災市町村より応援要請を受けた場合に、直ちに要請に応じることのできるよう、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について予め定めておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制とする。

### 第3 相互応援体制の確立（消防本部同士の協定）

#### 1. 現況

各消防機関は、災害規模に応じて現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣を実施するため、各種協定・計画・要綱を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。

現在、町の消防本部において下記のとおり協定を締結している。

#### ◆県内消防機関相互応援協定一覧◆

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
消2	消防相互応援協定書	湖東地区消防本部	昭和46年4月1日
消3	救急業務相互応援協定書	湖東地区消防本部	昭和47年10月1日
消6	日本海沿岸東北自動車道（秋田自動車道） 消防相互応援協定	能代山本広域市町村組合、湖東地区消防本部	平成19年3月1日
消7	鉄道災害発生時における消防活動に関する 協定	県内13消防本部	平成20年9月17日
消8	秋田県広域消防相互応援協定	県内13消防本部	【最新】 <u>平成29年3月27日</u>

#### ◆第5編 資料編

「24-1 災害応援協定（消防本部以外で締結）の一覧」

「24-2 災害応援協定（消防本部で締結）の一覧」

#### 2. 対策

町長は、消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、消防組織等の規定に基づき、

応援を要請する。

- (1) 「秋田県広域消防相互応援協定」の定めるところにより、迅速な消防相互応援を要請する。
- (2) 「大規模災害消防応援実施計画」により、全国の消防機関に対し応援要請を行う。
- (3) 県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、緊急消防援助隊等の派遣を要請する。
- (4) 「大規模特殊災害時における広域航空消防相互応援実施要綱」により、他の都道府県の市町村によるヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する。

## 第4 行政機関等との応援協定等（町・消防本部と行政機関等との協定）

### 1. 現況

現在、町は行政機関等と下記のとおり応援体制に関する協定等を締結している。

#### ◆行政機関等との応援協定等の締結状況一覧◆

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
消4	大館能代空港における航空機事故に対する消防救難活動に関する協定	秋田県 (県内の関係消防共)	平成10年7月16日
消5	秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	秋田県 (県内の消防共)	【最新】 平成11年4月1日
町6	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成23年9月1日
町11	災害時等における相互協力に関する協定	五城目警察署	平成25年9月2日
町15	災害時等の自治体支援に関する覚書	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所	平成27年1月21日
町23	「道の駅五城目」における災害時に関する協定書	秋田県	令和3年2月26日

#### ◆第5編 資料編

「24-1 災害応援協定（消防本部以外で締結）の一覧」

「24-2 災害応援協定（消防本部で締結）の一覧」

### 2. 対策

#### (1) 応援協定の締結

町は、各分野でそれぞれの行政機関のノウハウや能力等を活用した応急対策活動ができるよう、各行政機関との応援協定の締結を推進する。

#### (2) 応援要請体制の整備

町は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、連絡調整窓口の設置、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、災害対策本部の担当職員を含む職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した行政機関との間で、訓練、情報交換等を実施し、応援要請の迅速、円滑化を図る。

### (3) 公共的団体等との協力体制の確立

町は、災害時の応急対策等について、町域内又は所掌事務に関係する公共的団体等に対して、積極的な協力が得られるよう、協力体制を整えておく。このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

## 第5 公共機関その他事業者との応援協定等（町と公共機関等との協定）

### 1. 現況

現在、町は公共機関その他事業者と下記のとおり応援体制に関する協定等を締結している。

#### ◆公共機関その他事業者との応援協定等の締結状況一覧◆

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
町 2	震災における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書	イオンスーパーセンター株	平成 18 年 12 月 1 日
町 3	災害時における応急対策に関する応援協力協定	五城目建設業協会	平成 20 年 9 月 1 日
町 4	災害復旧時の協力に関する協定書	東日本電信電話(株)秋田支店	平成 21 年 9 月 1 日
町 5	災害時の協力に関する協定書	東北電力(株)秋田営業所	平成 21 年 10 月 1 日
町 8	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)秋田支店	平成 24 年 9 月 21 日
町 9	災害時における物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する協定書	ヤマト運輸(株)秋田主管支店	平成 25 年 7 月 22 日
町 10	災害協力に関する協定書	(株)秋田銀行	平成 25 年 8 月 27 日
町 12	災害協力に関する協定書	(株)北都銀行	平成 25 年 9 月 27 日
町 13	<u>五城目町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書</u>	秋田中央郵便局、五城目郵便局、内川郵便局	<u>令和元年 11 月 6 日</u>
町 14	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書	一般社団法人秋田県 LP ガス協会	平成 26 年 10 月 20 日
町 16	災害時における救援物資の供給に関する協定書	みちのくコカ・コーラボトリング(株)秋田	平成 28 年 4 月 19 日
町 17	防災・災害情報の提供に関する協定書	(株)秋田ケーブルテレビ	平成 29 年 1 月 24 日
町 18	<u>災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定</u>	<u>公益社団法人日本下水道管路管理業協会</u>	<u>平成 29 年 3 月 16 日</u>
町 19	<u>防災拠点となる施設等に関する合意書</u>	<u>(株)五城目タクシー</u>	<u>平成 29 年 5 月 23 日</u>
町 20	<u>無人航空機による災害応急対策活動等に関する協定書</u>	<u>(株)スリーアイバード</u>	<u>平成 29 年 8 月 9 日</u>
町 21	<u>災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定</u>	<u>町内民間社会福祉事業者 8 者</u>	<u>平成 31 年 3 月 25 日</u>
町 22	<u>災害に係る情報発信等に関する協定</u>	<u>ヤフー株式会社</u>	<u>令和 2 年 3 月 12 日</u>

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
町 24	<u>災害時における石油類燃料の供給に関する協定書</u>	秋田県石油商業組合・南秋支部	令和 2 年 6 月 18 日
町 25	<u>災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書</u>	社会福祉法人五城目町社会福祉協議会	令和 3 年 12 月 23 日

#### ◆第 5 編 資料編

「24-1 災害応援協定（消防本部以外で締結）の一覧」

「24-2 災害応援協定（消防本部で締結）の一覧」

## 2. 対 策

町は、公共機関その他事業者のノウハウや能力等を活用し、応急対策活動を円滑に進めるため、町内外の関係団体との新たな協定の締結を進めて、応援体制を構築するよう努める。

また、電気、電話等のライフライン関係事業者は、大規模な地震災害発生時において迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、供給ブロック単位又は広域的な支援体制の充実を図るとともに、県の範囲を超える支援体制について、必要な応援協定等の締結に努める。

## 第 6 緊急消防援助隊の受入体制の整備

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に、全国の消防機関による応援を速やかに実施するために創設され、平成 16 年 4 月には消防組織法により法律に基づいた部隊となったものである。

消防本部は、緊急消防援助隊の各応援部隊を受入れるため「五城目町消防本部緊急消防援助隊受援計画」を作成するとともに、受入後の活動が円滑にいくよう以下の体制整備に努める。

- 1 管内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の把握
- 2 町災害対策本部や進出拠点への職員の派遣等による連絡体制の構築
- 3 応援都道府県隊に対して、貸出可能な資機材の準備
- 4 管内の地理情報や水利状況等の情報提供の準備 等

## 第 7 受援計画の策定

大規模な災害時における円滑な災害対応に向けては、町内及び町外の人員や資機材等のリソースを速やかに確保し、効果的に活用する必要がある。

町は、受援業務の選定や、受援の流れ、応援先や応援職員のための執務スペース等の確保、応援職員の宿泊場所候補となる施設等をリスト化し、これらを位置づけた受援計画の策定を図る。

なお、応援要員等の執務スペースの確保に当たっては、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

## 第27節 企業防災の促進

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、まちづくり課、商工振興課、消防本部
	町以外の機関等	県、消防団、事業所

### 第1 基本的な考え方

災害時における企業活動の停止が社会に与える影響は大きく、このため各企業は、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定や、防災体制の整備、防災教育の実施、各計画の点検・見直し等の対策を進める必要がある。

町及び防災関係機関は、企業の防災意識の向上を図り、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

### 第2 防災に対する企業の在り方

#### 1. 被害想定

各企業が自らの判断により事業中断の原因となるリスクを想定し、予測される被害に対する事前対策等の実施に努める。

#### 2. 企業の役割

災害時又は災害の発生を想定し平時から企業が考慮すべき重要事項としては、次の4点がある。

##### (1) 生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社等、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るために、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。加えて、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときは、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (2) 二次災害の防止

製造業等における火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から、二次災害防止のための取組が必要である。

##### (3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能するために、事業継続マネジメント（B C M）を構築するとともに事業継続計画（B C P）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段等を取り決めておく。

##### (4) 地域との協調・地域貢献

災害が発生した場合には、町民、行政、取引先企業等と連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。

また、企業がその特色を生かして、地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合に

は、平常時から町との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には以下の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

ア 援助金の提供

イ 避難者への自社の敷地や建物の一部開放

ウ 保有する水・食料等の物資の提供

エ 地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣

オ 社員のボランティア活動への参加

カ 町等との災害時協力協定の締結

キ 防災訓練への参加・実施等

ク 町の防災施策の実施への協力

### 第3 企業防災促進のための取組

町、県及び防災関係機関は、企業の防災意識の高揚を図るとともに、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備等の支援等により、企業の防災力向上を図る。

#### 1. 教育・訓練の実施

様々な機会をとらえ、企業等に対し、町や地域等の防災訓練への参加及び自らの訓練の実施を呼びかけるとともに、防災教育を行う。

また、事業者が作成した事業継続計画（B C P）は、その検証が必要であることから、行政機関と連携した次の訓練を継続的に実施することによって、提起された課題を検討・整理のうえ、これを事業継続計画（B C P）に反映させる。

- (1) 基礎知識を与えるための教育
- (2) 幹部社員を対象とした机上訓練・意思決定訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 消防訓練
- (5) バックアップシステム稼動訓練
- (6) 対策本部設営訓練等

#### 2. 事業継続マネジメント（B C M）の構築及び事業継続計画（B C P）の策定促進

- (1) 普及啓発活動

事業継続マネジメント（B C M）や事業継続計画（B C P）に関するセミナーの開催等により、企業の計画策定を啓発、支援するとともに、被害想定やハザードマップなど、事業継続計画（B C P）策定のための基礎データを積極的に提供する。また、県、町及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

- (2) 情報の提供

被害想定やハザードマップ等、事業継続計画（B C P）策定のための基礎データを積極的に提供する。

### **3. 相談体制の整備**

災害時の相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について、あらかじめ整理しておく。

### **4. 企業の防災に係る取組の評価**

企業の防災に係る取組について、表彰等により地域の防災意識の向上を図る。

## **第4 要配慮者利用施設における避難確保計画等の作成**

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それにに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。当該避難確保計画には、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るために施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定め、作成した計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。併せて、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

## 第28節 大規模停電対策

実施機関	町の主な担当課	各施設を管理する担当課室
	町以外の機関等	県、福祉・医療機関

### 第1 基本的な考え方

東日本大震災の発災時には、五城目町を含む秋田県全体で停電が発生したほか、太平洋側の被災地では、長期間の停電が発生した。また、台風や竜巻、落雷等によっても電線等が被災し、停電が発生することがある。

そのため、町は、町の重要施設や福祉・医療施設、指定避難所等において、非常用電源や非常用発電機の燃料の確保に努めるとともに、大規模停電を想定した訓練を実施し、長期間の停電に備える。

### 第2 指定避難所、公共施設等への非常用電源の整備

町、県及び各種公共施設等（福祉・医療施設含む）の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備する。

なお、整備に当たっては、次の点に留意する。

- ・非常用電源の用途及び容量
- ・非常用電源を供給する機器の選定
- ・機器の健全を保つ継続的な保守管理・試験運転・点検と機器の適時更新
- ・的確な操作の徹底
- ・堅固な場所への設置

#### 1. 指定避難所

町は、指定避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。また、太陽光パネルと蓄電池を併設した外灯などを整備する。また、非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機等による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。加えて、指定避難所においては、再生可能エネルギーの活用も検討の上、非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

#### 2. 防災拠点

町、県及び防災関係機関は、災害対策本部をはじめとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図るとともに、72時間以上稼働できるよう燃料備蓄等をしておくほか、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との協定の締結を進める。また、非常用電源については、浸水や揺れに備えた対策を図る。

#### 3. 福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源等の整備を図るとともに、最低3日間の事業継続が可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の確保に努める。

#### **4. 農業施設**

種苗や動植物等を管理する施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

### **第3 非常用発電機の燃料確保等**

非常用発電機等を整備している指定避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

また非常用発電機のほか、蓄電池等についても整備を行い、これらの組み合わせにより、効果的な電源確保に努めるものとする。

### **第4 大規模停電時における情報伝達体制の整備**

町、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時においても常に伝達できるよう、その体制の整備に努める。

### **第5 大規模停電を想定した訓練の実施**

非常用発電機等を整備している指定避難所や公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人一人の役割や必要資材の確認を行う。

## **第2編 一般災害対策**

### **第2章 災害応急対策計画**



## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 自衛隊への災害派遣要請

実施機関	町の主な担当課	住民生活課
	防災関係機関等	県、自衛隊
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

町は、大規模で広範囲にわたる災害が発生し、人命又は財産の保護のため、自衛隊への災害派遣要請の必要があると認めた場合、知事を通じて自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

### 第2 災害派遣要請権者

要請権者	対象となる災害	関係法令
知事	主として陸上災害	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項
政令で定める者	海上保安庁長官	自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第105条
	第二管区海上保安本部	
	仙台空港事務所	

### 第3 担当地域

自衛隊の担当部隊	担当地域
陸上自衛隊第21普通科連隊	県下全域
航空自衛隊秋田救難隊	県下全域及び海上区域
航空自衛隊第33警戒隊	県下全域及び海上区域

### 第4 災害派遣要請の範囲・対象等

#### 1. 災害派遣の範囲

- (1) 災害が発生し、知事が、人命又は財産保護のため、必要があると認めて要請したとき
- (2) 被害が発生する可能性が大きく、知事が予防のため要請し、事情やむを得ないと認めたとき
- (3) 突発的な災害で、救援に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められ、自主的に派遣するとき
  - ア 関係機関に対し、災害状況を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
  - イ 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められるとき
  - ウ 海難事故、航空機事故及び鉄道運転事故の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき

救援活動が人命救助に関するものであるとき  
エ その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき  
この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

## 2. 要請基準

- (1) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要、かつ適当であるとき
- (2) 救助活動が自衛隊でなければできないと認められる緊急性があるとき
- (3) 人命又は財産保護のため、公共性を満たすものであるとき
- (4) 自衛隊以外に災害救助活動に対応できる手段がないとき
- (5) 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であるとき

## 3. 災害派遣部隊の活動範囲

- (1) 被害情報の把握（被災地の偵察）
  - (2) 避難の援助
  - (3) 救急医療、救護・防疫
  - (4) 人員、物資の緊急輸送
  - (5) 給食・給水
  - (6) 入浴支援
  - (7) 遭難者の捜索活動
  - (8) 通路・水路の応急警戒
  - (9) 水防活動
  - (10) 消防活動
  - (11) 危険物の除去・保安
  - (12) 救援物資の無償貸与・譲与
- ※ 「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者への救援物資の無償貸付又は譲与
- (13) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置

# 第5 自衛隊の災害派遣要請手続等

## 1. 派遣要請手続き

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣を要請しようとする場合は、第5編資料編「12-1 自衛隊の災害派遣」「(2) 災害派遣要請文書の様式」により、知事に対し災害派遣要請を要求する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により知事に依頼し、事後速やかに文書を提出する。  
◆第5編 資料編 「12-1 自衛隊の災害派遣」
- (2) 町長は、通信の途絶等により、知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、直接その旨及び災害の状況を自衛隊へ通知する。なお、この通知をした場合には、通信の復旧後

その旨を速やかに知事に通知する。

- (3) 町長は、事態が緊急避難、人命救助の場合のように急迫し、知事等に要請をするいとまがない場合は、直接、自衛隊に通報し、事後速やかに所定の手続きを行う。

## 2. 派遣要請の内容

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

## 3. 災害派遣連絡窓口

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む）
陸上自衛隊	第21普通科連隊長 兼秋田駐屯地司令	第3科 秋田(018)845-0125 内線236、238 FAX 239 衛星197-5 <u>11</u>	駐屯地当直司令 秋田(018)845-0125 内線302 FAX 239
海上自衛隊	舞鶴地方総監	総監部オペレーション 舞鶴(0773)62-2250 内線2222、2223 FAX (0773)64-3609	
航空自衛隊	秋田救難隊長 兼秋田分屯基地司令	飛行班 秋田(018)886-3320 内線252、253 FAX <u>240</u> 衛星198-5 <u>11</u>	当直 秋田(018)886-3320 内線225 FAX <u>240</u>
	第33警戒隊長 兼加茂分屯基地司令	総括班 運用訓練 男鹿(0185)33-3030 内線205 FAX 209	当直 男鹿(0185)33-3030 内線211、212 FAX 209
	北部航空方面隊司令官	運用課 三沢(0176)53-4121 内線2354	S O C 当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線2204
	<u>航空支援集団司令官</u>	<u>航空機運用(患者空輸)</u> <u>府中(042-362-2971)</u> <u>内線2583(2513)</u> <u>FAX 2615(2634)</u>	<u>防衛部運用課初動対応室</u> <u>内線2531</u> <u>FAX その都度確認</u>
	<u>航空救難団司令</u>	<u>防衛部</u> <u>入間(04-2953-6131)</u> <u>内線3832</u> <u>FAX 3839</u>	<u>当直</u> <u>内線3895</u> <u>FAX 3839 (送った場合、電話でも連絡すること)</u>

## 第6 災害派遣部隊の受入れ

### 1. 災害派遣部隊の受入措置等

町長は、知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたとき、受入れのための必要な以下の措置をとるものとする。

- (1) 県及び部隊指揮官との連絡責任者を定めること
- (2) 派遣部隊誘導のため要員を派遣すること
- (3) 作業計画を作成し、部隊到着後、直ちに指揮官と連絡調整ができる体制を整えること
- (4) 作業に必要な資機材を整備すること
- (5) 必要により、災害地の区域、災害の程度を示した地図、又は略図を準備すること
- (6) 派遣部隊の宿舎及び給水に関し、便宜を図ること
- (7) 必要に応じて、ヘリポートの設定について、便宜を図ること

### 2. 連絡員の派遣

自衛隊は、知事等からの災害情報を検討し、必要と認める時は、町に連絡員を派遣し、迅速な情報収集に当たる。

町長等は、連絡員に対し、情報の収集及び連絡に必要な便宜を図る。

### 3. 職員の派遣

町長等は、災害現地関係機関及び災害派遣部隊等との調整を図るため、必要に応じて関係職員を派遣する。

### 4. 活動報告

自衛隊は、連絡員、偵察班及び災害派遣部隊等の派遣を命じた時は、その指揮官の職・氏名、人員、出発時間、到着時間、資機材等、必要な事項を町長等に通知する。

### 5. 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等又は警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びに立ち入りの制限、禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 町民等を応急措置の業務に従事させること

## 第7 自主派遣における措置

- 1 指定部隊の長は、可能な限り早急に、町長に対して、自主派遣について連絡するものとする。連絡事項は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊長の官職・氏名、隊員数とする。
- 2 町長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、本節「第6 災害派遣部隊

の受入れ」に定める措置に準じた措置をとる。

- 3 自主派遣後において、町長が要請を行った場合は、その時点において当該要請に基づく救援活動となることから、町長は、本節「第5自衛隊の災害派遣要請手続等」に定める措置をとる。

## 第8 派遣部隊の撤収

災害派遣部隊等の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事及び町長から撤収要請があった場合、又は連隊長が派遣の必要がなくなったと認めた場合に、協議して行うものとする。

## 第9 費用の負担区分

災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分に定めがないものについては、その都度協議のうえ決定する。

### 1. 自衛隊が負担する経費

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食料費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

### 2. 町が負担する経費

上記1に掲げた以外の経費は、町が負担する。

## 第10 災害派遣要請及び撤収に関する様式

第5編資料編を参照のこと。

◆第5編 資料編 「12-1 自衛隊の災害派遣」

## 第2節 広域応援

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、消防本部
	防災関係機関等	県、自衛隊、災害協定先（千代田区他）、他市町村等
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

大規模災害発生時においては、被害が広範囲にわたって発生し、町単独で十分な対応ができない事態も想定される。

このような場合、町は、防災関係機関、他市町村、民間団体、自衛隊等に応援を要請し、災害応急・復旧対策を実施する。

### 第2 地方自治体等との相互応援

#### 1. 広域応援要請の判断

町長は、災害が発生した場合において、現有の人員、備蓄物資等では災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、法律、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体及び防災関係機関に応援を要請する。

#### 2. 県・他市町村・指定地方公共機関等への要請

##### (1) 県に対する要請

###### ア 要請の手続き

知事に対し、人的及び物的な応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、まずは電話等により要請し、後日速やかに文書を送付する。

###### イ 要請の事項

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する事由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員及び物資、資材機材、器具等の品名並びに数量 4 応援を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容 6 その他必要な事項	災対法第68条

(2) 他市町村、指定地方公共機関等への要請

ア 協定締結市町村への要請

① 秋田県及び県内 24 市町村への要請

秋田県及び県内 24 市町村への要請については、「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」（平成 24 年 1 月 20 日）に基づいて、次の事項を明らかにして県に要請を行い、後日速やかに文書を提出する。

応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項
1 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供 2 指定避難所の開設及び避難者の受入 3 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供 4 応急活動に必要な職員の派遣 5 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの	1 被害の状況 2 要請する応援の内容 (1) 左記 1 に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等 (2) 左記 2 に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等 (3) 左記 3 に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等 (4) 左記 4 に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等 3 前 2 号に掲げるもののほか必要な事項

② 千代田区への要請

千代田区への要請については、「震災等大規模災害時における相互応援に関する協定」（平成 10 年 5 月 26 日）に基づいて、次の事項を明らかにして千代田区に要請を行い、後日速やかに公文書を提出する。

応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項
1 食料品、飲料水及び生活必需品の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材の提供 3 被災者の受け入れのための施設の提供 4 応急対策等に必要な職員の派遣 5 前号に掲げるもののほか、特に要請があった事項  ※協定書（応援内容）第 4 条。	1 被害の内容及び被害の状況 2 左記 1 及び 2 に掲げるものの品名、数量等 3 左記 3 に掲げるものの職種別人員 4 左記 4 及び 5 に掲げるものの人数及び期間 5 応援の場所及び応援場所への経路 6 応援の期間 7 その他必要な事項  ※協定書（応援の要請）第 2 条の「必要事項」に相当。

イ その他市町村、指定地方公共機関等への要請

① その他市町村等への要請

その他の市町村への応援要請については、(1)に準じて行う。この場合、「県知事」を「その他の市町村長」と読み替える。

② 他都道府県・指定地方公共機関等への要請

他都道府県・指定地方公共機関等に応援のあっせんを求める場合は、県知事に対し、まずは電話等により要請し、後日速やかに文書を送付する。なお要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

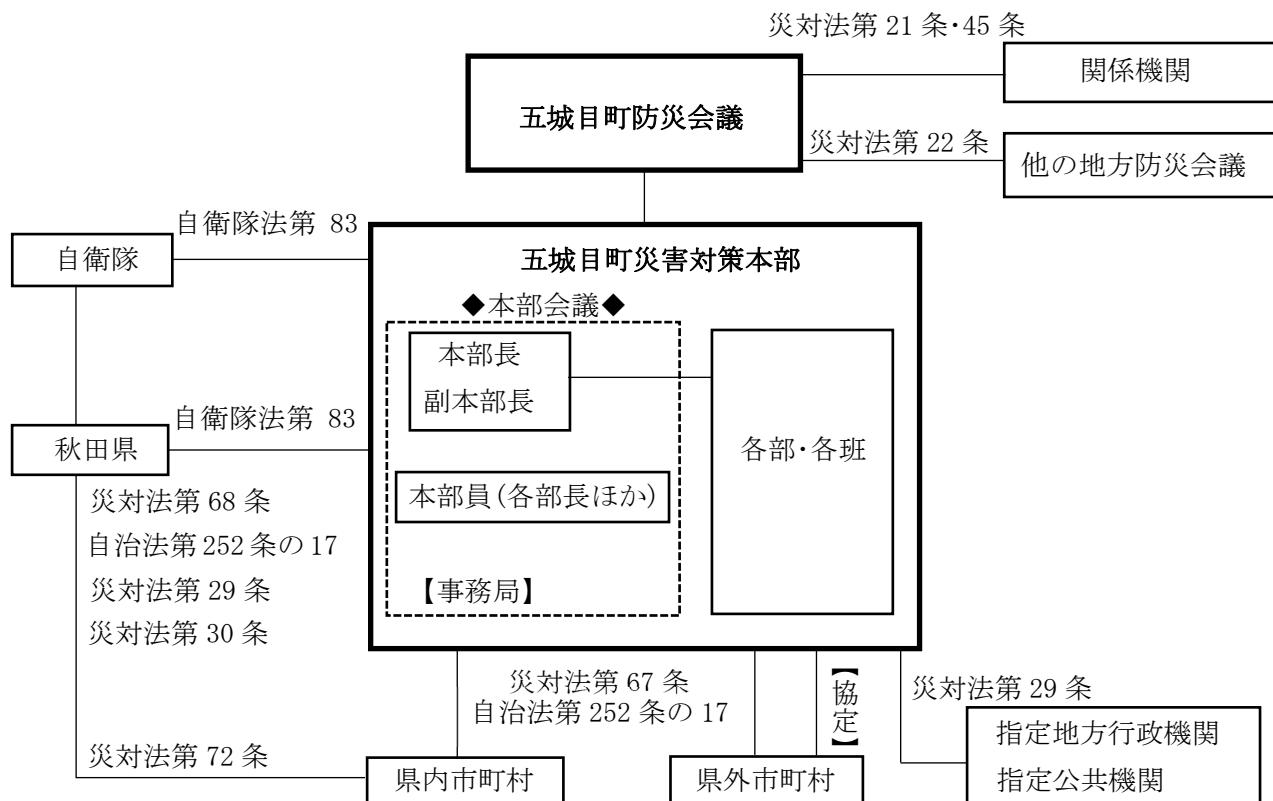
要請の内容	事項	根拠法令
応援の要請	1 災害状況及び応援の斡旋を求める事由 2 応援を希望する機関名 3 応援を必要とする期間 4 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 5 応援を必要とする場所 6 応援を必要とする活動内容 7 その他必要な事項	災対法 第68条、第74条
職員の派遣の要請	1 派遣のあっせんを求める事由 2 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法 第30条 地方自治法 第252条の17

※消防本部などにおいて独自の応援要請をする場合は、町長の許可を得る。

なお、緊急を要する場合はこの限りでないが、事後速やかに報告する。

また、災害状況については、住民生活課と密接な連絡を取り合う。

## 災害発生時における広域応援の体系図



### 【要請の根拠法令（内容）】

- ・自衛隊法第83条（都道府県知事等への災害派遣の要請）
- ・自治法第252条の17（地方公共団体相互間の職員派遣）
- ・災対法第21条（関係行政機関等に対する資料又は情報の提供などの協力要求）
- ・〃 第22条（地方防災会議等相互の関係）
- ・〃 第29条（職員の派遣の要請）
- ・〃 第30条（職員の派遣のあっせん）
- ・〃 第45条（地域防災計画の実施の推進のための要請等）
- ・〃 第67条（他市町村等に対する応援の要求）
- ・〃 第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
- ・〃 第72条（都道府県知事の指示等）

### 3 派遣職員の身分取扱い等

派遣職員の身分取扱い等は、以下のとおりとする。

- (1) 派遣先に分属され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
- (3) 給料・諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは、派遣先で負担する。

### **第3 民間団体等に対する要請**

町は、必要に応じて、協定を締結している民間団体に協定に基づき、応援の要請を行う。

### **第4 応援の要領等**

- 1 応援隊は、一体となって本町の指揮下で行動し、身分の異動は行わない。
- 2 応援のために要した費用は、協定によるところにより負担する。

### **第5 消防機関等の相互応援**

消防本部は、必要に応じて協定書に基づく相互応援を行う。第1章災害応急対策計画の第26節広域応援体制の整備等、第3相互応援体制の確立(消防本部同士の協定)を参照とする。

### **第6 緊急消防援助隊**

緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号）第3条に基づき、被災地、受援都道府県及び消防庁と連携のうえ、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施する。

#### **1. 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画**

この計画は、消防組織法第45条第2項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的として、消防庁において策定されたものである。

#### **2. 緊急消防援助隊運用要綱**

この要綱は、消防組織法や緊急消防援助隊運用要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的として、消防庁において、策定されたものである。

#### **3. 受援計画**

被災地を管轄する消防本部は、各応援部隊を円滑に受入れるため受援計画等に基づき、受援体制を整備する。

緊急消防援助隊の割り振りを行うため、知事は、緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、県、代表消防機関及び被災地消防本部の職員並びに指揮支援部隊長により構成される消防応援活動調整本部を設置する。

#### **4. 各部隊の構成・任務**

部隊の名称	構成・任務
指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう支援活動を行う。

部隊の名称	構成・任務
都道府県大隊指揮隊	<u>主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行う。</u>
<u>消防中隊</u>	<u>主として被災地における消火活動を行う。</u>
<u>救助中隊</u>	<u>主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行う。</u>
<u>救急中隊</u>	<u>主として被災地における救急活動を行う。</u>
<u>後方支援中隊</u>	<u>主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行う。</u>
航空部隊	<u>被災地において、航空に係る消防活動を行う。</u>
<u>水上中隊</u>	<u>主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行う。</u>
<u>特殊災害中隊</u>	<u>主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行う。</u>
<u>特殊装備中隊</u>	<u>主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行う。</u>

## 5. 指揮支援部隊

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、指揮支援隊及び指揮支援部隊長の所属する消防本部は、次のとおりとする。

災害発生道県	部隊長の所属する 消防本部	指揮支援隊が所属する 消防本部
北海道	北海道 札幌市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局 <u>さいたま市消防局、東京消防庁</u> 新潟市消防局
東北	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県 新潟県 仙台市消防局	<u>札幌市消防局、仙台市消防局</u> <u>さいたま市消防局、東京消防庁</u> <u>千葉市消防局、川崎市消防局</u> 新潟市消防局

## 6. 指揮支援部隊長

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、指揮支援部隊長が被災等によりその任務を遂行できない場合には、次に掲げる消防本部に所属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の職務に当たるものとする。

災害発生道県	指揮支援部隊長代行の属する消防本部
北海道	仙台市消防局
東北	札幌市消防局、 <u>東京消防庁</u>

## 7. 出動要請

- (1) 原則として、被災地の市町村長が知事を通じて総務省消防庁長官へ応援要請し、要請を受けた消防庁長官は、適切な都道府県知事へ出動要請を行う。
- (2) 被災地の状況により、応援要請を待ついとまがないと判断されるとき、消防庁長官は、自らの判断で都道府県知事に出動要請ができる。

## **8. 現地集結・活動**

知事から出動依頼を受けた消防本部は、県内で部隊集結し、必要事項を確認のうえ現地に出発する。

被災地到着においては、被災地が指定した場所に集結し、被災地消防本部又は指揮支援部隊による指揮支援本部の指示により活動を行う。

## **9. 撤収**

任務が収束に近づいたとき、被災地の消防本部の指示により、緊急消防援助隊は撤収する。

## **10. 経費負担**

緊急消防援助隊の応援活動に係る経費の負担については、消防組織法第49条第1項や「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」に基づき、国がその一部を負担することとされているほか、

「緊急消防援助隊の活動に係る経費の負担について」（平成8年4月3日付け消防救第59号消防庁救急救助課長通知）などに基づき、受援側と応援側の協議により定めることとなっている。

また、受援市町村等は、応援側への経費負担の一部を（財）全国市町村振興協会による消防広域応援交付金により賄うこともできる。

# **第7 他市町村被災時の応援**

町は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定又は法令に基づき、物的、人的応援を迅速・的確に実施する。

## **1. 連絡体制**

### **(1) 密接な情報交換**

災害が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村との応援についての情報交換を密接に行っておく。

### **(2) 被害情報の収集・伝達体制の整備**

応援実施の判断等を迅速に行うために、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておく。

## **2. 他市町村への応援・派遣**

町は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難なために応援要請がされた場合や、応急対策職員派遣制度による応援要請がされた場合は、以下の要領で災害対策基本法に基づき、他市町村に対して応援を実施する。

ただし、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。また、県及び町は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

### **(1) 被害情報の収集**

町は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行う。

## (2) 応援の実施

町は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。

なお、職員を派遣する場合には、地域や災害の特性等を考慮した人的支援要員の人数・職種等を調整の上、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるとともに、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の体制とする。

## (3) 被災者受入施設の提供等

町は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入するための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供、若しくはあっせんを行う。

### 3. 大規模災害発生時の他都道府県からの被災者の受入・支援

町は、県と連携して、大規模災害が発生した際は直ちに県有施設、町有施設及び民間宿泊施設の受入可能状況を調査するとともに、県を通じて被災都道府県から災害救助法に基づく被災者の受入要請があった場合には、被災都道府県と連携を図り、速やかに被災者の受入れを行い、被災者のニーズに応じて次の支援を行う。

- (1) 町は、県と連携して、被災者の指定避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。また、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して指定避難所や応急仮設住宅への戸別訪問等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。
- (2) 町は、県と連携して、被災者に対し、避難時のできるだけ早い機会に健康チェックを行い、きめ細やかな対応を実施する必要があることから、避難情報を早めに入手し、受入体制を整備する等の検討を進める。
- (3) 町は、県と連携して、就労ニーズの把握を行い、労働局・ハローワーク等の国機関と連携し、職業訓練・研修等に関する情報を共有するとともに、各関係業界への求人掘り起こし等を行って、被災者の就労支援を実施する。
- (4) 町は、大規模災害により被災し、経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒が本町の公立小・中学校に転入した場合、県と連携して、その保護者を対象に必要な就学援助策を講ずる。
- (5) 町は、大規模災害により被災した乳幼児が、本町の認定こども園に入園する際の負担を軽減するために、県等と連携した支援策を講ずる。

## 第8 災害時応援協定一覧

第1章災害予防計画の第26節広域応援体制の整備等を参照とする。

### ◆第5編 資料編

「24-1 災害応援協定（消防本部以外で締結）の一覧」

「24-2 災害応援協定（消防本部で締結）の一覧」

### 第3節 気象予報・警報等の伝達

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、気象庁（秋田地方気象台）
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

#### 第1 基本的な考え方

風水害等は気象情報等の収集により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講ずることが可能である。

このため、町は、関係機関及び町民に対し、迅速かつ適切に気象予警報等の情報を伝達し、効果的な災害応急対策活動や確実な避難の実施に役立てる。

#### 第2 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「該当行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

#### 第3 気象注意報、警報等の種類と発表基準

秋田地方気象台は、気象・地象（地震は、発生した断層運動による地震動に限る）・水象等の観測結果に基づき、特別警報、警報、注意報（大津波警報・津波警報・津波注意報及び噴火警報を除く）及び台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を発表し、防災関係機関等へ伝達する。

町は、これらの気象情報を、秋田地方気象台、防災関係機関、報道関係機関等の協力を得て、町民に周知するように努める。その際、要配慮者へ分かりやすく伝達するよう努めるものとする。

特に、特別警報は、重大な災害の危険性が著しく高まっており、町民は直ちに命を守る行動をとる必要がある場合に発表される情報であり、気象業務法において、町から町民への周知が義務づけられていることから、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達するものとする。

また、秋田地方気象台は情報伝達を円滑に行うため、防災気象情報に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図るものとする。

秋田地方気象台から発表される種類及び基準は、次のとおりである。

## 1. 気象注意報及び警報

気象に関する特別警報、警報、注意報は気象業務法により、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのある時には「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある時には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい時には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。発表のタイミングは、以下に示す各現象の「発表基準」が発生する概ね3~6時間前である。ただし、短時間の強い雨に関する大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報については概ね2~3時間前に発表することとしている。また、夜間・早朝に警報発表の可能性がある場合には、夕方に注意報を発表し、警報を発表する可能性のある時間帯をその注意報の発表文中に、例えば「明け方までに警報に切り替える可能性がある」と明示する。なお、こうした猶予時間（リードタイム）は、気象警報・注意報が防災機関や住民に伝わって避難行動などがとられるまでに要する時間を考慮して設けているが、現象の予想が難しい場合には、結果としてこうしたリードタイムが確保できない場合もあることを理解する。

大雨等の特別警報・警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり「市町村等をまとめた地域（例：秋田中央地域、能代山本地域など）」の名称が用いられる場合がある。

以下に示す特別警報の種類と「発表基準」は、重大な災害をもたらすほど特に異常な現象のレベルを定めたものである。また、警報・注意報の種類と「発表基準」の数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係に基づき定めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安ではあるが、先行降雨、季節、地域の特性、その他気象条件等を考慮して行うため、必ずしもこの基準によらない場合がある。※ちなみに、このような発表の判断は気象予報官によってなされる。

特に、大きな地震等が発生し、地盤が緩み土砂災害等の二次災害の発生が予測される場合は、大雨警報や注意報等の発表基準を暫定的に引き下げて運用することがある。※平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震等に伴い、被災した県では未だに通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところもあります。（令和7年2月1日現在）

### （1）特別警報【6種類】

種類	発表基準
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 ◆五城目町◆ <u>【大雨特別警報（土砂災害）】</u> <u>土壤雨量指数基準値（最小）256</u> <u>【大雨特別警報（浸水害）】</u> <u>表面雨量指数（最小）31、流域雨量指数（最小）40</u>
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。 ◆五城目町◆ 50年に一度の積雪深 <u>125cm</u> 、既往最深積雪137cm
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	
高潮特別警報	

(2) 気象警報【7種類】

種類	発表基準
大雨警報	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p>【大雨警報（浸水害）】 <u>表面雨量指數</u>基準 <u>15</u></p> <p>【大雨警報（土砂災害）】 土壌雨量指數基準値 <u>96</u></p>
洪水警報	<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p><u>複合</u>基準※ 馬場目川流域 = (9, 16.4), 内川川流域 = (8, 8.4), 富津内川流域 = (9, 9.1)</p> <p>流域雨量指數基準 馬場目川流域 = 18.3, 内川川流域 = 9.7, 富津内川流域 = 10.2</p> <p>※ (表面雨量指數, 流域雨量指數) の組み合わせによる基準値を表している。</p>
大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p>降雪の深さ 平野部：12時間の降雪の深さ35cm 山沿い：12時間の降雪の深さ50cm</p>
暴風警報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p>平均風速：18m/s</p>
暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p>平均風速：18m/s 雪を伴う</p>
波浪警報	
高潮警報	

(3) 気象注意報【16種類】

種類	発表基準
大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p><u>表面雨量指基準</u> 9  <u>土壤雨量指基準値</u> 70</p>
洪水注意報	<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p><u>複合基準※ 馬場目川流域= (7, 14.6), 内川川流域= (5, 6.9),</u>  <u>富津内川流域= (5, 8.1)</u></p> <p><u>流域雨量指基準 馬場目川流域=14.6, 内川川流域=6.9,</u>  <u>富津内川流域=8.1</u></p> <p><u>※ (表面雨量指基準, 流域雨量指基準) の組み合わせによる基準値を表している。</u></p>
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p>降雪の深さ 平野部：12時間の降雪の深さ15cm  山沿い：12時間の降雪の深さ25cm</p>
強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p>平均風速：12m/s</p>
風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p>平均風速 12m/s 雪を伴う</p>
波浪注意報	
高潮注意報	
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p>視程 100m</p>
雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p> <p>落雷等により被害が予想される場合</p>
融雪注意報	<p><u>融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある時に発表される。</u></p> <p><u>融雪により被害が予想される場合</u></p>

種類	発表基準
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p>①最小湿度40%、実効湿度65%</p> <p>②実効湿度70%、風速10m/s以上</p>
なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p>①山沿いで24時間の降雪の深さ40cm以上</p> <p>②積雪が50cm以上で、日平均気温5°C以上の日が継続</p>
低温注意報	<p><u>低温により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがある時に発表される。</u></p> <p>◆五城目町◆</p> <p><u>【夏期】最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4°C~5°C以上低い日が数日以上続くとき</u></p> <p><u>【冬期】①秋田地方気象台で最低気温-7°C以下</u></p> <p><u>②秋田地方気象台で最低気温が-5°C以下の日が数日続くとき</u></p>
霜注意報	<p><u>霜により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのある時に発表される。</u></p> <p>◆五城目町◆</p> <p><u>早霜、晩霜期に最低気温がおおむね2°C以下</u></p> <p><u>ただし、早霜については農作物の生育を考慮し実施する。</u></p>
着雪(氷)注意報	<p>著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのある時に発表される。</p> <p>◆五城目町◆</p> <p>大雪注意報の条件下で気温が-2°Cより高い場合</p>

※数値は五城目町の基準（令和6年5月23日現在）秋田地方気象台発表。

(4) その他気象情報等

種類	発表基準
秋田県気象情報	<p><u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</u></p> <p><u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が速やかに発表される。</u></p> <p><u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「頗著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u></p> <p><u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの秋田県気象情報が発表される場合がある。</u></p>
土砂災害警戒情報	<p><u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。</u></p> <p>詳細は、本節第6を参照とする。</p>
竜巻注意情報	<p><u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u></p> <p><u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で発表される。</u></p> <p>この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>
記録的短時間大雨情報	<p><u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u></p> <p>◆五城目町◆</p> <p>記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。</p>

※数値は五城目町の基準（令和6年5月23日現在）秋田地方気象台発表。

(参考) 平均風速：10分間平均

実効湿度：木材等の乾燥度を表す指数、木材の乾燥度はその時の空気の乾燥状態のみで決

まらず、数日前からの乾燥状態の影響を受ける。

注1 発表基準に記載した数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決定したものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

注2 注意報及び警報は、災害の起こるおそれのある地域が細分できるときは、地域を細分して発表する。

地域の細分は、次による。

【一次細分区域】…沿岸と内陸

【二次細分区域】…能代山本地域、秋田中央地域、本荘由利地域、北秋鹿角地域、仙北平鹿地域、湯沢雄勝地域の6細分

本町の地域細分区は、【一次細分区】沿岸、【二次細分区】秋田中央地域である。なお、沿岸には海岸線から、おおむね20海里（約37km）以内の海上（沿岸の海域）を含むものとする。

注3 大雪注意報、大雪警報において「平野部」とは標高おおよそ200m未満、「山沿い」とは標高おおよそ200m以上のことである。

注4 警報・注意報については、これまで【二次細分区】ごとに発表されていたが、平成22年5月からは市町村を対象区域として、きめ細かく警報・注意報を発表している。また、大雨警報・注意報については、特に警戒を要する災害を付して発表するようになった。

（例）大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）。

注5 ◆土壤雨量指数：土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数である。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

◆流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数である。解析雨量、洪水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

◆平坦地、平坦地以外の定義

平坦地：概ね傾斜が30パーセント以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

【キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等】

種類	概要
<u>土砂キキクル</u> <u>(大雨警報（土砂災害）の危険度分布)</u>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、<u>地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</u>2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
<u>浸水キキクル</u> <u>(大雨警報（浸水害）の危険度分布)</u>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、<u>地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</u>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
<u>洪水キキクル</u> <u>(洪水警報の危険度分布)</u>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、<u>地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</u>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
<u>流域雨量指数の予測値</u>	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、<u>洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</u>流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

### 【気象等に関する特別警報の発表基準】

<u>現象の種類</u>	<u>基準</u>	
<u>大雨</u>	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合</u>	
<u>暴風</u>	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</u>	<u>暴風が吹くと予想される場合</u>
<u>高潮</u>		<u>高潮になると予想される場合</u>
<u>波浪</u>		<u>高波になると予想される場合</u>
<u>暴風雪</u>	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u>	
<u>大雪</u>	<u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</u>	

(注) 過去の災害事例に照らして、指標（土壤雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

特別警報の発表基準について参考資料

気象庁ホームページ(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>)

#### ◆第5編 資料編

「2-1 気象予報・警報を発表する地域の細分など」

「2-2 気象観測施設一覧」

## 第4 水位情報・水防警報

### 1. 水位情報

水防法により指定されている河川（洪水予報河川「国及び県が指定」・水位周知河川「県が指定」）について、国土交通大臣又は知事は、水位情報を知事又は町（水防管理者）へ通知することになっている。本町には、洪水予報河川に指定されている河川はないが、県の管理河川で経済上相当な被害が生じるおそれがあるものとして、水位周知河川に馬場目川が指定されている。

馬場目川については、県が特別警戒水位（水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位）を定め、その水位に達したときは、町（水防管理者）に当該河川の水位又は流量を示して直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めてこれを一般に周知する。

また、県が水防警報を実施する河川以外の河川について、内水被害が予想される地域に対しては、県が水位情報等の提供を実施する。

### 2. 水防警報

洪水、津波又は高潮により損害を生ずるおそれがあると認められるとき、水防警報（水防を行う必要がある旨を警告して行う発表）が、次の区分により発令される。なお、消防団の水防活動については、「五城目町水防計画」に定める。

(1) 水防警報の発令される河川

発令者	河川名	備考
国土交通大臣	なし	洪水予報河川
秋田県知事	馬場目川	水位周知河川

(2) 水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機 *国交省のみ	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

\* 「待機」は国土交通省が直轄河川を行う。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(資料：「令和6年度 秋田県水防計画 実務編」)

## 第5 火災気象通報・火災警報

### 1. 火災気象通報

消防法第22条に基づく気象状況の通報であり、次の基準により秋田地方気象台から発表される。

- 1 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下となることが予想される場合
- 2 実効湿度70%以下で、平均風速10m/s以上になると予想される場合
- 3 平均風速12m/s以上になると予想される場合

(ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。)

### 2. 火災警報

町長は、「火災気象通報」を受け、下記の「火災警報」発令の基準を超えた場合、かつ気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、「火災警報」を発令するものとする。

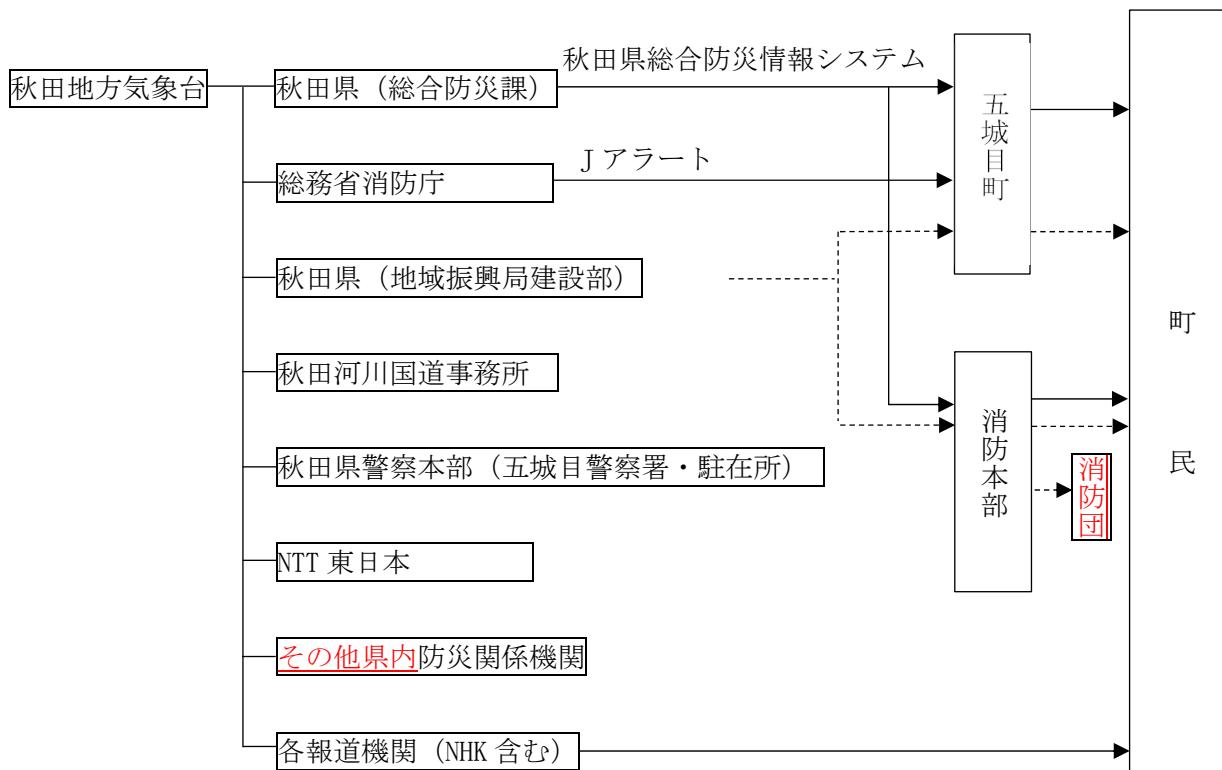
## 火災警報及び火災注意報発令基準(五城目町)

区分	基 準	周知の方法	対 策
火災警報	風速15メートルを超えるとき 実効湿度60%以下で、最小湿度25%以下のとき 風速10メートル以上で、最小湿度30%以下のとき	サイレン 広報車等 吹き流し	<u>必要に応じて、地域内の火災予防広報やパトロール等を実施する。</u>
火災注意報	風速10メートルを超えるとき 実効湿度60%以下で、 <u>最小湿度</u> 40%以下のとき 実効湿度70%以下で、風速5メートル以上、最小湿度40%以下のとき 異常乾燥注意報が発令されたときは、原則として発令すること。但し、降雨雪の場合は、発令しないこともある。前項のほか、前数日間の状況及び時後の状況も勘案する。	広報車等吹き流し	

## 第6 気象予警報等の伝達

### 1. 気象注意報、警報等の伝達系統

気象注意報、警報等の伝達系統は次のとおりとする。 ----- 点線は河川水位情報・水防警報。



### 2. 気象通報、警報（洪水予報、水位情報、土砂災害警戒情報を含む）等の取扱要領

- (1) 気象業務法に基づく気象注意報、警報及び消防法に基づく火災気象通報、また、水防法に基づく水防警報は、住民生活課及び消防本部が受信する。
- (2) 夜間及び休日等の場合は、消防本部の当直者（町灾害対策本部等の開設中は事務局）が受信し、住民生活課長にも伝達する。

- (3) 農作物に被害を及ぼすおそれのある霜注意報、異常低温注意報等の予警報等が発表されたときは、これらに対する被害防除のための対策は、農林振興課が報道機関の協力を得て、農業従事者等に周知を図る。
- (4) 町民に対する警報等の伝達は、必要に応じて防災行政無線による放送のほか、サイレンの吹鳴や広報車による巡回広報、町内会・消防団への電話連絡等により、町民に周知を図る。

## 第7 土砂災害警戒情報

秋田地方気象台と県は、共同して大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、町長が防災活動や町民等への避難情報等の発令の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を町長に通知するものとする。※土砂災害防止法の規程。

町長は、土砂災害警戒情報を発表された場合、これを直ちに緊急速報メール等で町民等に周知する。また、町民等に対する避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行えるよう情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体制の整備を図る。

### 土砂災害警戒情報の発表基準と解除基準

発表基準	<p>発表基準は、<u>大雨警報（土砂災害）発表後</u>、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した<u>土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）</u>に達した時とする。</p> <p><u>なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動等が発生した場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取り扱いについて協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定するものとする。</u></p>
解除基準	<p>解除基準は、基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時とする。</p> <p><u>大規模な土砂災害が発生した場合等には、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壤の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。</u></p>

## 第4節 災害情報の収集・伝達計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、税務課、まちづくり課・議会事務局、消防本部
	防災関係機関等	県
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

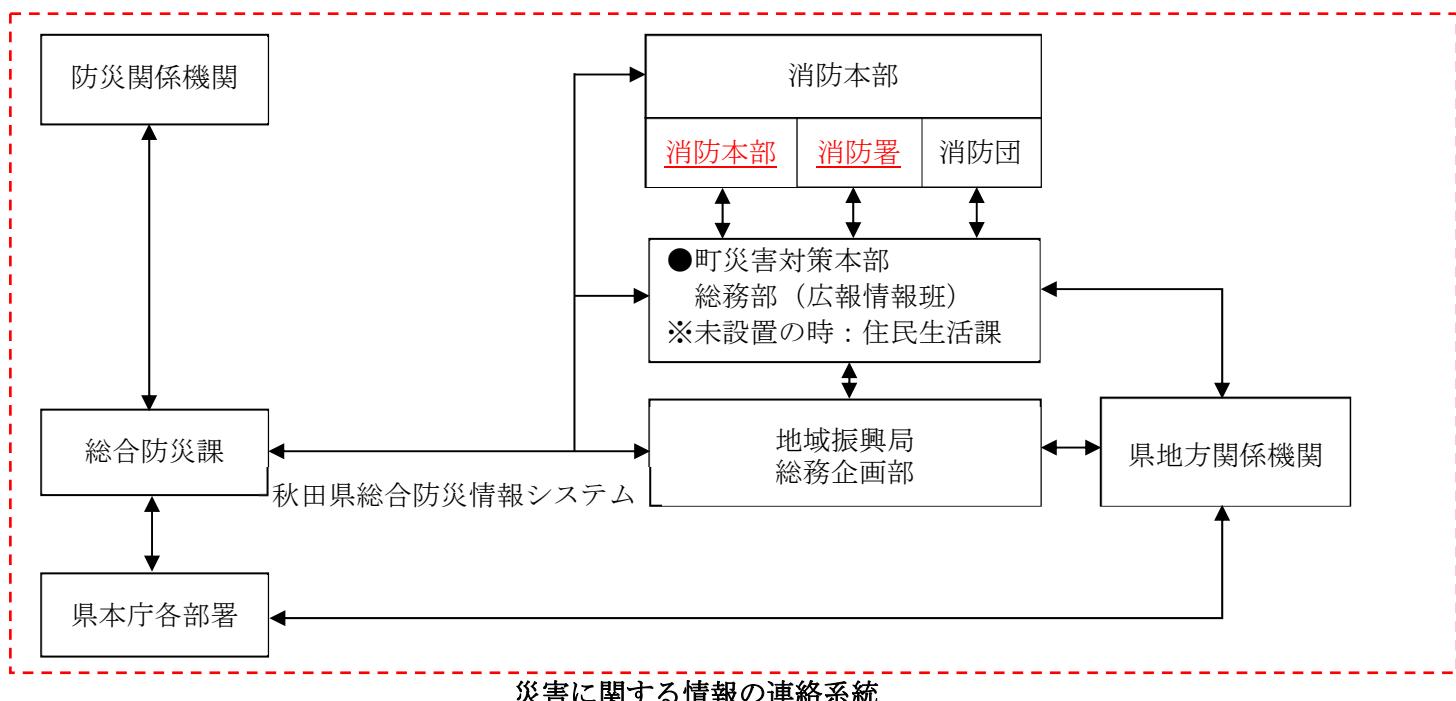
### 第1 基本的な考え方

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、町及び県は、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡が取れない地域については、重大な被害が発生しているものと想像し、最悪の事態に対応すべく、町災害対策本部から人員を派遣する等積極的な情報収集を行う。

### 第2 情報収集体制及び伝達系統

- 関係機関は必要に応じ、航空機、無人航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。
- 関係機関は、被害規模に関する概略的な情報を上級機関に報告するものとする。
- 関係機関は、災害応急活動に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

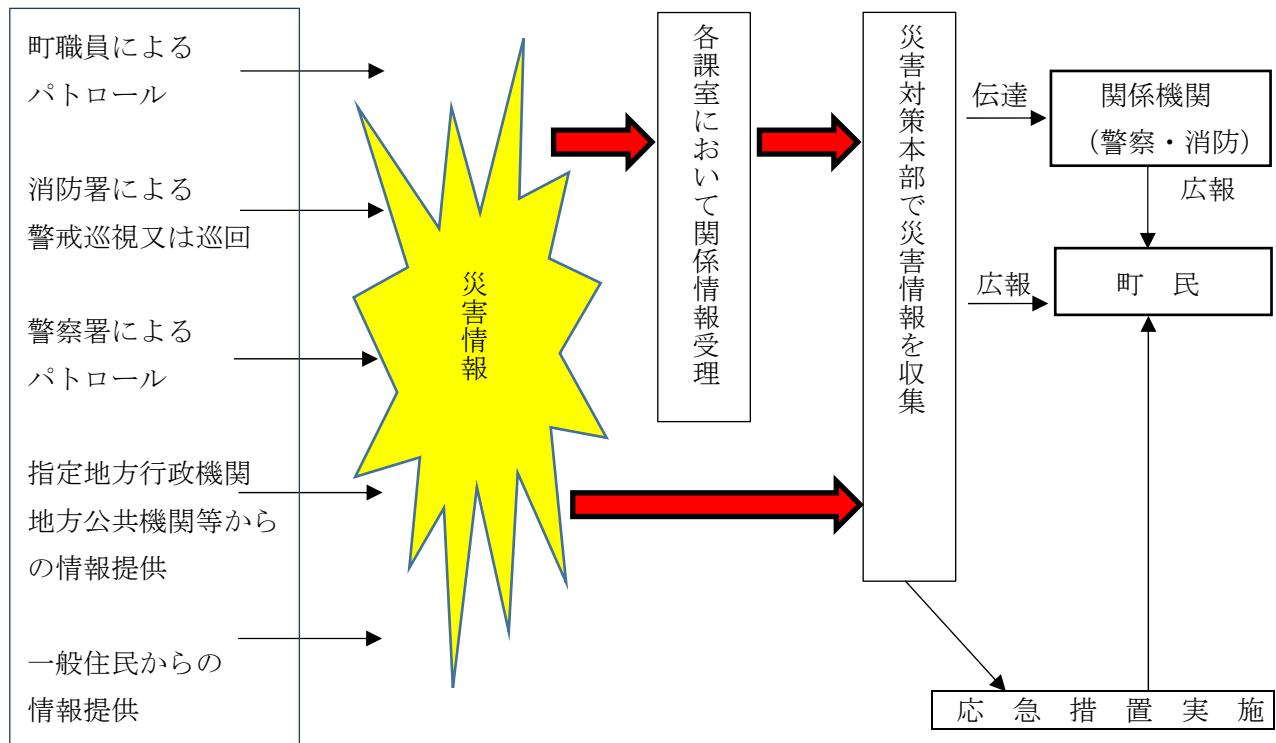


### 第3 被害状況の収集・伝達等

#### 1. 情報の収集

- (1) 災害が発生した場合には、町及び防災関係機関はその所掌する事務又は業務に関して、積極的に自ら職員を動員して情報収集に当たるものとする。
- (2) 災害の情報収集の取りまとめは、町災害対策本部等の設置時は総務部広報情報班（まちづくり課・議会事務局）が行う。それ以外は住民生活課が行う。
- (3) 情報の収集・分析等についても、(2)と同様とし、常にその現況を明らかにする。
- (4) 情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うため、担当者を決め平時より訓練を行うこととする。
- (5) 被害情報は、死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況並びにライフライン被害、人命・財産等、生活に直接係わるものを最優先する。
- (6) 人的被害については、行方不明者の数を含める。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。
- (7) 町（消防本部含む）、警察署その他の防災関係機関は、連携して被害状況の収集に当たるものとする。
- (8) 県又は町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線等を活用して防災関係機関等へ提供し、情報の共有を図るものとする。

#### 2. 収集・報告系統



### **3. 水位・雨量等の情報収集**

水位、雨量等の情報収集については、町内に設置されている観測点や周辺市町からの情報を得るとともに、秋田県総合防災情報システムや秋田県河川砂防情報システム、インターネットを活用して迅速に行う。町灾害対策本部等の設置時は総務部広報情報班（まちづくり課・議会事務局）が行う。それ以外は住民生活課が行う。

- ・川の防災情報（国土交通省河川局提供）パソコンから <http://www.river.go.jp>  
携帯電話から <http://i.river.go.jp>
- ・秋田県河川砂防情報システム（秋田県建設部河川砂防課提供）<http://kasen.pref.akita.lg.jp/>

### **4. 町民への伝達**

- (1) 防災行政無線、広報車、電話、緊急速報メール等によるものとする。
- (2) ラジオ、テレビ等の放送による。
- (3) 町内会長等に直接伝達する。

### **5. 防災関係機関との連携**

- (1) 町は、災害情報の収集を行う場合、警察署、防災関係機関と緊密に連絡をとるものとする。
- (2) ライフラインの被害に関する情報は、それぞれの管理者が収集し、町灾害対策本部等は集約した被害情報の連絡を受ける。
- (3) 町は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務又は業務に係る被害状況について、必要な情報の連絡を求める。
- (4) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン事業者等の要望に応じて情報提供を行う。

### **6. 被害情報収集時の留意事項**

#### **(1) 速報性**

初動段階では被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要である。特に、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者（町灾害対策本部等の設置時は、総務部広報情報班（まちづくり課・議会事務局））は速報性を心がける。

#### **(2) 被災者・世帯の確認**

家屋、建物等の全壊、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

## **第4 異常現象発見時の措置**

### **1. 異常現象を発見した場合**

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。また、通報を受けた町長等は、直ちに情報を確認し、所管各関係機関に連絡する

とともに、必要な措置を行う。

異常現象とは、おおむね次のとおりである。

事 項	異 常 現 象 等
気 象	著しく異常な気象現象（竜巻、強い降ひょう等）
地 象	顕著な地形変化、湧水の顕著な異常変化、河川の水の顕著な異常現象
水 象	

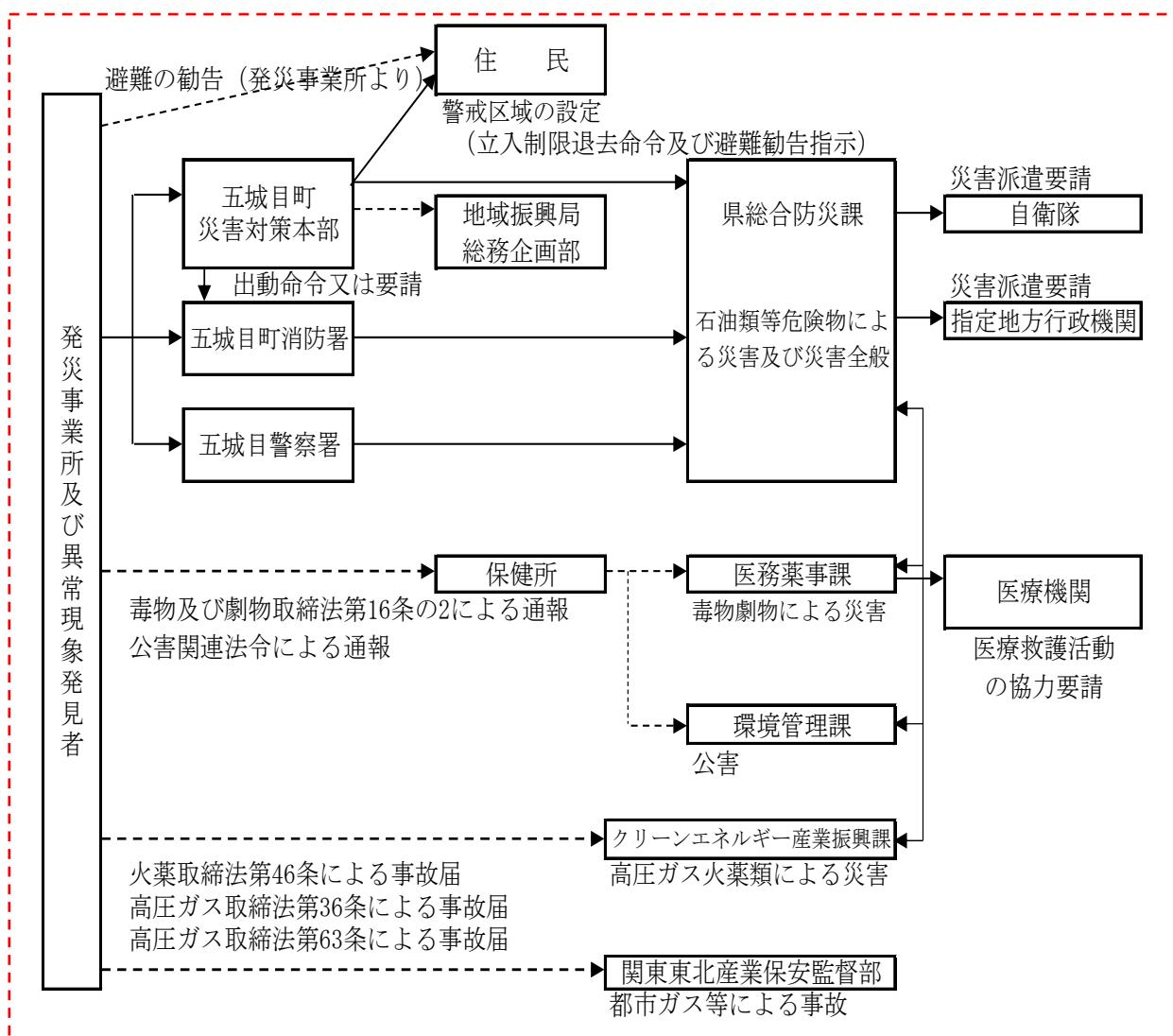
## 2. 被害の発生が予測される場合

雨量、水位等の観測者は、災害発生のおそれがある現象、又は前兆現象を観測・察知したときは、直ちに町長に報告する。

## 第5 特殊災害発生時の措置

大規模な火災、爆発、危険物の流失、有毒ガスの発生及び車両、船舶事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は、次によるものとする。

特殊災害発生時の連絡系統



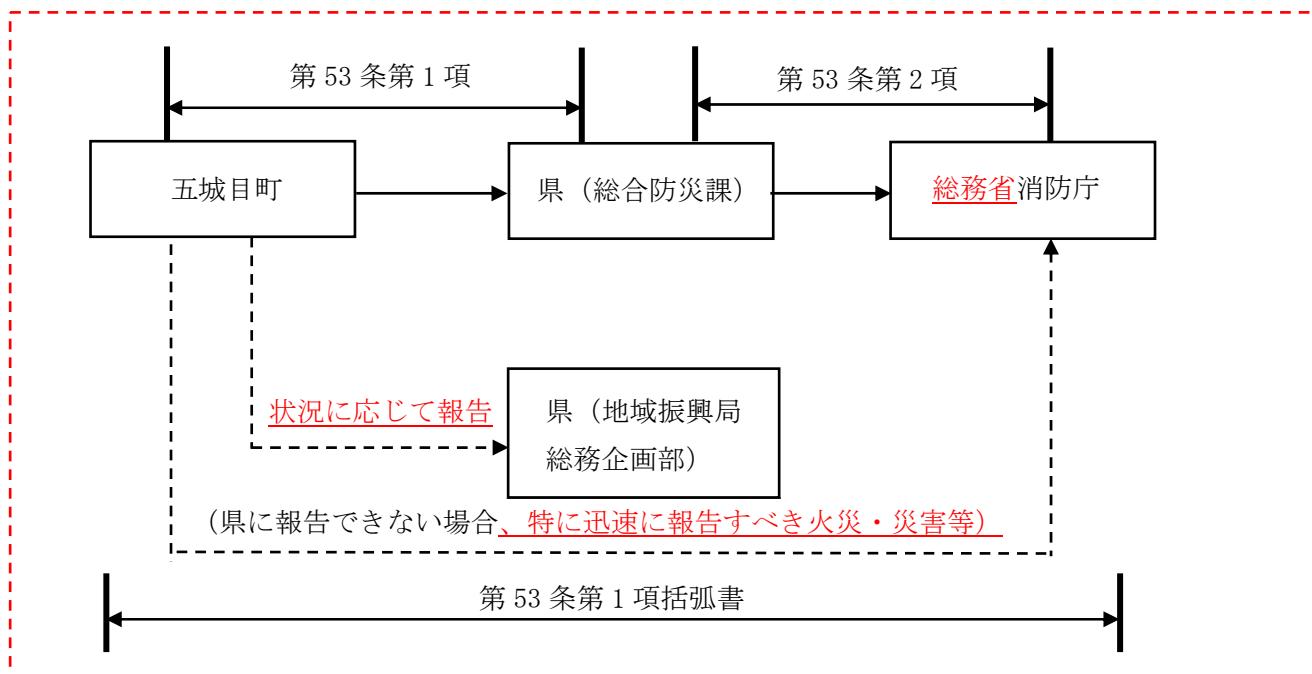
## 第6 県に対する報告

### 1. 報告の方法

町は、災害が発生したときは、次の区分により、所定の様式で、県総合防災課（県災害対策本部等を設置している場合は、当該県災害対策本部等）へ被害状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに提出するものとする。なお、災害状況の報告は、町災害対策本部等の設置時は総務部庶務班（総務課、住民生活課）が行う。それ以外は住民生活課又は消防本部が行う。

ただし、県総合防災課に報告できない時、又は特に迅速に報告すべき火災・災害等については、総務省消防庁へ直接報告するものとし、報告ルートは下記のとおりとする。

#### <災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート>



#### 【総務省消防庁連絡先】

時 間 帯		平日 (9:30~18:15)		平日 (左記時間帯以外) ・休日
報 告 先		応急対策室		宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527		03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537		03-5253-7553
消防防災無線	電話	*-90-49013		*-90-49102
	FAX	*-90-49033		*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013		*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033		*-048-500-90-49036

\*各団体の交換機の特番

(問い合わせ先)

総務省消防庁国民保護・防災部 応急対策室応急対策係 03-5253-7527

## 2. 報告の様式

### (1) 災害概況報告

個別の災害現場の状況を報告する場合、又は災害当初の段階で被害の状況が十分把握できない場合（例えば、水害時の第1報で、死傷者の有無等を報告する場合）には、1号様式により報告する。なお、「第1報」については速報性を重視し、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載し報告すること。状況が明らかになるにつれ「第2報」、又は

### (2) 被害状況即報の2号様式で報告すること。

#### ア 災害の概況

① 発生場所、発生日時

② 当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入する。

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。その際特に人的被害及び住家の被害に重点をおく。

#### ウ 応急対策の状況

当該災害に対して、町（消防機関を含む。）が講じた措置について具体的に記入する。特に町民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入する。

### (2) 被害状況即報

被害状況が判明次第、その状況を2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

### (3) 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に、3号様式（確定）により報告する。

### (4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、3号様式により3月31日まで報告する。ただし、査定・調査等により被害額が確定したものとする。

〈報告の様式〉

第1号様式

(災害概況即報)

受信者氏名

災害名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時		月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死 者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
不明 人 一部破損 棟 未分類 棟											
119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	消防機関等の活動状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

紙別様式第1号

### (避難指示等の発令状況)

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

## (2) 被害狀況即報

部道府県		区		分		被 告		区		公 立 文 教施 設		被 告		被 告	
災 告 名	災害名	田	流失・埋没	火	水	鹿 林	水 産 業 施 設	公 共 土 木 施 設	其 他	立 交 道 路	施 設	公 共 土 木 施 設	其 他	立 交 道 路	施 設
災 告 名	第一報	烟	流失・埋没	火	水	鹿 林	水 産 業 施 設	公 共 土 木 施 設	其 他	立 交 道 路	施 設	公 共 土 木 施 設	其 他	立 交 道 路	施 設
報告番号	(月 日 時現在)	学	冠	流失・埋没	火	校	水	其 他	立 交 道 路	施 設	公 共 土 木 施 設	其 他	立 交 道 路	施 設	
報告者名		病	冠	流失・埋没	火	院	水	其 他	立 交 道 路	施 設	公 共 土 木 施 設	其 他	立 交 道 路	施 設	
区	分	造	橋	り よ う	河	川	港	港	施	施	施	施	施	施	施
死	死者	橋	河	橋	港	港	砂	砂	施	施	施	施	施	施	施
人	うち災害関連死者	橋	河	橋	港	港	砂	砂	施	施	施	施	施	施	施
的	行 方 不 明 者	橋	河	橋	港	港	砂	砂	施	施	施	施	施	施	施
的	負 重 傷 傷 者	橋	河	橋	港	港	砂	砂	施	施	施	施	施	施	施
的	傷 傷 者	橋	河	橋	港	港	砂	砂	施	施	施	施	施	施	施
住	全	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	施	施	施	施	施	施	施
住	半	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	施	施	施	施	施	施	施
家	一	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	施	施	施	施	施	施	施
被	部	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	施	施	施	施	施	施	施
被	床	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	施	施	施	施	施	施	施
被	床	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	施	施	施	施	施	施	施
告	半	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	施	施	施	施	施	施	施
非住家	そ の そ の	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	施	施	施	施	施	施	施

卷之三

昭和19年通報の件数は、18件中15件を認めた。

(3) 災害確定報告

第3号様式 災害確定報告

市町村		区分		被害		
災害名 確定年月日		月 日 時確定		その他の	流失・埋没 ha	
					田	冠水 ha
報告者名					流失・埋没 ha	
					畑	冠水 ha
人的被害		学校			苗所	
		病院			苗所	
		道路			苗所	
		橋りょう			苗所	
		河川			苗所	
		港湾			苗所	
		砂防		苗所		
		清掃施設		苗所		
		鉄道不通		苗所		
		被害船舶隻				
住家被害		戸				
		電話回線				
		電気戸				
		ガス戸				
		ブロック塀等苗所				
		り災世帯数世帯				
		り災者数人				
		非住家		建物件		
				危険物件		
				その他件		
公共建物	棟					
その他	棟					

区分		被　　害	市町村災害 対策本部	名　　称	
公立文教施設	千円			設　　置	月　日　時
農林水産業施設	千円			解　　散	月　日　時
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小　　計	千円				
公共施設被害市町村数	個体				
その他	農　　産　　被　　害	千円	被害の詳細		
	林　　産　　被　　害	千円			
	畜　　産　　被　　害	千円			
	水　　産　　被　　害	千円			
	商　工　被　　害	千円			
	そ　　の　　他	千円			消防職員出動延人数
被　　害　　総　額	千円		消防団員出動延人数	人	
備　　考	災害発生場所				
	災害発生年月日				
	災害の概況				
	消防機関の活動状況				
	その他（避難指示等の状況）				

## 第7 被害の認定基準

第6 県に対する報告の1号様式～3号様式の記入を含め、被害の認定基準は以下に示すとおりとする。

分類	用語	被害程度の認定基準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラス数枚破損した程度のごく小さいものは除く。

分類	用語	被害程度の認定基準
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、災害報告取扱要領による報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の	田流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
	冠水	稻の先端が見えなくなる程度に水につかたるものとする。
	畑流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	冠水	
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する施設とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

分類	用語	被害程度の認定基準
被 害 金 額	電話	通信施設の被害により、電話が不通になった回線数とする。
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。
	電気	電力施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
	報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあっては最も多く発生した時点における数値を記入する。
被 害 金 額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和22年法律第247号)による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

分類	用語	被害程度の認定基準
罹災世帯・罹災者	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えは寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員をいう。
火災	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。

(注) 備考欄には災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

※人的被害は、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官（令和5年5月消防応第55号）（以下「災害報告取扱要領」という。）」による。

※住家、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水及び床下浸水は、「災害報告取扱要領」による。

※大規模半壊、中規模半壊、準半壊は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月）内閣府（防災担当）」によるが、詳細は次のとおり。

・大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

・中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

・準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。※非住家の被害は、「災害報告取扱要領」による。

## 第8 安否情報の収集・伝達体制

### 1. 安否不明者の情報収集と氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

### 2. 安否情報システムの活用

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができる。

町は、大規模な自然災害等が発生した場合、町民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、町民等からの安否情報の照会に対する回答を行う。

なお、自然災害等の場合は、現在、法令上、都道府県や国への報告義務がないため、システム上の県への報告ボタンが封鎖されており、運用は単独町内に限られている。ただ、システム機能としては、最終的に消防庁に設置されたサーバーに登録（報告）し、国、都道府県及び防災関係機関との間で情報共有を図り、親族等からの安否照会に対して回答をするものなので、今後使用範囲が広がる可能性がある。

安否情報システムの所管課は、国民保護担当の住民生活課とし、町災害対策本部等の設置時の入力担当は総務部広報情報班（まちづくり課・議会事務局）とする。それ以外は、住民生活課で入力をする。

## 第9 救助者の位置情報提供の要請

県又は町災害対策本部は、救助を要する者の生命又は身体に重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するため、携帯電話等の位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合は、携帯電話事業者に対して救助者の位置情報の提供を要請することができる。

## 第5節 孤立地区対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、 <u>健康福祉課</u> 、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、自主防災組織、町内会、電気通信事業者、電力事業者
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

中山間地集落又は地区等において、災害の発生による孤立が想定される場合、町及び防災関係機関は、危険箇所の巡視や迂回路の設定等により交通路を確保するとともに、通信手段や電力等を確保し、孤立化の迅速な解消に努める。また、孤立地区において救急患者が発生した場合には、県消防防災ヘリコプターによる患者搬送を行う。

なお、孤立化に備え、町は県と連携して、平常時から道路・橋梁等の公共施設の改良、バイパス整備、通信施設及び端末機器の整備充実、飲料水・食料・生活必需物資の備蓄、孤立地区におけるし尿・ごみ処理対策等の計画的な推進に努める。

### 第2 孤立想定地区

町において、土砂災害等により交通路が遮断され、孤立が想定される地区は次のとおりである。

No.	孤立が想定される地区	町内名	世帯数（人口）
1	杉沢地区	杉沢、合地	<u>31</u> 世帯（ <u>60</u> 人）

※平成27年4月末現在。

### 第3 交通路の確保

大雨、融雪による土砂災害、又は雪崩等の発生を想定し、国、県及び町の道路管理者並びに東日本高速道路株式会社等の機関は、これらに関する気象情報が発表された場合、警察や運輸関係機関と連携し、災害危険箇所の巡視を強化する。

町は、巡視により土砂崩れ、雪崩等を確認した場合、又は発生のおそれがある亀裂等を確認した場合、県及び防災関係機関等と連絡調整のうえ、早期復旧の実施可能な体制を確保するとともに二次災害の防止対策を実施する。また、迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

なお、迂回路の確保が出来ない場合や通信施設が被災し連絡手段が途絶した場合等のため、孤立集落又は地区を確認した場合は、県に対して県消防防災ヘリコプター等の航空機による被害状況の把握と物資支援等を要請する。また、航空機と地上から被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討・解析し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出のうえ、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

## 第4 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信機器の整備に努める。

町は、一般公衆電話施設等が被災し、通信が途絶した事態を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話機等の通信機器の整備に努める。またその際は、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と燃料の確保も併せて実施する。

## 第5 電力の確保

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定した移動自家発電機器等の整備に努める。

町及び県は、小型可搬型自家発電機を共同備蓄品目に指定し、計画的な整備に努め、孤立地区が発生した場合には、その活用を図るものとする。

## 第6 救急患者及び救援物資の搬送

町は、孤立集落において救急患者が発生した場合の救急搬送や緊急救援物資の搬送に、県消防防災ヘリコプター又は状況に応じて他の機関のヘリコプターを要請する。

その場合、孤立集落内又は地区の近隣に臨時ヘリポートを設置し、識別できる標識等を設置する。

### ◆第5編 資料編

「12-3 臨時ヘリポート設定基準」

「12-4 臨時ヘリポート設置場所」

## 第7 緊急物資の備蓄

孤立想定地区又は集落ごとに、町と関係町内会は協力して次の緊急物資の備蓄に努める。

品種	品目・用途等	備考
飲料水	ミネラルウォーター、お茶など	
給水用品	浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	
食料品	1 米 2 保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰め、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干魚、豆・海草類など 3 乳児用ミルク 4 その他	
生活雑貨	日用雑貨品、下着、防寒着等	
冷暖房器具	ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用できる暖房器具など
発電機	<u>小型可搬式自家発電機</u>	
燃料	暖房用、炊事用、発電機用	
医薬品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等	
その他	必要雑貨	

## **第8 し尿、ごみの処理**

町は、洪水、又は積雪時において、汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、あらかじめ標識を設けておく。

また、ごみは、環境衛生上支障のない場所を指定し、集積しておく。

## 第6節 通信の確保

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、まちづくり課・議会事務局
	防災関係機関等	県、五城目警察署、各通信・放送事業者
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

県、町及び関係機関は、被害情報の収集、並びに応急対策に必要な指示、命令、報告などの重要な通信を迅速、的確に実施するための通信手段を確保（維持管理、機能の高度化含む）する。

また、町の通信施設が被災し、使用不能となった場合に備え、防災関係機関との協力により通信手段及び設備の確保に努め、優先度の高い情報を伝達する。

### 第2 通常時における通信連絡

町及び防災関係機関が行う災害に関する予報等の伝達、又は関係機関に対しての連絡等については、秋田県総合防災情報システム及び各防災機関の無線設備、NTT回線等をもって迅速に行う。

### 第3 非常時における通信連絡

非常時に臨時に設置される電話や、通常時のNTT回線等が使用不能又は、輻輳（繋がりにくい状態）するときの通信連絡手段は以下のとおりとする。

なお、電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び町民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するものとする。

#### 1. 秋田県総合防災情報システムの活用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、秋田県総合防災情報システムを最大限活用して、通信運用を迅速に行う。秋田県や県内防災関係機関などとの通信・通話が可能。県外の地域衛星通信ネットワークの衛星電話機（相手局）とも通話可能。

#### 2. 電気通信事業者（NTT回線等）の優先使用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信施設を優先的に使用する。

なお、防災関係機関は、非常、緊急時に使用するため、既設の電話機をあらかじめ「災害時優先電話」として指定しておくものとする。

(1) 電気通信事業法に基づき、NTTの承認を受けた「災害時優先電話」

※町本庁舎1台（まちづくり課）設置：018-852-3711

(アナログ回線：役場電話交換機を通さない)

- (2) 災害時の設置される避難所の「特設公衆電話」 ※町指定避難所 16 箇所、その他公共施設 3 箇所へ 1～3 台。また、「災害時優先電話」としての機能あり。
- (3) 移動式の「衛星携帯電話」 ※町本庁舎 1 台、消防本部 1 台

### **3. 放送事業者に対する放送要請（災対法第 55～57 条、79 条）**

災害により電気通信設備又は無線設備が損壊等を受け、通信機能が停止した場合又は著しく通信が困難な状況において、気象警報や水防警報等の伝達が必要である時、町は県に依頼し、放送事業者にこれら重要情報の放送を要請することができる。

なお、要請については、秋田県と放送各社との協定「災害時における放送要請に関する協定」による。

- (1) 放送の内容  
町が放送を行うことを求める事項は、主として町域の災害に関するものとする。
- (2) 放送局長への通知  
放送を行うことを求める場合は、次の事項を、県を通じ放送局長に通知する。
  - ア 放送を求める理由
  - イ 放送内容及び範囲
  - ウ 放送希望時間
  - エ その他必要な事項

## **第 4 通信の規制等**

災害の発生時においては、有線及び無線が輻輳（繋がりにくい状態）することが常であることから、通信施設の管理者は、必要に応じて適切な通信規制を行う。

## **第 5 通信及び放送施設の応急復旧対策**

災害発生時における秋田県総合防災情報システムや民間通信・放送事業者など、通信及び放送施設の応急復旧対策は、秋田県地域防災計画のとおり各管理者が適切に実施する。

## 第7節 災害時の広報計画

実施機関	町の主な担当課	まちづくり課・議会事務局
	防災関係機関等	県、町内会、民生児童委員、報道機関
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

災害発生時の流言飛語等による混乱を防止し、町民生活の安定と秩序の回復を図るため、町は、防災関係機関と協力して、被害状況や災害応急対策の実施状況並びに被災者等のニーズ等を十分把握し、正確で効果的な広報活動を行う。

なお、広報に当たっては、要配慮者に配慮するほか、町民等からの問い合わせに対する体制の整備を図る。

### 第2 広報の内容

町は、災害の規模、状況、時間経過に応じた的確な行動を促すために、必要な情報を、町民に提供する。なお、個人情報の扱いについては十分留意し、広報に当たっては本人の了解を得るものとする。

#### 1. 町民に対する広報内容

町は、町民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

##### (1) 災害の発生直後

ア 気象、災害等に関する情報

イ 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令状況、対象地域、及び情報の内容、避難経路

ウ 出火防止の呼びかけ（火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）

エ 人命救助及び近隣の助け合いの呼びかけ

オ 町内被害状況の概要（洪水、火災発生等）及び緊急道路・交通規制情報

カ 町の災害活動体制及び応急対策実施状況

キ 流言飛語の防止、治安状況、犯罪防止の呼びかけ

ク 避難所、救護所の開設状況

ケ 町民の安否情報

コ その他必要な事項

##### (2) その後（発災から少し時間が経過した段階）

ア 町及び防災関係機関等の応急対策の実施状況

イ 被害状況

ウ 二次災害等（余震を含む）に関する情報

エ 生活関連情報

（i）電気、ガス、上下水道の被害状況、復旧状況

- (ii) 通信施設の復旧状況
  - (iii) 食料、生活必需品の供給状況
  - (iv) 燃料油に関すること
- オ 道路交通状況、及び鉄道・バス等の被害・運行状況  
カ 医療機関の活動状況等  
キ 救援物資、食料、水の配布等の状況  
ク し尿処理、衛生に関する情報  
ケ 被災者への相談サービスの開設状況  
コ 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報  
サ 臨時休校等の情報  
シ ボランティア組織からの連絡及び災害ボランティアの募集状況  
ス 町内各施設の復旧状況  
セ 町の一般通常業務の再開状況  
ソ 建築物の安全性、仮設住宅に関する情報  
タ 警備等の治安状況  
チ 古文書等歴史資料の廃棄・散逸の防止に関すること  
ツ その他必要な事項

## 2. 報道機関に対する広報内容

町は、災害情報及び災害状況、応急活動状況の報告に基づいて収集されたもののうち、町災害対策本部長等が必要と認める情報について速やかに広報する。また、報道機関の独自の記事、番組作成に当たっての資料提供依頼については、町及び防災関係機関は、可能な範囲で提供するものとする。

## 第3 広報活動の手段・実施手順

町は、情報の出所を明記の上、災害の規模や状況に応じて、最も有効とみられる媒体により広報する。特に、停電や通信障害が発生した場合は、町民の情報取得方法が限られることから、紙媒体や広報車を使用するなど、適切な方法により情報を提供するものとする。また、要配慮者への広報は、町内会の支援者、民生児童委員、ボランティア等の協力を得て直接訪問するなど、個別の事情に応じて情報が伝わるように配慮する。

なお、不正確で混乱した情報が流れないよう、報道機関に対しては、情報提供の窓口を町災害対策本部「総務部広報情報班（まちづくり課・議会事務局）」に一元化し、迅速に情報提供できる情報伝達体制で臨むものとする。

### 1. 町民に対する広報手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 緊急速報メール
- (3) 登録制メール
- (4) 広報車による広報
- (5) 町内会等への電話連絡

- (6) 広報紙による広報
- (7) チラシ・ビラ等による広報
- (8) 報道機関による広報
- (9) 職員を派遣しての広報（交通通信施設が途絶したとき）
- (10) SNS等その他有効な手段による広報

## 2. 報道機関に対する広報手順

報道機関への情報提供は、災害時の合理的な対応を目指し、秋田県情報集約配信システム（Lアラート）を経由して実施することを基本とするが、必要に応じて資料提供等による情報提供を個別に行うものとする。

また、大規模な災害の発生時には、報道機関からの問い合わせによる混乱も予想されるため、町災害対策本部長、副本部長又は災対本部総務部長（総務課長）のいずれかが、記者会見室を設けて定期的（時間を定め）に概況を発表することとする。なお、緊急時にも随時、時間を定めた記者会見を行い、時間経過とともに変化する情報の取りまとめと、報道される内容を制御する。

## 第4 放送各社への緊急連絡

災害又は事故が発生し、その周知について緊急を要する場合、町は原則として所定の様式により県を通じて放送各社に緊急連絡を行う。

ただし、緊急を要する場合には直接連絡を行うことができるものとする。

名 称	担当部局	電 話	FAX
日本放送協会秋田放送局	放 送 部	018-825-8141	018-831-0585
(株)秋田放送	報 道 部	018-82 <u>6</u> -8520	018-82 <u>5</u> -2777
秋田テレビ(株)	報 道 部	018-866-6131	018-888-2252
秋田朝日放送(株)	報道制作局	018-866-5111	018-866-5115
(株)エフエム秋田	放 送 部	018-824-1155	018-823-7725

## 第5 相談窓口の開設

町は、被災した町民の要望、苦情、相談に応ずるための臨時災害相談窓口を開設し、迅速かつ適切な相談業務を行う。また、窓口の開設に当たっては、相談事項の速やかな解決を図るために、関係各部及び関係機関の協力を得る。

### 1. 相談窓口の開設

#### (1) 災害相談窓口

町は、災害の状況に応じて、被災者又はその関係者からの問い合わせや相談等に応ずるため、町庁舎内に災害相談窓口を開設し、相談・問合せ受付業務を実施する。

#### (2) 臨時町民相談所の開設

災害発生による避難が終了した後は、本部長の指示に基づき、指定避難所等に臨時町民相談所を開設し、被災した町民の相談、苦情等の積極的な聞き取りに努める。

## **2. 防災機関による災害相談**

本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道等その他の防災関係機関に対して、町の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

## 第8節 避難対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、まちづくり課・議会事務局、健康福祉課、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、自衛隊、消防団、五城目警察署、自主防災組織、町内会
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、被災者及び危険地域の町民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令や避難誘導等を、的確に実施する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者に対し十分な配慮を行う。

また、避難住民の生活を維持するため、指定避難所を開設して避難住民の受入れを行う。指定避難所の運営に当たっては、要配慮者及び女性への十分な配慮と、避難者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

### 第2 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の意味について

#### 1. 【警戒レベル3】高齢者等避難

避難指示の発令の可能性が大きいと判断したとき、避難行動要支援者の迅速かつ安全な避難を確保するため、通知する。この高齢者等避難の通知により、避難行動要支援者は、家族又は介護者等とともに避難を開始する。

#### 2. 【警戒レベル4】避難指示

避難指示とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「避難指示」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は、促す行為である。例えば、災害を覚知し、かつ拡大が予想されると判断される時等である。

#### 3. 【警戒レベル5】緊急安全確保

避難指示が発令されている状況であっても、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、屋内での待機等により安全確保措置をとるよう指示する。

例えば、既に河川が氾濫している場合に指定緊急避難場所等へ移動することにより、かえつて危険が生ずると認められる時等である。

### 第3 避難の区分について

避難の区分については、大きく分けると以下の2つになる。

## 1. 町民等による自己の判断による避難

災害情報等により、災害発生のおそれがあると予想した場合は、町民自らの判断で避難するものとし、特に避難行動要支援者を早期に親戚、知人宅等に避難させる。

## 2. 町の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保による避難

町長は、災害発生の危険があると予想される場合は、人命の安全を確保するために、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

# 第4 避難情報及び警戒区域の設定

## 1. 避難情報及び警戒区域設定の実施責任者

### (1) 避難情報の実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
町長	災害全般		災対法第60条
警察官	災害全般	ただし、町長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は町長から要求があった時。 <u>(災害対策基本法)</u>	災対法第61条 警察官職務執行法 <u>(昭和23年法律第136号)</u> 第4条
海上保安官	災害全般	ただし、町長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は町長から要求があった時。	災対法第61条
知事	災害全般	ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時。	災対法第60条
自衛官	災害全般	警察官がその場にいない場合に限る。	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員・水防管理者(町長)	洪水、雨水出水、津波又は高潮	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべり	地すべりについての避難の指示	地すべり等防止法第25条

(2) 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根拠法
町長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、 <u>住民等</u> の生命又は身体への危険を防止するため、特に必要があると認める時。	災対法第63条
警察官	災害全般	<u>ただし</u> 、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいない時、又はこれらの者から要求があった時。	災対法第63条
海上保安官	災害全般	<u>ただし</u> 、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいない時、又はこれらの者から要求があった時。	災害対策基本法 第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	<u>ただし</u> 、町長、警察官及び海上保安官がその場にいない時。	災対法第63条
消防吏員又は消防団員	水害を除く 災害全般	災害の現場において、活動確保する必要がある時。	消防法第28条 消防法第36条
消防機関に属する者	洪水、雨水出水、津波又は高潮	水防上緊急に必要がある場合。	水防法第21条

## 2. 避難情報の基準及び報告

### (1) 避難情報の判断基準

避難の区分及び基準は以下に定めるとおりとし、その詳細については、「避難情報の判断・伝達マニュアル（水害編）（土砂災害編）」を作成して別途定めることとする。

避難情報の種別	災害の種別	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害全般	1 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者等）が事前に避難準備を開始する必要があると認められるとき
	気象状況	2 気象予報が発表され、避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者等）が事前に避難準備を開始する必要があると認められるとき
	洪水（河川）	3 水位周知河川（馬場目川）の久保水位観測所において、避難判断水位に到達したとき又は、氾濫注意水位に到達し、その後急激な水位上昇のおそれがあるとき 4 小河川（馬場目川以外）において、過去に氾濫した記録があり、降水量・降水時間と氾濫の関係性が分かっているとき
	土砂災害	5 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報において“実況または予想（2時間後）で大雨警報の土壤雨量指数基準を超過”し、さらに降雨が見込まれるとき
【警戒レベル4】 避難指示	災害全般	1 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
	気象状況	2 気象予報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき (気象庁から特別警報発表の可能性がある旨、発表があった場合等)
	洪水（河川）	3 水位周知河川（馬場目川）の久保水位観測所において、氾濫危険水位に到達したとき又は、 <u>避難判断水位</u> に <u>到達</u> し、その後急激な水位上昇のおそれがあるとき 4 小河川（馬場目川以外）において、大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、さらに水位上昇のおそれがあるとき
	土砂災害	5 「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報において“予想（2時間後）で「土砂災害警戒情報」の基準を超過”し、さらに降雨が継続する見込みがあるとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害全般・ 気象状況	1 各種特別警報が発令される等、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ※土砂災害時には「屋内での待機等の指示」は行わない。 ※特別警報が発令された時点では、既に <u>避難指示</u> が発令されている状況にある場合が多い。

◆避難の種別に対応する河川水位

河川名	観測所名	水位 (m)				備考
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	
馬場目川	久保	2.0	2.6	3.1	3.4	知事の発令する水防警報
内川川	黒土	1.1	1.9	—	—	—
発令種別の目安	—	—	—	高齢者等避難	避難指示	—

※平成 26～28 年度にかけて、水位の見直しが行われた。

(2) 国及び県への助言の要請

町は、避難情報の対象地域、判断時期等について、必要に応じて、県、仙台管区気象台、秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所等に対して助言を求める。

(3) 避難情報の発令について

ア 町長

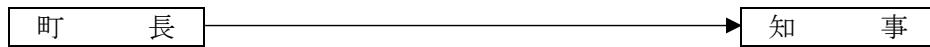
(i) 町長による措置

避難情報を発令するに当たっては、そのときの状況に応じて、別途定める「避難情報の判断・伝達マニュアル（水害編）（土砂災害編）」の基準により判断する。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、町長が避難情報を発令できないときは、地方自治法第 153 条の規定により、現場付近にいる、町職員に併任されている消防本部職員、消防団員、町職員は、町長の権限を代行することができる。ただし、この場合、速やかに町長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

(ii) 報告

町長は、避難のため立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、町長が警察官から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けたとき、及び避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。



イ 警察官

(i) 警察官職務執行法による措置

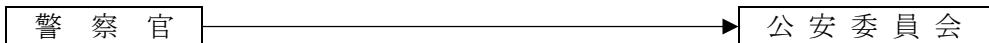
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、管理者、その他関係者に避難を促す等、必要な措置をとるよう命じるとともに、自らその措置をとる。

(ii) 災対法による指示

町長による避難指示ができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

(iii) 報告・通知

A 上記(i)により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。



B 上記(ii)により、避難のため立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を町長に報告する。



ウ 自衛官

(i) 避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、上記イの(i)警察官職務執行法による措置により避難等の措置をとることができる。

(ii) 報告

上記(i)により自衛官がとった措置については、順序を経て大臣の指定する者に報告する。



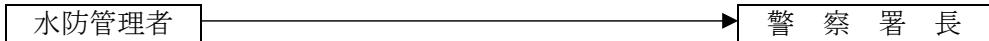
エ 水防管理者 ※本町の場合、水防管理者は町長である。

(i) 指示

洪水より著しい危険が切迫していると認められたときは、その該当者に対して、避難のための立ち退きを指示する。

(ii) 通知

避難のための立ち退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。



オ 知事又はその命を受けた職員

(i) 洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

(ii) 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立ち退きを指示する。

(iii) 通知

避難のための立ち退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。



(4) 避難情報の解除に当たっての留意事項

町は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保を行った後に実施する。

## 第5 避難情報等の伝達

町は、次の事項を明らかにして高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を伝達する。情報の伝達は、防災行政無線等による住民等への連絡により対象区域の住民に伝達する。

また、学校、認定こども園、要配慮者施設等には、電話等で施設管理者に連絡する。なお、警戒区域を設定した場合も同様とし、交通規制を段階的に実施するとともに要所位置に「立入禁止」、「車両侵入禁止」等、制限する区域を明示する。

- ア 避難の対象地域
- イ 避難情報等の理由
- ウ 避難情報等の期間
- エ 避難先
- オ 避難経路
- カ その他必要な事項

## 第6 避難誘導

(1) 住民の避難

避難は、できるだけ地区、町内会、自主防災組織単位に行うことを原則とする。避難行動要支援者の避難支援は、別に定める「全体計画」及び「個別避難計画」によるものとする。また、町は危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

町は、五城目警察署及び五城目町消防団と連携して、危険箇所等で避難誘導にあたる。なお、車両、ヘリコプターによる避難者の移送の必要がある場合は、県に要請する。

(2) 施設における避難

学校、認定こども園、要配慮者施設等は、各施設管理者等が避難誘導を行う。

(3) 防災従事者の安全確保

被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、河川氾濫による浸水時間等も考慮の上で避難情報の発令・伝達を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

## 第7 避難所の開設・運営等

避難所の開設・運営については以下のとおりとし、その詳細については「避難所の開設・運営マニュアル」を作成して別途定める。

## (1) 避難所の開設

町は、避難情報を発令した場合は、あらかじめ指定された避難所を開設するとともに、災害の状況にもよるが、感染症予防の観点からできるだけ多くの指定避難所を開設するよう配慮する。指定避難所には町職員を派遣し、自主防災組織、町内会等と協力して避難者の受入れを行う。

なお、安全性が確保できる場合は、指定避難所以外の各町内会の公民館を避難所として活用できることとする。

避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、町は避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

## (2) 避難者の把握

町は、避難所において自主運営組織の協力を得て、避難者名簿等の作成により、避難者を把握する。また、避難者の中から要配慮者をリストアップし、平常時に作成した避難行動要支援者名簿等から、個々の要配慮者の状況を把握するとともに、必要に応じて福祉避難所への移送、医療・福祉施設への緊急入所等各種支援を実施する。

## (3) 避難所の運営管理

避難所の運営は、町内会、自主防災組織等や避難者を中心とした自治運営組織にて行うことなどを基本とし、町職員が支援する。

避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、町は、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自動的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるとともに、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

また、町は平常時から、感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## (4) 避難所設備の設置

町は、避難生活に備えて良好な生活環境となるように、次のような設備や物資を供給するよう努める。なお、間仕切り用パーティション及び段ボールベッド等の簡易ベッドについては、避難所開設当初からの設置に努める。

ア 間仕切り用パーティション

イ 冷暖房機器

ウ テレビ・ラジオ

エ 発電機、灯光機

オ 仮設トイレ、簡易トイレ等のより快適なトイレ

カ 段ボールベッド等の簡易ベッド

キ 毛布、シート等

#### (5) 健康・衛生状態の把握

町は、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、感染症の予防にも留意しながら、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、避難者の健康状態や避難所内の衛生状態を把握するため、災害対策本部民生部医療班（健康福祉課）等による巡回を行い、必要に応じて改善措置をとるよう努める。

#### (6) ペット対応

町は、指定緊急避難場所や避難所においてペットと同行避難した被災者を適切に受け入れするとともに、その環境整備やペットの受け入れを含む避難状況等の把握に努めるものとする。また、被災者支援等の観点からペット同伴避難に対し避難所敷地内にペット専用スペースを設置するとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。避難者が生活する室内への持ち込みは原則として禁止とする。

#### (7) 入浴施設の確保

町は、町内の入浴施設、宿泊施設等が利用可能な場合、施設管理者に対して一般開放を要請し、被災者を対象とした入浴サービスを実施する。

入浴施設が不足する場合は、自衛隊等に応援を要請し、仮設入浴施設を設置する。

#### (8) その他

①町の備蓄品には限りがあることから、住民は避難する場合、感染症予防にも配慮した以下の一覧を参考に、自助の備蓄品を非常用持出袋に入れ持参することとする。

・非常食料等（乾パン、缶詰、携行食、離乳食、粉ミルクなど）

・飲料水

・内履き、スリッパ

・感染症防止などの品

マスク（代用品としてタオル、バンダナなど）、消毒液、体温計、衛生用品（ティッシュ、タオル、歯ブラシ、ポリ袋など）。

・防寒着等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参

・その他（特に自分専用のもの：眼鏡、コンタクトレンズ、持病用の常備薬やお薬手帳など）

②何らかの感染症の感染者、新型コロナウイルス感染症等の自宅療養中の軽症者及び濃厚接触者が避難所へ避難する必要がある場合、時間に余裕がある場合は事前にその旨町へ連絡を入れることとする。

◆第5編 資料編 「5-3 指定緊急避難場所及び指定避難所等の一覧」

## 第8 女性等の視点を取り入れた避難所対策

町は、避難所の開設及び運営に当たり、女性等の視点を取り入れた対策を実施するよう努める。

### (1) 男女別ニーズの違いへの配慮

- ア 避難所開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び女性専用スペースを設ける。
- イ 仮設トイレは、女性用トイレの数を多めに設置するとともに、障害者、高齢者等に対する異性による介助利用や性的マイノリティの利用等を想定し、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置する。
- ウ 避難者の受入れに当たっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーテーション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講ずる。

### (2) 妊産婦、乳幼児等への配慮

- ア 必要に応じて妊婦、母子専用の休養スペースを確保し、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行う。
- イ 妊産婦や乳幼児に対し、医療、保健、福祉等の専門家と連携して、個別の状況に配慮した対応を行う。
- ウ 母乳育児中の母子は、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳бинやお湯の衛生管理ができる環境を整える。
- エ 女性や子どもに対する暴力を予防するため、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施するほか、防犯ブザーを配付する等、安全・安心の確保に配慮する。

### (3) 避難所の運営管理

- ア 運営においては、女性の参画を推進し、責任者等役員のうち女性が少なくとも3割以上となることを目標とする。
- イ 女性、子ども、若者、高齢者、障害者等、多様な意見を踏まえて生活のルールづくりをする。
- ウ 性別による役割の固定化、一部避難者への役割の固定化にならないよう配慮する。班の責任者には男女両方を配置する。
- エ 女性や子ども等への性暴力やDV発生防止に向け、避難所の夜間の見回り強化や、発生防止に関わる啓発資料の掲示に努める。
- オ 避難所で生活する障害児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障害特性等に応じた合理的配慮を行うため、環境の整備に努めるとともに、当事者から合理的配慮の提供について求めがあった場合において、その実施に伴う負担が過度でないときは、合理的配慮を行うこと。

## 第9 避難生活長期化への対応

町は、避難生活が長期化する場合は、次の対策に努める。

### (1) 施設の確保

避難者が生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させる。

### (2) 物資の調達及び供給

男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

### (3) 避難者の多様なニーズの把握

民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、避難所という特殊な状況下、意見・要望を出しづらい人の声を拾うために、意見箱の設置等などに努める。

## 第 10 福祉避難所の開設

町は、耐震性、耐火性の確保に加え、障害者用トイレが設置されている等バリアフリー化させた福祉避難所を開設し、介助員等を配置して日常生活を支援するとともに、必要な福祉、医療サービスを提供することにより、避難所で生活が困難な要配慮者に配慮するよう努める。なお、福祉避難所については、民間福祉施設との協定も視野にいれて検討する。

福祉避難所については、必要に応じてできるだけ早急に設置するとともに、対象となる要配慮者については避難支援者等が避難誘導にあたる。

## 第 11 避難所以外に滞在する被災者への支援

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を把握し、食料等必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。

また、町は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援拠点の利用者に対しても提供するものとする。

同じく、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊の避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

## 第 12 広域避難

### (1) 体制の構築

町は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

### (2) 広域避難の要請

町は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。なお、状況（相手方の市町村も被災のおそれが高く受入れが困難になる場合など）によつては、次により受入れを要請する。（災害対策基本法第 61 条の 4～7 関係）

ア 災害の予測規模、避難者数等に鑑み、県内の他の市町村への受入れについては、あらかじめ県にその旨を報告したうえで、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

イ 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

ウ 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

(3) 広域避難に関する配慮

町は広域避難の支援にあたり、慣れない地域での避難により、避難者の孤立や孤立に伴う過度な負担が生じないよう、ある程度の集団で避難が可能となるよう努める。

(4) 関係機関における連携

国、県、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

また、国、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとり合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(5) 広域避難の受入に係る準備

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする

## **第 13 広域一時滞在**

(1) 協定による広域避難の要請

町は、他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合、あらかじめ県にその旨を報告したうえで、締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。

(2) 広域一時滞在

町は、災害対策基本法第 86 条の 8 に基づき、県内の他の市町村への受入れについて、あらかじめ県にその旨を報告したうえで、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れは、県に対し他の都道府県との協議を求める。

## **第 14 帰宅困難者支援**

多数の帰宅困難者が発生した場合、町、防災関係機関及び県は、次により帰宅困難者への支援に努める。

### **1. 町の実施範囲**

町は、防災関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努める。

なお、帰宅困難者の滞在場所については、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した運営を実施する。

### **2. 防災関係機関の実施範囲**

公共交通機関の運行管理者及び駅等の施設の管理者は、町と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、公共交通機

関の運行情報を隨時提供するものとする。

### **3. 県の実施範囲**

県は、帰宅困難者支援に関する協定に基づき、フランチャイズチェーン各社に対し、各店舗での水道水や道路情報等の提供を要請する。また、町及び防災関係機関から、自ら帰宅困難者支援を十分に行うことができないとして応援要請があった場合、県は、一時滞在施設の確保及び物資の提供に努める。

## **第15 積雪による大規模滞留車両の乗員への支援**

道路管理者等は、積雪による大規模な立ち往生の発生により、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合は、河川国道事務所や秋田運輸支局等の関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対して、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

## 第9節 消防・救助活動計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、消防本部
	防災関係機関等	県、自衛隊、消防団、五城目警察署、自主防災組織
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

町及び消防機関等は、災害発生時において、管轄区域内の火災予防、消火活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救助・救急活動を行う。

### 第2 消防活動

#### 1. 消防本部の活動

##### (1) 消防本部の活動

消防長は、防災関係機関及び消防の応援隊と連携し、次に示す原則により効果的な消防活動を行う。

###### ア 避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難路及び避難所等の確保のための消火活動を行う。

###### イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

###### ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

###### エ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

###### オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

##### (2) 消防団の活動

消防団は、消防本部と連携して、次の活動を行う。

###### ア 消火活動

災害により出火した場合は、町民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火を、単独又は消防署と協力して行う。

###### イ 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、自分の安全を確保しつつ災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

#### ウ 救助・救急活動

消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

#### エ 避難誘導活動

避難指示が出された場合は、関係機関と連絡をとり、これを町民に伝達するとともに、町民を安全な場所に誘導する。

#### (3) 自主防災組織等による消火活動

自主防災組織は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、出火の防止に努める。

また、火災を発見した場合、自発的に初期消火活動を行う。

#### (4) 事業所の消火活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、事業所周辺の火災の消火活動、倒壊建物からの救出、避難誘導等、地域の防災活動に協力する。

#### (5) 通電火災への警戒活動

消防本部は、住民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡回を行う。

#### (6) 応援要請

町は、災害の規模が大きく、火災の延焼拡大等が著しいため、町の消防力だけでは対処できない場合には、災害時における相互応援協定に基づき、関係機関へ応援を要請する。

#### ◆第5編 資料編

「5-1 消防本部組織図」

「5-2 消防力の整備指針と現有勢力」

「17-1 消防用機械器具現有量一覧表」

「17-2 防火水槽設置場所」

## 2. 林野火災対策

- (1) 町長は、地上からの消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火が必要と認める場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
- (2) 町長は、さらに火災区域が拡大し、県及び他道県のヘリコプターによる空中消火活動では消火が困難であると認められる場合には、知事に自衛隊ヘリコプターの派遣要請を求めることができる。
- (3) 町長は、知事等からヘリコプターの出動通知を受けた時は、臨時ヘリポートや燃料等の補給基地を指定し報告するとともに、補給基地の運営を支援する。

## 第3 救助・救急活動

町は、災害対策本部に、警察署等から連絡員の派遣を要請する。消防、警察、自衛隊等は、災害対策本部で相互に調整して効果的な救助活動を実施する。

#### (1) 出動の原則

ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優

先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(2) 救急搬送

ア 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。搬送は、消防本部の車両、町有車両により行う。

イ 道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、必要に応じ、ヘリコプターを要請する。

(3) 自主防災組織等による救助・救急活動

自主防災組織等は、近隣の被災者の救助・救急活動を行う。

(4) 応援要請

町は、自力の救助力では十分な活動ができない場合には、消防相互応援を要請する。また、対処が困難であることが予想される場合には、県、その他関係機関に応援を求めることとする。

## 第4 関係機関の活動

(1) 警察は、町や県から救助活動の応援を求められた場合、又は自ら必要と判断した場合には、速やかに救助活動を実施する。

(2) 自衛隊は、知事の災害派遣要請に基づき、救助・救急活動を実施する。

(3) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊・海上保安部等の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D.M.A.T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

## 第5 防災業務従事者の安全対策

町は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防団員に徹底するための訓練を積み重ねることとする。

## 第10節 消防防災ヘリコプターの活用

実施機関	町の主な担当課	消防本部
	防災関係機関等	県
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

災害発生時には、陸上の道路交通の寸断も予想されることから、孤立した地区への支援、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、火災防ぎよ活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターを活用する。

### 第2 県消防防災ヘリコプターの運航

消防防災ヘリコプターの運航は、関係法令、「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」及び「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

- 1 体制 … 365日活動体制とする。
- 2 運航時間 … 午前8時30分から午後5時15分までとする。  
ただし、災害が発生し、緊急運航をする場合は、日の出から日没までとする。
- 3 夜間搬送 … 昼間運航時間内（原則：午前8時30分から午後5時15分）に出動要請があつたときに実施する。

### 第3 臨時ヘリポート

臨時ヘリポートの設置基準及び臨時離発着場一覧については、第5編資料編に示す。

#### ◆第5編 資料編

- 「12-3 臨時ヘリポート設定基準」
- 「12-4 臨時ヘリポート設置場所」

### 第4 県消防防災ヘリコプターの緊急運航

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、次のとおりとする。

#### 1. 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合とする。

区分	内容
公共性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等航空機以外に適切な手段がないこと。

## 2. 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記1の要件を満たし、かつ次の基準に該当する場合に要請することができる。

### (1) 救急活動

#### ア 交通遠隔地からの緊急患者の搬送

交通遠隔地から緊急患者を搬送する場合、救急車搬送より著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

#### イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

#### ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

#### エ その他

その他特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

### (2) 救助活動

#### ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

#### イ 高層建築物火災における建物

地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

#### ウ 地滑り等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

地滑り、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

#### エ 高速道路等における事故の救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

#### オ その他

その他特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

### (3) 火災防ぎよ活動

#### ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上からの消火活動が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

#### イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び町民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわた

- る被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認められた場合
- ウ 交通遠隔地への消防要員の搬送及び消防資機材等  
　　交通遠隔地への大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合、又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合
- エ その他  
　　その他特に航空機による火災防ぎよ活動が有効と認められる場合
- (4) 災害応急対策活動
- ア 自然災害の状況把握及び情報収集  
　　自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
- イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集  
　　ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められた場合
- ウ 被災地への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送  
　　被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合
- エ 各種災害時における町民への避難誘導及び警報等の伝達  
　　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難指示等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合
- オ その他  
　　その他特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合
- (5) 広域航空消防防災応援に関する活動  
　　他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合
- (6) その他  
　　その他運用責任者が特に必要と認めた場合

## 第5 緊急運航要請手続等

### 1. 緊急運航の要請

町長（消防本部）は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、秋田県消防防災航空隊出動要請書（様式第1号）によりファクシミリを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、消防防災航空隊を通じて町長（消防本部）に回答する。

### 2. 受入体制の整備

町長（消防本部）は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策

- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資材、水利の確保
- (4) その他の必要な事項

### **3. 報 告**

県消防防災航空隊の消防防災指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、緊急活動速報（様式第2号）により、速やかに隊長を経て運用責任者に報告するものとする。

町長（消防本部）は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに消防防災航空隊に報告する。

報 告 先	電話・FAX番号	所 在 地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	TEL 018-886-8103 FAX 018-886-8105  ※県総合防災情報システム <u>専用電話 110511</u> <u>衛星携帶用電話 080-2846-5822</u>	秋田市雄和椿川字山籠 40 番地 1

# 秋田県消防防災航空隊出動要請書

航空隊受信時間	時 分現在	緊急直通電話 F A X				
1 要請機関名	電話 発信者					
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他					
3 要請内容	救急、救助、空中消火、偵察、物資輸送、傷病者輸送 他( )					
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	市・町・村 番地 年 月 日 午前・午後 時 分頃					
5 気象条件 (現場)	視程 m	天候	雲量	(高 m) 風向 風速 m/s 気温 °C ( 警報・注意報)		
6 現場指揮者	所属・職名・氏名					
7 通信手段 (現場)	無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン)					
8 傷病者等	氏名		年齢	歳	性別	男・女
9 傷病名・症状						
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及び 目標 (病院名)		搬送先 所在地 及び 目標 (病院 名)			
11 要請日時	年 月 日 (曜日) 時 分					
12 他の航空機 の活動要請	(有・無) 機関名			機数	機	

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(統制波1・統制波2・統制波3・主運用波)	コールサイン			
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日)、 時 分				
3 活動予定時間	時間 分				
4 必要資機材					
※その他の特記事項					
航空隊担当者					

## 緊急活動速報

年 月 日現在

要請活動種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察 (5)その他				
要請者					
発生場所					
発生日時 〔要請日時〕	年 月 日 ( ) : 天候 ( ) 〔 年 月 日 ( ) : 天候 ( )〕				
事故概要					
死傷者等	死者 (性別・年齢) 計 名	負傷者 うち重症 中等症 軽症		名 名 名 名	
	行方不明 名				
要救護者数 (見込み)	名 ( 名)	救助人員 (		名 ( 名)	
活動の状況					
その他参考事項					
報告者氏名		活動従事者名			

# 災 害 状 況 報 告 書

年　月　日

要請活動種別		(1)火災      (2)救助      (3)救急      (4)偵察      (5)その他		
要 請 者				
発 生 場 所				
日 時 等	発 生 (要 請 )	月 日 : ( 月 日 : )	発生時気象	天候 気温 °C 風速 m/s その他 ( )
	取 束	月 日 :		
災害の概要		(到着時の状況)  (収束時の状況・・・死傷者数、焼損程度等)		
活動の概要 (日数の亘る場合 日毎の内容)				
その他特異事項等				
報告者氏名		連絡先		

## 第11節 水防活動

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、税務課、農林振興課・農業委員会、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、消防団
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

町の水防活動は「五城目町水防計画」による。

町は、水害が発生し又は発生が予想される場合、状況に応じて町災害対策本部等を設置し、防災関係機関（消防団など）と協力して、これを警戒・防ぎよし、災害による被害を軽減する。なお、水防活動は、「五城目町水防計画」に基づいて行い、町内各河川に対する水防上必要な措置対策を行い、町民の安全を保持する。

### 第2 用語の定義

用語	定義等	根拠法令
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。	水防法第2条第 <u>2</u> 項
指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。	水防法第4条
水防管理者	水防管理団体である市町村長又は、水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。	水防法第2条第 <u>3</u> 項
五城目町水防管理者	五城目町長をいう。	
消防機関の長	五城目町消防長をいう。	水防法第2条第 <u>5</u> 項
水防警報	国土交通大臣又は、知事が指定した河川等について洪水等によって災害が起こるおそれがあると認められる時、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。水防管理者へ伝えられる。 なお、水防警報の種類・内容及び発表基準は、県の水防計画で定められており、各河川に定められている水防団待機水位、氾濫注意水位などを指標にしている。	<u>水防法第2条第8項</u> 水防法第16条

用語	定義等	根拠法令
洪水予報 (洪水予報河川)	<p>気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波及び高潮のおそれがある時にその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が米代川（藤琴川を含む）、雄物川（横手川、丸子川を含む）、子吉川、玉川、皆瀬川に、また知事が太平川について洪水のおそれがある時は、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。</p> <p>なお、これらの河川を洪水予報河川という。</p>	水防法第10条 水防法第11条 気象業務法第13条 気象業務法第14条の2
水位情報の周知 (水位周知河川)	<p>洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、国土交通大臣又は知事が指定した河川で、特別警戒水位を定めこれを超える場合に実施される水防管理者への通知をいう。</p> <p>なお、これらの河川を水位周知河川という。</p>	水防法第13条 水防法第13条の2
指定河川	<p>国土交通大臣及び知事がそれぞれ洪水予報、水位情報周知、水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川をいう。</p> <p>いわゆる、洪水予報河川と水位周知河川のこと。</p>	<u>水防法第10条</u> <u>水防法第11条</u> <u>水防法第13条</u>

### 第3 水防に関する責任の範囲

団体名	責任の範囲等	根拠法令
県	県内における水防管理団体（市町村）が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。	水防法第3条の6
町	町のその区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。	水防法第3条
気象庁長官 (秋田地方気象台長)	気象等の状況により、洪水又は高潮のおそれがあると認められたときは、その状況を国土交通大臣（東北地方整備局長）及び秋田県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	水防法第10条第1項
国土交通大臣 (能代河川国道事務所長) (秋田河川国道事務所長) (湯沢河川国道事務所長)	米代川（藤琴川を含む）、雄物川（横手川、丸子川を含む）、子吉川、玉川、皆瀬川について、洪水又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められたときは、水防警報を発し、秋田県知事に通知しなければならない。	水防法第16条第1項 水防法第16条第2項

団体名	責任の範囲等	根拠法令
知事	1 知事は洪水予報の通知を受けた場合においては、直ちに関係のある水防管理者及び量水標管理者に、通知しなければならない。 2 國土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたとき及び知事が指定した河川について水防警報をしたときは、水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。	水防法第 10 条第 3 項 水防法第 16 条第 3 項
量水標管理者	量水標の水位がこの計画に定める水防団待機水位（水防法第 12 条で規定される通報水位）を越えるときは、その水位状況を、関係者に通知しなければならない。	水防法第 12 条
消防団	洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、次に掲げる事項に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、 <u>消防</u> 団員自身の安全は確保しなければならない。	水防法第 7 条第 2 項
一般住民	水防管理者、消防機関の長は水防のためやむを得ない必要があるときは、付近の住民をして水防に従事させることができる。	水防法第 24 条

## 第4 水防活動

洪水による災害の警戒及び防ぎよ等の必要な活動については、「五城目町水防計画」による。

## 第5 水防体制と出動

### 1. 水防本部の体制

水防活動については、状況に応じて町災害対策本部等を設置することにより体制を整え、水防事務を処理する。

## 町灾害対策本部等の配備基準

配 備	配備内容	配置基準
第 1 配備	五城目町災害準備室	1. 町域に大雨、洪水の気象に関する警報が発表されたとき。 2. 住民生活課長が必要と認めた場合。
第 2 配備	五城目町災害警戒対策室	1. 町域に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害のおそれがある場合。 2. 住民生活課長が必要と認めた場合。
第 3 配備	五城目町災害警戒対策部	1. 多くの家屋で床下浸水が確認されたとき。 2. 町域に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害のおそれがある場合。 3. 相当規模の災害が発生し拡大するおそれがある場合。 4. 副町長が必要と認めた場合。
第 4 配備	五城目町災害対策本部	1. 多くの家屋で床上浸水が確認されたとき。 2. 町域に大雨、暴風、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表される可能性があるとき。 3. 住民の生命、身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生するおそれがあるとき、又は発生し被害が拡大するおそれがあるとき。 4. <b>避難情報</b> 等の避難対策を実施する場合。 5. 災害救助法を適用する程度の災害が発生したとき。 6. 町長が必要と認めた場合。

## 2. 出動準備

水防管理者（町長）は、次の場合には、直ちに消防本部（消防団含む）に対し、出動準備をさせること。

- (1) 水防警報（準備）が発せられたとき。
- (2) 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお水昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき。
- (3) その他気象状況により、洪水等の危険が予知されるとき。

## 3. 出 動

水防管理者（町長）は、次の場合には、直ちに消防本部（消防団含む）に対し、予め定められた計画に従い出動し、警戒準備につかなければならない。

- (1) 水防警報（出動）が発せられたとき。
- (2) 河川の水位が氾濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- (3) その他気象状況により、危険を認めるとき。

## 第6 水防警報

### 1. 知事が発表する水防警報（水防法第16条）

知事が指定した河川については、秋田県水防計画に「水防警報の種類・内容及び発表基準」が定められている。この基準に基づき知事が水防警報をしたとき、県は水防管理者、その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

なお、本町の指定河川（水位周知河川）は馬場目川であり、その指定水位等は以下のとおりである。

#### 指定河川及び区域、対象とする水位観測所

(単位：m)

水系名	河川名	警 戒 区 域	観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位
馬場目川	馬場目川	五城目町坊井地堤防地点 ～八郎潟	久 保	2.00	2.60

(令和6年度 秋田県水防計画)

#### 水防警報の種類・内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機 注1：国土 交通省のみ	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業が必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

注1「待機」は国土交通省が直轄河川に行う。

(令和6年度 秋田県水防計画)

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

## 第7 水位周知河川の指定と避難判断水位（法第13条による特別警戒水位）

本町では、水位周知河川の馬場目川について、平成26～28年度にかけて水位の見直しが行われた。また、氾濫危険水位等の位置づけの見直し【H26.4.8 水管理・国土保全局長通知】により、新基準では氾濫危険水位＝特別警戒水位として扱うようになっている。

### 1. 知事が定める避難判断水位

(単位:m)

水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)	水防管理者
馬場目川	馬場目川	五城目町坊井地 堤防地点から 八郎潟まで	久保	2.00	2.60	3.10	3.40	五城目町 八郎潟町

(令和6年度 秋田県水防計画)

## 第8 その他町内にある水位観測所

町内の河川で県の水位観測所が設置されている河川は以下のとおりである。

### 1. 県所管水位観測所

(単位:m)

河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	観測所名	設置場所	観測者名	電話番号
内川川	1.10	1.90	黒土	黒土	秋田地域振興局 建設部	018(860)3482
馬場目川	2.00	2.60	久保	久保	〃	〃

(令和6年度 秋田県水防計画)

## 第12節 災害警備活動

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、健康福祉課
	防災関係機関等	五城目警察署
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

## 第1 基本的な考え方

警察は、関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、迅速な警備体制の確立と情報の収集に努める。

## 第2 災害警備

### 1. 災害発生等の警備活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警察が行う警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- (3) 住民に対する避難指導、誘導及び危険箇所の警戒
- (4) 被災地、避難場所及び重要施設等の警戒
- (5) 避難経路、緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報
- (6) 災害警備活動のための通信の確保ならびに不法事案等の予防・取締り
- (7) 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元確認ならびに遺体の引渡し
- (8) 二次災害の防止
- (9) 被災者への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) ボランティア団体等の活動支援
- (12) 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

### 2. 警備体制

警察の災害に対処する警備体制は、おおむね次のとおりとする。

#### (1) 災害警備本部の設置

災害により甚大な被害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合は、警察本部に災害警備本部を設置する。

#### (2) 災害警備対策室の設置

災害により、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警備本部の設置まで至らない場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。

#### (3) 災害警備連絡室の設置

災害が発生し、その規模が局所的で、災害警備対策室の設置に至らない場合は、警察本部に災害警備連絡室を設置する。

#### (4) 警察署（現地）警備対策本部等の設置

警察署は、管内の災害実態に応じて災害警備本部等に準じて警察署（現地）災害警備本部を設置する。

## 第13節 緊急輸送計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、自衛隊、五城目警察署
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

災害時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。

そのため、町及び防災関係機関は、輸送網の応急復旧に努めるとともに、適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要とする人員、資機材、物資等の緊急輸送に努める。

### 第2 輸送の対象

輸送に当たっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等を最重点とする。

輸送の対象は以下のとおりとする。

#### 1. 第1段階－避難期

- (1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等、人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (3) 政府災害対策要員、地方自治体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- (4) 負傷者等の後方医療機関への搬送
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

#### 2. 第2段階－輸送機能確保期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食料、水等の生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

#### 3. 第3段階－応急復旧期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

### 第3 輸送網の確保

#### 1. 道路・橋梁等

道路管理者は、道路・橋梁等が被災した場合、その被害状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障

害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。また、道路啓開に際しては、必要に応じて、自衛隊を始めとする防災関係機関と連携を図るものとする。

特に応急工事にあたっては、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画（平成8年11月作成）」に定める以下の町内の「緊急輸送道路」と、町が独自に定める「緊急輸送道路（町単独）」を優先する。

（ア）県の緊急輸送道路ネットワーク計画に定められた町内の「緊急輸送道路」

路線区分	路線名	総延長
第1次緊急輸送道路	秋田自動車道、国道7号線、ランプ	8.0 km
第2次緊急輸送道路	国道285号線、秋田八郎潟線、三倉鼻五城目線	17.0 km
第3次緊急輸送道路	西磯ノ目東線	0.2 km

（イ）町が独自に定める町内の「緊急輸送道路（町単独）」は、「指定拠点（町単独）」の施設を結ぶ道路とする。詳しくは、第1章災害予防計画 第23節緊急輸送体制の整備計画を参照。

## 2. 鉄道

鉄道事業者は、鉄道施設が被災した場合、その被害状況に応じて、排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回運転等により交通を確保する。

## 第4 放置車両及び立ち往生車両等の移動

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、その区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

## 第5 道路の交通規制

### 1. 交通規制の種類等

警察署は、緊急輸送路を確保するために、一般通行車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

町は、町管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なとき、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとる。

交通規制の実施者は、次のとおりである。

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものをすることができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないときは命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3第1項 第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項 第75条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

## 2. 交通規制の要領

道路管理者は、人員等の緊急輸送を確保するため、もしくは道路施設の被害等により通行が危険な状態である場合、速やかに適切な交通規制を行う。また、必要に応じて、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早い通行規制の予告に努めるものとする。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

交通規制を実施するときは、警察等関係機関と緊密な連携をとるとともに、上記1.に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により実施する。

- ア 交通規制が実施された時は、直ちに町民及び関係機関等に周知徹底を図る。
- イ 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- ウ 緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地周辺の県警察の協力も得て広域的な交通規制を実施する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保を図る。
- エ 緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。
- オ 緊急車両の円滑な運行を確保するため、運転者に対し必要に応じた措置命令等を行う。

カ 警察、道路管理者及び町災害対策本部等は、交通規制に当たっては、相互に密接な連絡を図る。一方、町災害対策本部長は、避難の勧告又は指示を行う等、その必要があると認める場合は、直ちに警察署長に連絡し、交通規制の実施を要請し、安全避難の確保に努める。

### 3. 運転者のとるべき措置の周知徹底

警察は、町及び防災関係機関と連携して、運転者に対し、災害発生時のとるべき措置を周知する。

運転者が、災害発生時にとるべき措置は以下のとおりとする。

#### (1) 走行中の車両運転者がとるべき措置

ア できる限り安全な方法により、車両を道路左側に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等により、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておく。

エ やむを得ず道路上に車両を置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたまま、窓を閉め、ドアは施錠しない。

オ 駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

#### (2) 避難のための車両使用の禁止

避難行動要支援者の避難等やむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しない。

#### (3) 交通規制が行われた通行禁止区域等における一般車両の通行禁止、又は制限

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。

(i) 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、規制が行われている道路の区間以外の場所とする。

(ii) 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路外の場所とする。

イ 速やかな移動が困難な時は、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。

ウ 禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動、又は駐車するが、その際、警察官の指示に従わないとき、又は運転者が現場にいないために車両を移動することができない時は、警察官が自ら車両を移動等の措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度の範囲において、車両等を破損することがある。

## 第6 輸送手段の確保

災害時の緊急輸送は、現場における緊急性度、物資の種類及び数量等に基づき、効率的に行わなければならない。このため、災害時における輸送の主体は自動車輸送とし、自動車輸送が困難な場合には、鉄道、船舶、ヘリコプター等を輸送の手段として確保する。

町長は、関係事業者に対し協力を要請するとともに、特に必要があると認められる時には従事命令及び公用負担の権限行使する。

### 1. 緊急輸送ネットワークの確保

被害状況を勘案しながら、道路、河川、ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策活動の

拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークを確保する。

町は、緊急輸送ネットワークを確保するため、必要に応じて警察及び道路管理者に対して、交通規制道路啓開等の実施を要請する。その際は、被害状況を勘案し優先順位を付ける。

## 2. 輸送の手段

### (1) 自動車による輸送

災害時における輸送の主体は、自動車輸送とする。

### (2) 鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき、又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。

### (3) ヘリコプターによる輸送

緊急を要する人員、物資等を輸送する場合に行う。

### (4) その他の輸送

自動車等による輸送が不可能な時は、人力等による輸送を行う。

## 3. 輸送力の確保

町災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有し、又は直接調達できる自動車等により、輸送を行うものとするが、災害対応の実施に当たって必要とする自動車等が不足し、又は調達不能となった場合は、民間業者又は防災関係機関等に自動車等の調達輸送の支援等を要請し、輸送力を確保するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章 第33節災害救助法の適用計画や同法を参照するものとする。

### (1) 自動車の確保

#### ア 町保有車両の確保

災害発生後に必要と認めた場合、町災害対策本部建設部輸送班（建設課）は、輸送活動に使用可能な町保有車両の状況について把握し、町災害対策本部長に報告する。

#### イ 民間車両の確保

町の保有車両で不足が生じた場合は、民間業者に車両の調達を要請する。

##### (i) 調達の方法

車両が不足する場合、建設部輸送班（建設課）は、車両等の調達必要数及び調達先を明確にし、要請する。

##### (ii) 車両の待機

町内の各輸送業者は、町からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

##### (iii) 借上げ料金

借上げに要する費用については、町が当該輸送業者と協議して定める。

##### (iv) 県への要請

町内での調達が不可能な場合、必要がある場合は県に対し調達の要請を行う。

#### ウ 配車

建設部輸送班（建設課）は、各部局で所有する車両及び応援派遣された車両を総合的に調整して配分する。

- (i) 建設部輸送班長は、災害の状況に応じて、必要とする車両の待機を各部局に対して要請する。
- (ii) 本部長の指示により、輸送計画をたて、活動の停滞がないように努める。
- (iii) 輸送に従事する車両は、災害輸送の標示を行い、すべて指定された場所に待機する。
- (iv) 車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を建設部輸送班（建設課）に報告する。
- (v) 配車指令に当たる職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。
- (vi) 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所轄する各部局及び事業所の要員をもってあてる。
- (vii) 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

#### エ 燃料の確保

車両等の燃料確保については、供給業者に要請するものとするが、確保が困難な場合は、県や町内給油所の関係機関に対して協力を要請する。なお、町は関係事業者と災害協定の締結を検討する。

#### (2) 鉄道輸送の確保

町は、道路の被害等により、車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合は、東日本旅客鉄道株式会社等に協力を要請する。

#### (3) ヘリコプター輸送の確保

町は、ヘリコプターが必要な場合には、「秋田県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの応援を要請する。

応援要請は、県総務部総合防災課に、電話等により必要事項を明らかにして行う。さらにヘリコプターが必要となる場合は、県を通じて自衛隊の派遣を依頼する。

## 第7 輸送拠点における運営

町及び県は、地域内輸送拠点・広域物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

## 第8 災害派遣等従事車両に係る手続き

被災規模が県全土にわたる場合、県は、高速道路会社等に有料道路料金の免除措置を依頼する。高速道路会社等が有料道路料金の免除を決定した場合、県は、県内市町村、都道府県、指定地方公共機関等の防災機関へその旨通知することとなっている。

他の都道府県等が被災し、災害派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置の決定通知があった場合において、県及び町に対して被災地救援等のために有料道路を使用したい旨の申し出があった場合、県及び町は、「災害派遣等従事車両取扱要領」の規定に基づき「災害派遣等従事車両証明書」を発行する。

### ◆第5編 資料編

「11-1 災害時における交通の規制に係る標示」

「11-2 緊急輸送車両の確認事務処理要領」

「11-3 緊急輸送ネットワーク計画総括表」

## 第14節 給食・給水対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、出納室、健康福祉課、農林振興課・農業委員会、建設課
	防災関係機関等	県、自主防災組織、町内会、五城目町社会福祉協議会、協定先
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

災害発生直後の食料及び飲料水の確保・供給は、被災者の生命維持のために、非常に重要である。そのため、町は、被災者に対して、速やかに食料の配布及び応急給水を行う。

また、必要に応じて、応急対策に従事する者に対しても、食料及び飲料水の供給を行う。

### 第2 給食対策

#### 1. 実施機関

町災害対策本部民生部住民班（住民生活課、健康福祉課）は、本部長の指示に基づき応急給食の配給、人員、設備等の計画を策定し炊き出しを行う。また、食料の調達については町災害対策本部産業部農林班（農林振興課・農業委員会）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、規程にあるように知事の業務として行うが、知事の委任を受けて、又は知事の補助機関として町が実施する。

#### 2. 食料供給の対象者

- (1) 指定避難所に収容された者
  - (2) 住家が被害を受けたため炊事のできない者
  - (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
  - (4) 災害現場において災害応急対策に従事する者で、食料の供給を行う必要のある者
- ※この場合は、災害救助法による措置としては認められない。

#### 3. 災害救助法適用時の食料の応急供給

- (1) 応急供給の実施基準

災害が発生し、又はそのおそれのあるときで町長が必要と認めたとき。

- (2) 炊き出しその他による食料の供給の費用、期間等

ア 被災者が直ちに食することができる現物による。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ウ 実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

- (3) 主食、副食及び燃料等の供給基準  
一人一日当たり 1,230 円以内とする。
- (4) 緊急措置  
町は、緊急措置のため知事に連絡できないときは、現地供給機関と協議のうえ供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給数量及び受領責任者等の事項を知事に報告する。

#### 4. 食料の供給品目

- (1) 災害に応じた品目選定  
食料の供給に当たっては、災害発生時の季節やライフライン機能の被害状況等に応じた品目を選定して給与する。
- (2) 被災者数及び被災者の考慮  
指定避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態を把握し、状況に応じた食料品目の選定及び必要数量の設定を行う。特に要配慮者に配慮した品目の供給に配慮する。
- (3) 基本的な品目  
米穀類（米飯を含む）・麺類・乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて、副食等を給与するものとする。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

#### 5. 食料の確保

- (1) 米穀  
町内の米穀小売、卸売業者から調達する。町内業者のみでは不足するときは、県及び協定締結自治体に支援を要請する。災害救助法が適用された場合において、緊急に米穀を必要とする場合は、農林水産省政策統括官に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 副食等  
副食（佃煮、梅干し等）、調味料（塩、味噌、醤油）、野菜等は、小売業者、協定締結団体等から調達し、災害が甚大で町内での物資の調達が困難な場合は、県及び援助規程締結都市に援助協力を要請する。また、粉ミルク等については、備蓄品で不足した場合、薬局等粉ミルク販売業者から調達する。
- (3) 食料集積地の選定及び管理
  - ア 食料集積地の選定  
町災害対策本部総務部経理班（総務課・出納室）は、交通及び連絡に便利な公共施設やその他適当な場所を、食料の集積地として選定し、調達した食料の集配を行う。
  - イ 集積地の管理  
町災害対策本部総務部経理班（総務課・出納室）は、食料の集積を行う場合、集積地に管理責任者及び警備員等を配置し、食料管理の万全を期する。町のみでの対応が困難な場合は、警察機関、消防機関に警備を要請、指示する。
- (4) 輸送  
食材等の輸送方法等については、本章 第13節緊急輸送計画に定めるところによる。

## **6 食料の配分及び炊き出しの実施**

町災害対策本部民生部住民班（住民生活課、健康福祉課）は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食料の給与を、食料の配分及び炊き出しの実施によって、迅速かつ円滑に行う。

また、必要に応じ日本赤十字社等に協力を求める。

### (1) 炊き出しの実施方法

ア 炊き出しへは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選定し、実施する。

イ 配分漏れ又は重複支給者がないようにするため、組・班等を組織し、各組に責任者を定め、対象者を掌握する。特に住家が被害を受けたため炊事ができない在宅避難者を把握するよう努める。

ウ 日本赤十字社に協力を要請する場合を想定し、日本赤十字社とその実施方法についてあらかじめ協議しておく。

### (2) 現場責任者

民生部長（健康福祉課長）が責任者を配置する。

### (3) 炊き出し実施上の留意点

ア 献立は栄養価を考慮するが、被災状況により食器等が確保されるまでは、握り飯や缶詰等を配給する。

イ 炊き出しに当たっては、食品衛生に心がける。

## **7 県、相互応援協定都市自治体等への協力要請**

町は、町内で多大な被害が発生し、町において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び相互応援協定の締結自治体及び協定を締結している民間団体に、炊き出し等について協力を要請する。手続きについては、町災害対策本部事務局（住民生活課）が行う。

# **第3 給水対策**

## **1 実施機関**

被災者又は断水地域における町民の飲料水の確保については、町災害対策本部建設部給水班（建設課）が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、規程にあるように知事の業務として行うが、知事の委任を受けて、又は知事の補助機関として町が実施する。

## **2 対象者及び給水量**

災害のため水道、井戸等の給水施設が破壊し、飲料水が汚染し、又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、およそ1人1日約30lとし、4日目以降は200lの供給を目標とする。

## **3 応急飲料水の確保**

災害のため水道の浄水機能が著しく低下している場合は、次の方法等により応急飲料水を確保する。

### (1) 配水池等構築物の貯留水の利用

- (2) 近接市町村の水道水の利用
- (3) 被災地近辺の水質の良好な井戸水、湧水を取水し、直ちに塩素消毒して飲料水として利用
- (4) 耐震性貯水槽の水を利用

#### **4. 応急飲料水の供給方法**

町は、道路の被災状況等を勘案し、指定避難所に対し、給水車等による運搬給水により応急給水を行う。

また、水道施設の応急復旧の進捗状況に合わせて、適宜、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

#### **5. 応急飲料水以外の生活用水の確保及び供給**

- (1) 町は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の水量の確保及び供給に努める。
- (2) 発災から時間が経過するにしたがって、被災者が求める水は飲料水から生活用水へと増加していくため、それに応じた供給目標水量を検討する。

#### **6. 応急給水時の広報**

町は、被災者に対して応急給水を行うときは、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法等について混乱が生じないよう、給水の場所や時間等の内容について、防災行政無線、登録制メール、町ホームページ、SNS、貼り紙、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

#### **7. 災害時の協力体制の確立**

- (1) 町長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請するとともに、他の協定書や相互応援計画に基づき応援を要請する。
- (2) 上記の災害時応援に関する協定書によっても処理できない場合、町は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求める。

#### **8. 災害救助法に基づく飲料水の供給**

災害救助法が適用された場合、同法に基づく飲料水の供給は、災害発生の日から 7 日以内とする。これにより支出できる費用は、水の購入費並びに給水・浄水に必要な資機材の借上費、燃料費、消毒薬品費等である。

#### **9. その他**

- (1) 衛生面の配慮

町は、被災者等が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するよう指導に努める。

(2) 優先的な給水

継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対しては、優先的に給水を実施する。

(3) 要配慮者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、指定避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす町民も多いと考えられる。しかし、町民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる要配慮者も存在することから、このような要配慮者に対する給水に配慮する。

(4) 町民の協力

給水時の混乱防止や、要配慮者などの住人等が行う飲料水の運搬への支援について、町は、自主防災組織やボランティアに協力を依頼する。

(5) 町民の心得

災害等に備え、各家庭に容量10～20ℓのポリエチレン容器を常備するよう周知する。

(6) 平時からの備え

また、災害時に被災住民等に対し飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備するほか、町は飲料水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努めるものとする。

◆第5編 資料編

「20-1 飲料水の採水施設一覧表」

「20-2 給水器材調達先一覧表」

「20-3 水道工事業者一覧表」

「20-4 日本水道協会秋田県支部水道災害相互応援協定」

## 第15節 生活必需品等供給計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、出納室、健康福祉課、建設課
	防災関係機関等	県、五城目警察署、町内会、協定締結先
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

町は、災害により被服、寝具その他の衣料及び生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な町民に対し、衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速かつ確実に行い、町民生活の安定を図る。

### 第2 生活必需品物資供給の実施機関等

#### 1. 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、町が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合の給与物資の確保及び町までの輸送は知事が行い、支給については県の補助機関として町が行う。

#### 2. 生活必需物資の範囲

災害のために供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限の物資とする。

- (1) 被服、寝具及び肌着、身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

#### 3. 生活必需物資の給与及び貸与の対象者

- (1) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受けた者であること
- (2) 衣料・寝具その他の生活上最小限度の家財を喪失した者であること
- (3) 衣料・寝具その他生活必需品が直ちに入手できない状態にあり、日常生活を営むことが困難な者であること

### 第3 生活必需品の確保及び配分方法

#### 1. 物資の確保及び配分計画

町災害対策本部民生部住民班（住民生活課、健康福祉課）は、各指定避難所の避難者数や、指定避難所以外については町内会等から提供される避難者数を取りまとめ、生活必需品の品目、数量等を算定し、町の備蓄品、支援物資、協定締結事業者からの流通備蓄物資等により必要数

を確保するとともに、配分計画を作成し、配分する。なお、これら物資は、女性や子ども、要配慮者に配慮し確保するよう努める。

なお、物資の輸送については、本章 第13節緊急輸送計画による。

(1) 配布についての配慮

ア 物資の配布は指定避難所を中心として、その周辺の在宅避難者も含めた形で要望に応じて対応する。その際、避難所運営責任者や避難所町内会組織の代表等と調整を図り、被災者に対して十分な周知を行う。

イ 指定避難所間での配布要望に対し、格差の生じないよう配慮する。

ウ 必要な品目については、時間とともに変化するため、多様化・詳細化する被災者ニーズに対応するよう努める。

エ 肌着や生理用品、薬等、女性が必要とする物資で男性から配布されることに抵抗のあるものについては、女性の担当から配布する等、女性への配慮に努める。

(2) 人員の確保

供給に際しては、備蓄倉庫からの搬出、小分け、配布等の極めて人手を要する作業が生じることから、これらにはボランティアの協力を得るような計画を立案する。

## 2. 物資等の保管

町は、物資等の引渡しを受けてから被災者に支給するまで、その物資等を保管、管理する。また物資等の保管、管理は、期間、場所、数量等に応じて管理責任者及び警備員を配置するものとし、必要に応じて警察機関、消防機関に警備を要請、指示する。

## 第4 滞留物資の管理等

過剰に送られた救援物資や季節の変化により必要ななくなった物資の滞留が発生した場合、

町は、滞留物資を保管する新たな倉庫の確保及びその保管に努める。

また、最終的に長期間滞留し、その後も使用される見込みのない物資がある場合、町は、NPO等の協力を得て、被災者への無償配布を行う等により活用する。

## 第5 県、相互応援協定自治体、協定締結事業所への協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより町内において生活必需品の調達が困難と認めたときは、県及び相互応援協定自治体、協定締結事業所に対して協力を要請する。

## 第6 義援物資

大規模災害時には、状況に応じて義援物資（民間事業者等からの無償で提供される物資）の受け入れ、又は受入制限を決定する。なお、過去の災害において、個人等からの小口の物資については、被災地の需要に応じた供給が困難であり、また、その対応に相当程度の人員と時間を要し、物資の滞留や物資集積拠点の混乱等の原因となったことから、町は、小口物資の受入制限や受入品目・期間等について、報道機関等を通じて広く周知するよう努める。

## 第16節 燃料の確保

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課
	防災関係機関等	町内給油所
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

大規模で広域的な災害が発生した場合には、製油所の被災による操業停止や道路網の寸断によって、燃料不足が起こる可能性がある。

町は、燃料油に係る情報を収集して、町民に提供するとともに、災害応急対策上、救急支援車両や避難所の暖房などに必要な燃料に不足が見込まれる場合には、町内給油所に対して優先供給を要請する。

### 第2 町内給油所との協定に基づく優先給油の実施

町は、秋田県石油商業組合・南秋支部と災害時における石油類燃料の供給に関する協定（令和2年6月18日締結）に基づき、災害応急対策に必要とする場合は石油類燃料の供給について協力を要請する。

### 第3 燃料油に係る情報の収集・提供

町は、災害発生時、石油流通関係事業者等から燃料油の供給に関する情報を収集するとともに、それらの防災関係機関、報道機関と連携しながら、町民へ情報を提供する。

## 第17節 医療救護計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、健康福祉課、消防本部
	防災関係機関等	県、自主防災組織、医療機関、五城目町社会福祉協議会
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

相当大規模の災害発生時には、多数の傷病者の発生により、医療機関の一時的な混乱や、医療活動の停滞等が考えられるため、町は災害対策本部を設置し迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。また、町で対応可能な被災規模の場合は町が災害医療に係る活動を統率する。

医療機関は、町及び防災関係機関と連携し、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施するとともに、搬送体制を強化し、町民の生命を最優先に守る。

なお、本町においては町営の診療所、病院がないことから、民間医療機関等への救急搬送（消防や県のドクターへりなど）による対応を基本とするが、これらの能力を超えた事態には、県などへ要請し、救護班などの派遣を受け、非常事態の中において最善の結果となるよう行動する。

### 第2 初動医療体制

#### 1. 実施責任者

##### (1) 災害救助法が適用された場合

知事が救助を実施することになるが、知事の権限の一部を委任された場合、又は事態急迫のために知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として町長が実施する。

##### (2) 災害救助法が適用されない場合

被害の程度等により、町長が実施する。多数の傷病者が発生し、通常の消防本部の救急搬送能力を超える場合は、他の消防本部や県へ救助を要請する。

#### 2. 初動医療の体制

災害救助法が適用される程度の大規模災害が発生した際には、秋田県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置され、更に必要に応じて秋田県福祉調整本部（以下「県保健医療福祉調整本部」といふ。）が設置される。なお、県内の3つの二次医療圏ごとに地域災害医療対策本部が設置される。本町は、秋田周辺二次医療圏（秋田市、潟上市、男鹿市、大潟村、八郎潟町、井川町、五城目町）に属しており、秋田周辺地域災害医療対策本部が秋田地域振興局福祉環境部（潟上市）に設置されることになっている。

町は、多数の傷病者が発生し、かつ医療機関の被災により通常の医療体制では対応することが困難な場合、県へ要請を含め以下の初動医療体制を構築する。

##### (1) 救護班の編成

町は、県保健医療福祉調整本部に災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣を要請し、秋田周辺地域災害医療対策本部に医療救護班、地域災害医療連絡調整員の派遣を要請する。

なお、災害時の医療救護の充実強化を図るため、町は今後、医師会、歯科医師会、薬剤師会などとの災害協定を検討する。

## (2) 応急救護所の設置

町は、次の場合に応急救護所を設置し、派遣された医療救護班等の協力を得て、傷病者のトリアージ（対象者の優先度を決めて選別すること）等を行うものとする。設置については、町内の医療機関等と連携するため、今後協議を進める。応急救護所設置予定場所は、次のとおりとする。

### ア 応急救護所を設置する場合

- ①災害の発生により、傷病者の多発した地域
- ②災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合
- ③医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的設備の機能が停止した場合

### イ 設置予定場所

- ①医療機関
- ②避難所
- ③集会所、公民館等

### ウ 応急救護所の表示・公告

救護所を開設した場合は、その表示を行い、一般に周知するものとする。

### ◆第5編 資料編

- 「10-1 医療機関一覧」
- 「10-2 医療器材調達先一覧」
- 「10-3 応急救護所候補の一覧」
- 「10-4 町独自の医療チーム一覧」

## (3) 応急救護所での活動

応急救護所での活動は、次のとおりである。

### ア 傷病者の治療

### イ 傷病者のトリアージ（対象者の優先度を決めて選別すること）

### ウ 災害拠点病院への搬送

### エ 傷病者に対する応急処置

### オ 助産

### カ 死亡の確認

#### (4) 重症者の対応

町は、重症者を救急告示病院や災害拠点病院で受け入れるよう要請する。

搬送は、消防本部の救急車又は県に要請したヘリコプターにより行う。

秋田周辺二次医療圏内の救急告示病院及び災害拠点病院は、次のとおりである。

種別	医療機関名	
救急告示病院 (救急指定病院ともい う)		秋田厚生医療センター、中通総合病院、藤原 記念病院、男鹿みなど市民病院
災害拠点病院	基幹災害医療センタ ー	秋田大学医学部附属病院
	地域災害医療センタ ー	秋田赤十字病院 秋田県立循環器・脳脊髄センター <u>市立秋田総合病院</u>

◆災害拠点病院のうち一つを「基幹災害医療センター」、二次医療圏内の災害拠点病院を「地域災害医療センター」として指定する。

◆災害拠点病院は、すべて救急告示病院である。

#### (5) 傷病者の搬送

救出現場から応急救護所までは、救出した機関又は自主防災組織が搬送する。

### 第3 傷病別搬送体制

応急救護所から医療機関への搬送は、原則として消防機関が行う。消防機関の組織で対応でききない場合は、県及び防災関係機関に応援を要請する。

町及び消防機関は、搬送車両の調達計画をあらかじめ定め、また状況により防災関係機関の保有するヘリコプターを要請する。

#### 1. 受入先病院の確保

##### (1) 後方医療施設の確保

応急救護所では対応できない重症者に対しては、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

消防機関は、県が「災害・救急医療情報システム」を活用して、県全域の救急医療施設の応需情報等を収集・提供するので、これをを利用して、傷病者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

##### (2) 被災病院等の入院患者の受入れ

病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により傷病者を転院搬送する必要性が生じた場合は、町は、病院等の要請に基づき県保健医療福祉調整本部に要請し、後方医療施設（精神病院を含む）を確保する。

#### 2. 搬送体制の確保

##### (1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて秋田県災害・救急医療情報センター等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等に

より重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関、又は県保健医療福祉調整本部に対し、救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

#### (2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車、又は応援消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、消防機関の救急自動車が確保できない場合は、町又は県が輸送車両の確保に努める。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入体制を確保する。

ア 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策

イ 患者の搬送先の離発着場及び受入病院への搬送手配

### 3. トリアージの実施

#### (1) トリアージの実施

医療救護班の医師は、被災地において、トリアージ・タグを用いてトリアージを実施するものとし、重症患者は原則として、最寄りの災害拠点病院、災害支援病院等への搬送を指示する。

#### (2) 連絡体制の確保

医療救護班は、重症患者の災害支援病院等への搬送指示に当たっては、秋田周辺地域災害医療対策本部及び災害支援病院等との連絡体制を確保する。

### 4. 人工透析の供給

人工透析については、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドローム（挫滅症候群）による急性的患者に対しても提供することが必要である。このため、町は、町内的人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供する等、受療の確保に努める。

## 第4 在宅医療機器使用患者等への対応

町は、避難行動要支援者名簿等を活用し、県医療災害対策本部及び秋田周辺地域災害医療対策本部等と連携して、医療の中断が致命的となる、在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用している患者（以下「在宅医療機器使用患者等」という。人工透析患者については、上記4 人工透析の供給を参照とする。）への迅速な医療の提供を図る。

## 第5 医薬品・資器材の確保

### 1. 常用備蓄と流通備蓄

派遣された医療救護班が使用する緊急医薬品等及び、搬送重傷病者へ必要な医薬品等については、平常時に病院業務のなかで可能な限り使用しながら要備蓄量を管理・確保する備蓄品（常用備蓄）並びに薬剤師会や卸売業者等の協力を得て、平常時に薬局等業務のなかで販売・使用している医薬品等の在庫を情報管理・確保する備蓄品（流通備蓄）の両者を、被災地に迅速かつ的確に供給する。

- (1) 被災地外の災害拠点病院の常用備蓄に係る医薬品等については、流通備蓄に関わる薬剤師会や卸売業者等の協力を得て、被災地の応急救護所、災害拠点病院又は災害協力医療機関に供給する。
- (2) 災害の初動時以降に必要となる流通備蓄に係る災害用医薬品については、流通備蓄に関わる薬剤師会や卸売業者等の協力を得て、被災地の救護所、災害拠点病院又は災害協力医療機関に供給する。
- (3) 災害時に必要となる応急ベッド等の医療器材については、災害規模に応じて、被災地の応急救護所、災害拠点病院又は災害協力医療機関に供給する。

## **2. 後方供給体制**

医薬品等（輸血用血液製剤を含む。）の後方供給体制については、秋田県地域防災計画に基づき県が実施する。

## **3. お薬手帳の活用**

薬剤師会は、必要に応じて、お薬手帳を応急救護所等へ供給する。町は、救護所等においてお薬手帳の配布とその使用方法の普及に努める。

# **第6 災害・救急医療情報システム**

## **1. 災害・救急医療情報ネットワーク**

- (1) 医療機関、保健所、消防本部、市町村及び都市医師会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県厚生連の関係団体等が広域災害・救急医療情報システム（EMIS）によりインターネット等で接続されており、町（消防本部）は本システムの機能を活用し各種防災・医療情報及び救急医療情報の共有を図る。
- (2) 県は、災害発生時には、災害・救急医療情報センターに災害医療対策本部を設置し、全県的な防災・医療情報の収集・提供の一元化を図るものとする。

## **2. 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の内容**

- (1) 災害・救急医療情報センターに集積される災害医療情報については、各防災関係機関との間で共有されるものとし、災害医療情報のバックアップ機構として確保する。
- (2) また、災害規模によって、広域災害・救急医療情報ネットワークにより、全国都道府県や国の機関等に対する支援要請の連絡体制を確保する。

## **3. 取り扱われる災害医療情報**

- (1) 被災地における死傷者や要医療患者等の被災状況の把握
- (2) 災害支援病院及び災害協力医療機関の空床状況、対応可能な診療科目、手術の可否等救急医療応需情報
- (3) 災害拠点病院等による医療救護班の派遣状況及び医療救護活動の補完・支援体制の把握
- (4) 常用備蓄及び流通備蓄に係る医薬品等の備蓄在庫数量情報
- (5) 初動後の医薬品、医療器材、血液等の後方支援体制の確認

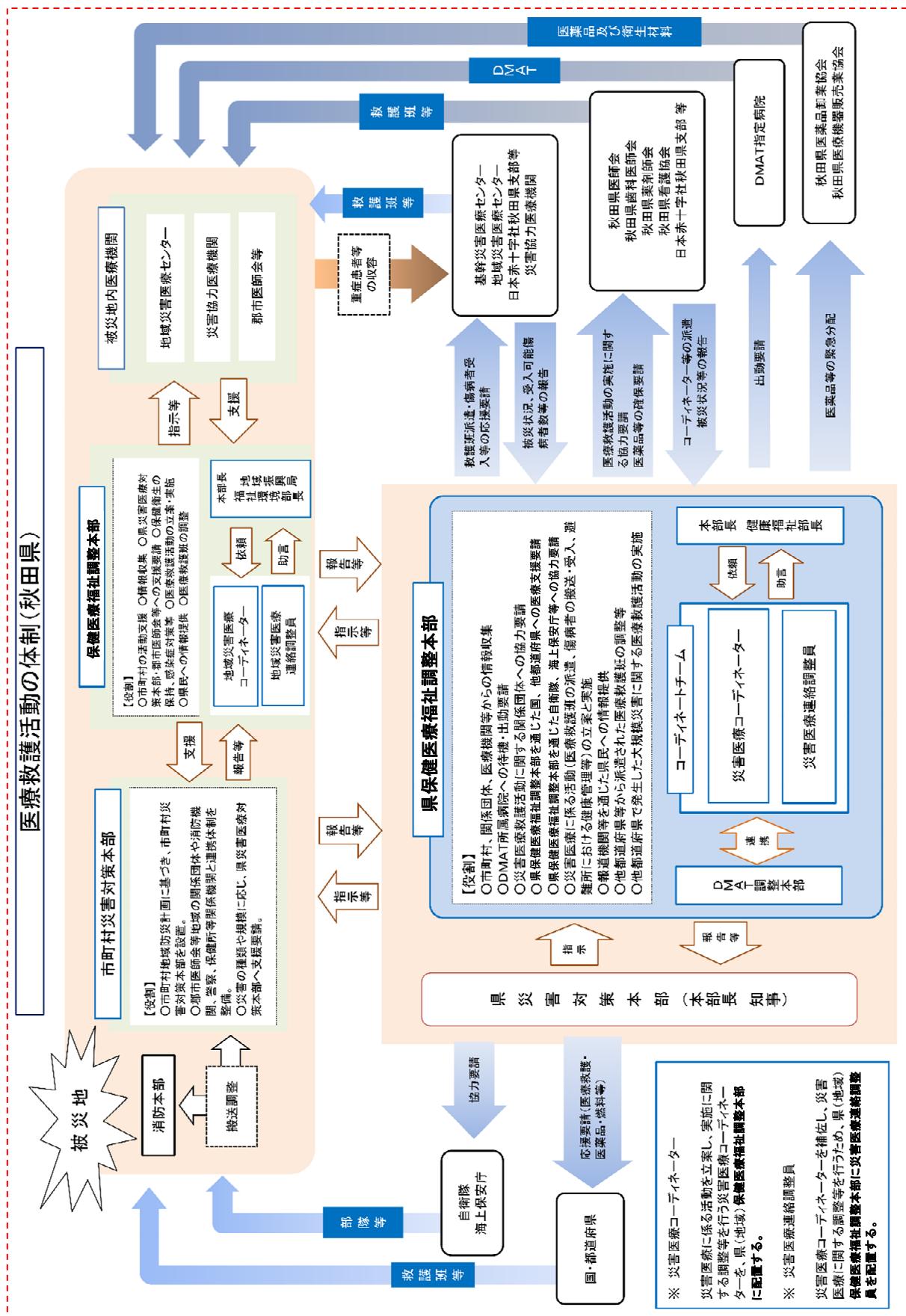
(6) 県内外の医療ボランティアの登録情報の把握

## **第7 町民への災害医療情報の提供**

町は、医療機関、応急救護所等に関する災害医療情報について、町民に適宜情報提供する。その際は、報道機関等の協力を得て広く町民に周知する。

## **第8 県の医療救護の体制について**

前述したように、多数の死傷者が発生する大災害時には、県へ要請し、DMA T等の医療救護班や地域災害医療コーディネーター等の支援が必要になってくるが、これらの体制を図示すると以下のようになる。



## 第18節 災害ボランティア活動支援計画

実施機関	町の主な担当課	健康福祉課
	防災関係機関等	五城目町社会福祉協議会
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策活動が広範囲又は長期に及ぶことが考えられる。

その場合、円滑な応急対策を継続的に実施するためには、多くの人員が必要となる。

このため、町は、町社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害ボランティアを受入れ、その協力を得る。

### 第2 災害ボランティアの活動分野

第1章 第25節災害ボランティアの受入体制の整備で前述したように、災害ボランティアとは、「一般ボランティア」と「専門ボランティア」の二種類に区分される。活動分野は以下の表のとおり。

ボランティアの活動分野

区分		活動内容
一般		炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援、物資の仕分け、配布、情報の収集・提供、介護、手話等
専門	医療	医療活動（医師・看護師）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士）等
	応急危険度判定	建物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
	要配慮者の支援	要配慮者の介護等（各種支援団体）
	語学	外国語通訳・翻訳等
	アマチュア無線	非常通信等
	応急救護活動等	応急救護活動等（消防職・団員OBによる消防支援隊）

### 第3 受入体制の確保

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となる。そこで、円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、現場で必要とされている活動ニーズを把握し、集まったボランティアとのマッチングを実施する「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動を積極的に支援する。

#### 1 「災害ボランティアセンター」の設置

町災害対策本部は、町社会福祉協議会等と連携を図り、町社会福祉協議会職員で構成する「災害ボランティアセンター」を、五城目町保健介護支援センター（町社会福祉協議会事務所入居）内に開設し、ボランティア活動に対する支援体制を整える。（県から事務の委任を受け

た場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する際、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。）なお、災害ボランティアセンターの人員が不足した場合、ボランティアの受け入れや派遣に遅れや支障が生じる恐れがある。早期かつ円滑なボランティア活動に向け、必要に応じて町災害対策本部民生部福祉班（健康福祉課）から職員を派遣する。

(1) 「災害ボランティアセンター」の業務

ア ボランティアの受付

イ 災害特約を付加したボランティア保険への加入

ウ 現地の状況や活動内容についての説明

エ 被災者ニーズの把握

オ 被災者からのボランティア作業の受付

カ 活動ニーズとボランティアとのマッチング（コーディネイト）・派遣

キ 町災害対策本部との連絡・調整

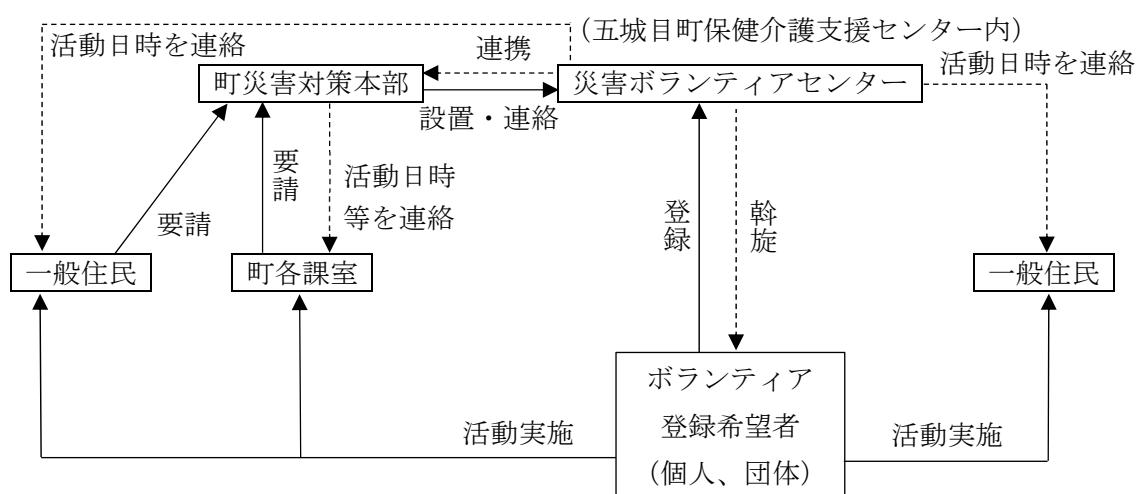
ク 全国的情報組織やボランティア団体との連絡調整

ケ 各種情報の収集・整理・提供（開設した旨の広報含む）

## 2. 災害ボランティアの受入体制の整備

町災害対策本部と「災害ボランティアセンター」は、町が実施する業務を担うボランティアを受け入れるため、連携して体制を整える。

### 災害ボランティアの受入体制



## 第4 連携体制

町災害対策本部は災害ボランティア活動について以下の支援を行う。

### 1. 資材・機材・設備等の提供

町災害対策本部の各部各班は、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、

必要に応じて資材・機材・設備等を提供する。

## **2. 被害状況等の情報提供**

町災害対策本部の各部各班は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等と連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、被害状況や被災者ニーズに関する情報の提供する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

## **3. 広報活動**

災害ボランティアセンターの開設や、災害特約の付いたボランティア保険への加入の促進に係る広報等を行う。

## **4. 職員の派遣**

町は、必要に応じて町災害対策本部民生部福祉班（健康福祉課）から「災害ボランティアセンター」に職員を派遣する。

町又は町社会福祉協議会は、時間が経過するに従い変化していくボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し適切な派遣ができるよう、平時より「災害ボランティアコーディネーター」の育成に努める。

## 第19節 公共施設等の応急対策

実施機関	町の主な担当課	建設課、 <b>住民生活課、総務課、健康福祉課</b>
	防災関係機関等	電力会社、各通信事業者、東日本旅客鉄道株式会社、LPガス販売事業者、医療機関、各施設管理者
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

物流の要である道路、鉄道、河川等の公共土木施設、また電力、水道、通信などのライフライン施設、さらに医療施設や社会福祉施設、文教施設等が、災害による被害を受けた場合は、町民生活に多大な影響を与えるとともに、様々な災害応急復旧対策活動に大きな支障をきたすことになる。

町及び防災関係機関は、災害発生の兆候が把握された場合、所管施設の緊急点検等を実施し、災害の発生に備えるものとする。また、災害が発生した場合には、町民生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所の早期把握及び応急復旧を図り、二次災害防止のため必要な措置をとるものとする。

### 第2 道路及び橋梁施設

#### 1. 実施の主体

道路及び橋梁施設の応急復旧の実施責任者は、国道7号が東北地方整備局秋田河川国道事務所、国道285号と県道が秋田地域振興局建設部、町道を町建設課、秋田自動車道を東日本高速道路株式会社とする。

#### 2. 実施の要領

##### (1) 施設被害の把握

各道路管理者は、被害発生とともに、道路パトロールを実施するとともに、各関係機関を通じ、又は町民から直接情報を収集する。

##### (2) 広報活動

各道路管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、標識、情報板、看板及び道路パトロールカー等により通行者に周知徹底を図る。

##### (3) 応急復旧

###### ア 交通路の確保

道路、橋に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努める。

###### イ 応急復旧対策

各道路管理者は、被害を受けた道路・橋は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

#### ウ 協力体制の確立

各道路管理者や民間事業者等の土木施設管理者は、施設の応急対策に関し、行政と民間事業者の連携・協力を図り、効率よく作業を進める。また、町建設業協会との「災害における応急対策に関する応援協力協定」による応援協力としての「必要な建設機材・資材および労力等」を要請する。

◆第5編 資料編「4-6 国有林野産物の減額譲渡」

## 第3 水道施設

### 1. 実施の主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、水道事業管理者（町長）とする。

### 2. 実施の要領

#### (1) 情報の収集

水道事業管理者（町長）は、災害発生と同時に施設のパトロールを実施し、被災状況の把握に努めるとともに、町民からの情報を収集する。

#### (2) 水道停止時の代替措置

応急給水活動については、第2章災害応急対策計画 第14節給食・給水対策の「第3 給水対策」に示した要領で実施する。

#### (3) 応急復旧の実施

##### ア 作業体制の確保

町災害対策本部建設部給水班（建設課）は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部に対して協力を要請する。

##### イ 復旧作業の実施

町災害対策本部建設部給水班（建設課）は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、指定避難所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的に作業を行う。

## 応急復旧の行動指針

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や指定避難所等への配管経路を明らかにする。
- ・施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員があることを想定する。
- ・被害状況の調査、把握方法を明らかにする。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定期間の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

### ウ 基幹施設の復旧

- (i) 取水、導水、浄水及び配水施設等基幹施設の破損は給水の停止や給水不良に繋がることから、水道施設の管理者は、災害発生と同時に浄水施設等の被害状況を調査し、状況に応じた応急工事を速やかに行い、施設の機能回復に努める。
- (ii) 施設が破損したときは、破損個所から有毒物等が混入しないよう措置する。特に、浸水地区等で汚水が混入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう町民に周知徹底を図る。
- (iii) 配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始する。また、破損が大規模で応急復旧が困難な場合は、仮設応急配管を実施して供用栓等を設置する。

### (4) 応援要請

- ア 災害が発生し、水道の復旧作業が必要となった場合、町が締結している協定（今後検討していく。）に基づき応援を要請する。
- イ 応急給水、応急復旧について独自で処理できない場合は、「日本水道協会秋田県支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請し、秋田県支部で対応できない場合には秋田県支部が「日本水道協会東北支部」へ要請する。
- ウ 自衛隊、ボランティアの応援を必要とする場合は、町災害対策本部を通して応援を要請する。
- エ 復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援を要請する。

### (5) 町民への広報

水道事業者等は、被災状況及び断滅水の状況、給水情報、応急復旧の見通し等について、防災関係機関へ通報するとともに、町民に対しての情報も広報車、報道機関等により周知徹底を図る。

#### ◆第5編 資料編

「20-1 飲料水の採水施設一覧表」

「20-2 給水器材調達先一覧表」

「20-3 水道工事業者一覧表」

「20-4 日本水道協会秋田県支部水道災害相互応援協定」

## 第4 公共下水道施設（合併処理浄化槽を含む）

### 1. 実施の主体

公共下水道施設の応急復旧の実施責任者は、下水道事業管理者（町長）とする。

### 2. 実施の要領

#### (1) 施設被害の把握

下水道事業管理者（町長）は、災害発生とともに施設のパトロールを行い、被害情報を収集する。

#### (2) 下水道停止時の代替措置

##### ア 宅内の排水設備の使用不能時

宅内の排水設備は、町民の要望に基づき、排水設備業者を斡旋する等、臨時の排水系統の確保に努める。

臨時の排水経路を確保できない場合は、使用可能な隣接の町民への協力を求め、それが不可能な場合、町は仮設トイレ等を斡旋する。

##### イ 下水管渠の使用不能時

町災害対策本部建設部下水道班（建設課）は、下水管渠の使用可能な近隣地区の公共施設や大規模商業施設等にトイレ使用を依頼し、臨時トイレとする。

臨時使用のトイレを確保できない場合、町は、仮設トイレ等を設置する。

#### (3) 応急復旧体制の確立及び実施

##### ア 作業体制の確保

町災害対策本部建設部下水道班（建設課）は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対して協力を要請する。

##### イ 応急復旧作業の実施

町災害対策本部建設部下水道班（建設課）は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

###### (ア) 下水管渠

下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保に努め、他施設に与える影響の程度を考慮しながら、下水道本来の機能を回復することを目的とし、応急復旧工事を実施する。具体的には、管渠、マンホール内部の土砂の清掃、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

###### (イ) ポンプ場

ポンプ場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るため、応急復旧工事を実施する。

停電のため施設の機能が停止した場合は、自家発電による運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

###### (ウ) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の被害に対しては、一時的な浄化槽機能の確保を目的とし、応急復旧

工事を実施する。

停電、断水等による二次的な災害に対しても、速やかに対処する。

(4) 応援要請

ア 大規模災害により、町独自では対応できない下水道被害が発生した場合、「北海道・東北ブロック下水道災害応援に関する申し合せ（平成9年6月18日）」に基づき応援要請を行う。

イ 復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援要請をする。

(5) 町民への広報

下水道事業管理者は、広報車、パンフレット及びチラシ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について、町民への広報を実施する。

## 第5 電力施設

### 1. 実施の主体

電力施設の応急復旧の実施責任者は、東北電力（株）秋田支店長とする。なお、応急復旧の対応窓口の責任者は東北電力（株）秋田営業所長とする。

### 2. 実施の要領

(1) 災害時の組織体制

防災体制を発令し、非常災害対策本部を設置するとともに、設備、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

(2) 動員体制（応急復旧要員の確保）

対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。被害が多大で当該事業所のみでは早期復旧が困難な場合は、他事業所等に応援を要請し、要員を確保する。

ア 対策要員の確保

(i) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

(ii) 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本部に出動する。

(iii) 交通途絶等により所属する本部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

イ 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

(3) 電力停止時の代替措置

電力施設の事業者は、電力停止時の代替措置が緊急に必要な場合、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない範囲において、他ルートからの送電等により代替措置を講じる。

#### (4) 二次災害防止措置

電力施設の事業者は、災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され警察・消防機関等から要請があった場合は、送電停止等、適切な危険防止措置を講ずる。

#### (5) 応急復旧の実施

電力施設の事業者は、次の措置により応急復旧を実施する。

##### ア 災害時における基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急性を勘案して、迅速・適切に実施する。

##### イ 復旧計画

本部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本部に速やかに報告する。

##### ウ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先する等、社会的影響・復旧効果の大きいものから実施する。

##### エ 復旧資材の確保

- (i) 復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。
- (ii) 災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約した運送会社の車両、又はヘリコプタ一等により行う。
- (ウ) 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の町灾害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

#### (6) 災害時における広報

##### ア 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や、通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

##### イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車、パンフレット、チラシ等により直接当該地域へ周知する。

## 第6 電信電話施設

### 1. 実施の主体

電信電話施設の災害応急復旧の実施責任者は、各電信電話事業者とする。

### 2. 実施の要領

#### (1) 東日本電信電話(株)

##### ア 基本方針

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況、通信の輻輳状況等に応じた応急復旧措置を、迅速かつ的確に実施する。

イ 応急対策

(i) 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備の復旧等について、速やかに対策がとれる体制をつくる。

(ii) 通信サービスの復旧順位

A 第1位

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関

B 第2位

ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関

C 第3位

第1順位、第2順位に該当しない機関等

(iii) 通信の非常疎通措置

災害時の通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

A 中継順路の変更等のほか、必要に応じ臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。

B 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

C 非常緊急通話又は非常緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

D 災害時、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、通話の集中を避けるため、災害用伝言ダイヤル 171 を運用する。

(iv) 災害状況等に関する広報

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ及びホームページ等により、次の事項を町民等へ周知する。

A 災害復旧措置及び応急復旧状況等

B 通信の途絶又は利用制限の状況と理由

C 災害用伝言ダイヤル 171 運用開始のお知らせ

D 利用制限をした場合の代替となる通信手段

E 町民に対して協力を要請する事項

F その他必要な事項

(2) (株)NTTドコモ

ア 基本方針

移動通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、移動通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努める。

イ 応急対策

(i) 重要通信の疎通確保

災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ii) 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には、指定避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

(iii) 災害時における広報

A 災害が発生した場合に、通信の疎通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

B テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ、広報車等で直接当該被災地に周知する。

(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

ア 基本方針

電気通信設備に災害等が発生した場合、重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、適切な措置をもって復旧に努める。

イ 応急対策

(i) 情報の収集

重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

A 気象状況、災害予報等

B 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

C 災害応急復旧計画及び措置状況

D 被災設備、回線等の復旧状況

E 復旧要員の稼働状況

F その他必要な情報

(ii) 重要通信の疎通確保

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信を図る。

A 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。

B 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

(iii) 災害時における広報

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(4) KDDI(株)

ア 基本方針

各通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって早期復旧に努める。

イ 応急対策

(i) 重要通信の疎通確保

災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ii) 携帯電話等の貸出し

災害救助法が適用された場合等には、指定避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話（衛星携帯電話含む）の貸出しに努める。

(iii) 災害時における広報

A 災害が発生した場合に、通信の疎通利用制限の措置状況及び被災した各通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

B ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、状況に応じて地方公共団体等へ通信設備復旧状況を連絡するとともに、できるだけ直接当該被災地に周知する。

(5) ソフトバンクモバイル(株)

ア 基本方針

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害時の状況、電気通信設備又は移動通信設備の被害状況、通信の輻輳状況等に応じた適切な措置をもって、迅速な復旧に努める。

イ 応急対策

(i) 体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して、通信の確保と設備の早期復旧に努める。

(ii) 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

A 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。

B 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

C 非常、緊急通話は、電気事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。

D 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

(iii) 携帯電話の貸出

災害救助法が適応された場合等には、指定避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出に努める。

(iv) 災害時における広報

A 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消を努める。

B テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

## (6) 楽天モバイル(株)

### ア 基本方針

通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努める。

### イ 応急対策

#### (i) 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

A 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。

B 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は「電気通信事業法」及び「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

C 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」および「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱う。

D 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

E 電気通信事業者との連携をとる。

#### (ii) 携帯電話の貸出

災害救助法が適用された場合等には、避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出に努める。

#### (iv) 災害時における広報

A 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した各通信設備等の応急復旧等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

B H P、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

## 第7 LPガス

### 1. 実施の主体

LPガスの災害応急復旧の実施責任者は、事業者の管理者とする。

### 2. 実施の要領

#### (1) 施設被害の把握

各LPガス販売事業者は、それぞれが所有しているボンベ等の保管場所の確認を行い、被害を確認する。

#### (2) 応急復旧

##### ア 顧客への対応

各LPガス販売事業者は、顧客からの依頼に基づいて応急復旧作業を実施する。なお、町から避難所等のLPガスについての修理、復旧があつた場合は優先的に実施する。社会福祉施設、医療機関など重要施設の依頼についても同様とする。

##### イ 協力の要請

町内のLPガス販売事業者は、応急復旧作業が必要な施設・家庭等が多数におよび、復旧に相当の時間を要する場合は、秋田県LPガス協会などの広域的な組織へ協力を要請する。

## 第8 鉄道施設

### 1. 実施の主体

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道（株）秋田支社長とする。

### 2. 実施の要領

#### (1) 施設被害の把握

状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。

#### (2) 広報活動

ア 災害が発生したときは、速やかに防災関係機関に被害状況を連絡する。

イ 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ的確に把握し、関連会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行えるように必要な措置を講じ、防災関係機関に連絡する。

ウ 二次災害防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行う。

#### (3) 応急復旧

ア 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。

イ 災害が発生したときは、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。

ウ あらかじめ定めた事故復旧担当区域により、復旧作業を実施する。

## 第9 社会福祉施設等

### 1. 実施の主体

社会福祉施設等の応急対策の実施責任者は、各施設の管理者とする。

### 2. 実施の要領

社会福祉施設等の管理者は災害発生後、次の行動をとるものとする。

(1) 災害発生時には、消防機関等関係機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考え、入所者の避難誘導に全力をあげる。

(2) 停電等の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、重要機器等の保全措置に万全を期す。

(3) 災害に際しては、平素からの訓練に基づいて役割を十分に發揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、防災関係機関に応援要請を行う。

(4) 災害の被害を受けていない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図る。

(5) 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

## 第10 医療施設

### 1. 実施の主体

病院等医療施設の応急対策の実施責任者は、各施設の管理者とする。

### 2. 実施の要領

病院等の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にして、避難、救出等防災対策に万全を期すものとする。

- ア 災害発生時には、消防機関等の防災関係機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。
- イ 重症患者、新生児、高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難救援活動に全力を期す。
- ウ 停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機器材等の保管措置に万全を期す。
- エ 災害に際しては、平常時からの訓練に基づいた役割を十分に發揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、防災関係機関に応援要請を行う。

## 第20節 危険物施設等の応急対策

実施機関	町の主な担当課	消防本部
	防災関係機関等	消防団、五城目警察署、秋田県LPガス協会、各事業所、各施設管理者、保健所
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

災害によって危険物等の施設が被害を受けた場合は、危険物質等の化学反応による爆発等、その特殊性から二次、三次の災害に発展するおそれがある。

このため、漏洩物質等の性質及び取り扱いに関する専門家、被災事業所、並びに関係機関は、緊密な連携のもとに被害の拡大を防止する。

### 第2 危険物施設

#### 1. 実施の主体

危険物施設における応急復旧の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱所の施設の関係者とする。

#### 2. 実施の要領

##### (1) 施設被害の把握

施設管理者は、災害発生時には、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

##### (2) 広報活動

施設の管理者は、災害発生に当たっては、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について報道機関を通じ、防災行政無線、登録制メール、広報車等により地域住民に周知する。

##### (3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。

- (i) 自衛消防隊員の出動を命ずる。
- (ii) 施設内のすべての火気の使用を禁止する。
- (iii) 施設内の電源は、保安経路を除き切斷する。
- (iv) 危険物荷卸しの中止と移動搬出の準備をする。
- (v) 流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。
- (vi) 引火、爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。
- (vii) 相互応援協定締結事業所は、協定を締結した事業所に応援を要請する。

- イ 町長は、災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難の指示又は勧告を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を実施する。
- ウ 消防機関は、火災発生又は発生のおそれがある場合は、直ちに消防車等を出動させ、引火、爆発防止等の可能な措置をとる。
- エ 消防機関は、転倒したタンク等の使用停止を指示し、危険物の排除作業を実施するとともに、漏洩した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置する。

## 第3 火薬類取扱施設

### 1. 実施の主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

### 2. 実施の要領

#### (1) 施設被害の把握

施設の管理者は、火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら、災害の拡大防止の措置を講ずる。

#### (2) 広報活動

施設の管理者は、警察及び消防機関と迅速な通報連絡をしながら、状況に応じて地域住民に周知を図る。

#### (3) 応急復旧

施設の管理者は、危害予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。

ア 災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。

イ 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。

## 第4 高圧ガス取扱施設

### 1. 実施の主体

高圧ガス施設の災害応急の実施責任者は、施設の管理者とする。

### 2. 実施の要領

#### (1) 施設被害の把握

高圧ガス施設の管理者は、災害発生時には、電話等により情報の収集を図る。

#### (2) 広報活動

高圧ガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、地域住民に周知徹底を図る。

### (3) 応急復旧

施設の管理者は、危害予防規程等に基づき所要の応急措置を実施するとともに、災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかな関係機関への通報と自衛保安に必要な指示を行う。

## 第5 LPガス取扱施設

### 1. 実施の主体

LPガス製造所等の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

### 2. 実施の要領

LPガス販売事業者は、災害発生後、緊急に行う液化石油ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき、適切な処置を行う。

#### (1) 施設被害の把握

LPガス施設の管理者は、災害発生後職員を動員して速やかに被害の情報を収集し、状況の把握を行う。

#### (2) 広報活動

施設の管理者は、秋田県LPガス協会の広報車等により、関係業者、一般需要者等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

#### (3) 応急復旧

施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。

イ 貯蔵所は充てん容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ移動する。

ウ 必要により、施設周辺の住民に対して避難を勧告する。

エ 災害が拡大し、又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県LPガス協会に対して応援を要請する。

オ 秋田県LPガス協会は、災害事故発生時には速やかな情報活動と関係諸団体との連携を密にし、関係業者、一般需要者に対し、災害拡大防止の周知徹底を図る。

## 第6 毒物、劇物取扱施設

### 1. 実施の主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物劇物営業者及び業務上の取扱施設の責任者（以下「施設の管理者」という）とする。

## **2. 実施の要領**

### (1) 施設被害の把握

施設の管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から地域住民に危害の生ずるおそれの有無について、情報把握に努める。

### (2) 広報活動

施設の管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては、広報車及び報道機関により周知を図る。

### (3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

(i) 毒物劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報する。

(ii) 災害時により被害が発生するおそれがあるときは、関係機関と密接な連携をとり、危険のある場所の認知及び毒物劇物等の測定を行い、汚染区域の拡大防止を図る。

(iii) 毒物劇物が流れ、飛散し、漏出し、あるいは地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による処理等を実施し、保健衛生上の危害が生じないようにする。

イ 町、保健所、警察署、消防機関は相互に連携をとりながら、次の措置を実施する。

(i) 毒物劇物の流出等の状況を、速やかに町民に周知させる。

(ii) 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。

(iii) 毒物劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

## 第21節 危険物等積載運搬車両の事故対策

実施機関	町の主な担当課	建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、消防団、五城目警察署、運送会社、荷送危険物事業所
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両の事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、LPGガス、薬液等の危険物が漏洩し爆発・火災等が発生した場合、道路管理者、防災関係機関、事業所等は、緊密な連携を保ち、迅速・的確に防除措置を実施する。

町は、広報車等により、住民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携して、速やかな避難措置を講ずる。また、町民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により、周知徹底を図る。

### 第2 漏洩物質の防除措置

関係機関、団体等（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

#### 1. 運転者

- (1) 警察、消防、町及び他の道路管理者、保健所のいずれかの機関に対し、直ちに事故の状況及び積載物の名称及び積載量を通報する。
- (2) 運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。
- (3) 応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。

#### 2. 運送会社

直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

#### 3. 荷送危険物事業所

- (1) 被害を最小限に止めるため、運転者に対して必要な応急措置を指示し、併せて消防機関等に防除措置を依頼する。
- (2) 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
- (3) 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

#### 4. 警察

- (1) 交通規制を実施する。
- (2) 現場、周辺の被害状況の把握に努める。
- (3) 町民の避難、誘導を実施する。

## **5. 町及び他の道路管理者**

- (1) 事故の状況把握に努める。
- (2) 道路の応急復旧、交通確保を実施する。
- (3) 道路情報の提供を行う。
- (4) 広報・避難誘導

## **6. 消防機関**

- (1) 漏洩危険物の応急措置を実施する。
- (2) 火災の消火活動を実施する。
- (3) 負傷者の救出、救護を実施する。
- (4) 町民の避難、誘導を実施する。

# **第3 実施要領**

## **1. 危険物の特定**

運転者が被災し、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。特定できない場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。

## **2. 事故の通報**

- (1) 高速道路上で発生した事故の場合は、設置されている非常用電話により、東日本高速道路株式会社に通報する。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。
- (2) 漏洩危険物の河川への流出は、河川が上水道の取水に利用されている場合を想定し、河川管理者及び町に通報する。

## **3. 広報活動**

町及び他の道路管理者、県警察本部及び消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。

なお、町民の生命、身体及び財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社に対して緊急連絡を行う。

## **4. 応急復旧**

- (1) タンクや容器から危険物等が漏洩している時は、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。
- (2) 漏洩危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。

また、毒物、劇物の場合は、前節 第6 毒物、劇物取扱施設の応急復旧に準じ、これを実施する。

- (3) 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存する時は、タンクや容器への冷却

注水を行う。

## 5. 交通規制

防災関係機関は、事故の状況に応じて、速やかに交通規制を実施する。

## 第22節 防疫・保健衛生対策

実施機関	町の主な担当課	まちづくり課・議会事務局、健康福祉課
	防災関係機関等	県、保健所
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

災害発生時における被災地の防疫、保健衛生に万全を期し、これを迅速に実施して、感染症や食中毒発生等の防止を図り、また、町民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施する。

### 第2 防 疫

#### 1. 実施機関

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、本節において「法」という。）に基づき、知事は、感染症患者若しくはその保護者、又はその場所の管理者等に対し、消毒を命ずることができる。また、災害の状況により感染症の患者等による消毒が実施不可能等の場合は、法第27条の規定により知事は町に消毒を指示することができる。

#### 2. 実施の方法

町は、知事から法第27条第2項の指示があった場合は、被災地域の消毒等を実施するとともに、感染症予防に関する町民への広報等、必要な防疫措置を行う。

##### (1) 防疫措置情報の収集・報告

災害発生後、県、警察及び消防等と連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行う。また、被災者にかかる感染症や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いがある場合は、防災関係機関への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

##### (2) 薬剤・防疫資機材・人員等の確保

平常時から、家屋等の消毒の方法、必要な噴霧器等・薬剤、人員確保の把握（購入先を含め）に努める。災害時には、防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。また、必要に応じ、他の防災関係機関に協力を求める。

###### ア 防疫資機材

町は、河川の氾濫による人家の浸水など想定し、消毒用噴霧器等の整備・備蓄・点検に努める。必要に応じて、県や他の防災関係機関から借用する。

###### イ 薬剤

町は、消毒等に使う薬剤についても整備・備蓄・保管に努める。不足分については、

県に協力を依頼するとともに、業者より購入する。

(3) 消毒等の実施

ア ねずみ・昆虫等

感染症が発生し、若しくは発生のおそれがあるときは、ねずみ・はえ等の駆除及び感染予防の指導をする。

イ 床上浸水

町災害対策本部でまとめた床上浸水等の被害状況をもとに、町災害対策本部民生部医療班（健康福祉課）は、防災関係機関、ボランティア等の協力を得ながら、迅速に家屋の消毒を実施する。また、消毒の活動方法については、町災害対策本部総務部広報情報班（まちづくり課・議会事務局）と連携して、防災行政無線、登録制メール、広報車、報道機関等を活用して、迅速に町民に周知するよう努める。

(4) 臨時予防接種の実施

町は、県知事の指示により、保健所及び医療機関等と連携して、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

(5) 感染症の患者が発生した場合の対応

ア 感染症指定医療機関への入院

感染症の患者が発生した場合は、直ちに保健所に届出し、知事が入院勧告若しくは入院措置を行い、病名に応じた適切な感染症指定医療機関に入院させる。緊急その他やむを得ない理由があるときは、知事が適當と認める医療機関に入院措置を行う。

イ 家屋等の消毒

感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために、感染症の患者の自宅、又は滞在箇所及び病原体に汚染されたおそれがある物件について、保健所の指導を受けながらこれらを消毒する。

### **3. 防疫の予防教育及び広報活動**

町災害対策本部民生部医療班（健康福祉課）は、感染症の発生及びそのまん延防止のため、新聞等の報道機関の協力を得て、感染症の予防措置等をする。

### **4. 防疫の記録整備**

町災害対策本部民生部医療班（健康福祉課）は、消毒等の防疫活動状況等を記録し、町災害対策本部に報告する。

## **第3 食品衛生監視**

### **1. 実施機関**

被災地の食品等の安全確保を図るために、町は、関係団体の協力を得て、保健所の指揮に従い監視指導に当たる。また県は、必要に応じて生活衛生班の内部組織として、食品衛生監視指導班を編成し、当該地域に派遣する。

## **2. 実施の方法**

食品衛生監視指導班は、次の業務を行う。

- (1) 食品営業施設に対する監視指導
- (2) 救護食品に対する監視指導
- (3) 炊き出し施設に対する衛生的な取扱いの指導
- (4) その他食品に起因する危害の発生防止

## **第4 被災者の健康保持**

町は、県と連携し、避難者及び在宅被災者の健康保持のために必要な活動を行う。

- (1) 保健師・栄養士等による巡回健康相談、栄養指導、健康教育等
- (2) 要配慮者の被災状況・健康状況の把握と必要な対応
- (3) 精神科医・保健師等によるこころのケア

## **第5 防疫用薬品、資器材等の調達**

町は、必要に応じて県に対し、防疫に必要な薬品及び資器材等の調達・あっせんを要請する。

### ◆第5編 資料編

「21-1 現地消毒班編成表」

「21-2 医療器材調達先一覧」

## 第23節 動物の管理計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、健康福祉課
	防災関係機関等	県、五城目警察署、保健所、飼養者
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

災害時には、飼い主不明の放浪動物や負傷動物が多数生じる可能性がある。

町は、大規模災害時において、県、防災関係機関、関係団体等との協力体制を確立し、動物の愛護及び管理の観点から、飼い主への支援及び被災動物の保護に努める。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、県、防災関係機関及び関係団体等の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。

### 第2 特定動物・飼養動物の対策

#### 1. 実施機関

##### (1) 特定動物

原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき、町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。

##### (2) 飼養動物（ペット）

原則、飼養者とするが、町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。

#### 2. 飼養者の役割

大規模災害時、原則として、飼い主は、身の安全を確保したうえで、飼養動物（ペット）を連れて避難する。

日頃から飼養動物（ペット）に対してケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

#### 3. 特定動物・飼養動物（ペット）対策

##### (1) 飼養動物（ペット）と同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援に努める。

##### (2) 指定避難所や仮設住宅への飼養動物（ペット）と同行避難者の受け入れ対策を講ずる。

##### (3) 住民等への飼養動物（ペット）との同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供に努める。

##### (4) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。

##### (5) 負傷した飼養動物（ペット）、又は飼い主が不明な飼養動物（ペット）の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。

##### (6) 被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について、対策を講ずる。

(7) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。

### 第3 指定避難所の飼養動物の管理

指定避難所における飼養動物（ペット）対策については、別途作成する「避難所の開設・運営マニュアル」で定めることとするが、以下の方針による。

- (1) 大規模災害時以外は、避難所への飼養動物（ペット）の持ち込みは原則禁止とする。
- (2) さまざまな人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、ペット同伴避難に対し避難所敷地内にペット専用スペースを設置する。避難者が生活する室内への持ち込みは原則として禁止とする。
- (3) 避難所においては、飼い主の責任を明確にし、飼い主に対して必要な指導等を行う。

## 第24節 廃棄物処理計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、健康福祉課
	防災関係機関等	事業所
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

町は、災害により発生した大量のごみの処理、し尿の汲み取り処分等の清掃業務を迅速に実施し、環境衛生の保全を図る。

なお、災害に起因し発生した廃棄物（生活ごみ等、し尿等、がれき等）について以下に示す。

### 第2 実施機関

町は、災害により発生した生活系廃棄物及びし尿等を迅速に処理する。ただし、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理については、事業主が行うものとする。本町で処理することが不可能の場合は、保健所及び県の指導により他の市町村に応援を要請する。なお、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

### 第3 廃棄物処理の方法

災害発生後、災害規模に応じて直ちに廃棄物処理を行う。また、廃棄物の量や種類についても通常の処理能力を超える場合、処理が困難な物になるため、平常時から民間事業者も含め処理ルートを開拓するものとする。

各廃棄物の種類ごとの処理の方法は、以下のとおり。

#### (1) ごみ処理

##### ア 収集順位

腐敗性の高い生ごみや、応急対策活動上又は町民生活に重大な支障を与えるものを優先する。

##### イ 収集品目

生活系廃棄物、家電リサイクル法の対象品目

##### ウ 収集方法

(i) 災害ごみは、町が収集運搬を委託する事業者の車両、許可業者又は臨時借上げ車両により中間処理施設（八郎湖周辺クリーンセンター、【事業主体】八郎湖周辺清掃事務組合）に搬入する等、適正に処理する。

(ii) ごみの排出場所については、臨時集積の設置、又は道路排出とし、その収集方法については、あらかじめ自治会・町内会と協議して定めておく。

(iii) あらかじめ定められた収集方法については、広報、ホームページ等で周知するほか、災害が発生した場合は、被災地域内に配付物を配布する等により周知する。

(iv) 周知の際は、いわゆる便乗ごみの排出が行われないよう、合わせて周知する。

- (v) 収集における人員については、町災害対策本部民生部住民班（住民生活課、健康福祉課）と災害ボランティア関係の担当となる福祉班（健康福祉課）、ボランティア受入窓口となる町社会福祉協議会と連携をとりながら、ボランティア等の人員を確保し、住民班（住民生活課、健康福祉課）において、収集計画をたて、実施する。
- (vi) 高齢者等の要配慮者世帯に対するごみの運搬は、ボランティアによる支援により対応する。その際は、あらかじめ作成している避難行動要支援者名簿等により対象者を把握し、積極的に本人、家族、町内会関係者と連絡をとりながら、対応する。

## (2) し尿処理

### ア 収集順位

浸水被害の場合は、水が引いた後、浸水した区域及び重要性の高い施設を優先する。

### イ 収集処理の方法

- (i) し尿の収集処理については、町の許可業者が収集を行い、八郎潟湖水苑に搬入し適正に処理する。ただし、町の許可業者で処理することが不可能の場合は、保健所および県の指導により、県内の専門業者へ依頼する。

- (ii) 町民に対しては、直接町の許可業者に収集依頼をしてもらうよう、チラシの配布、広報車の出動等により、周知する。

### ウ 仮設トイレの設置

町は、指定避難所において避難者の生活に支障が生じないよう、次の事項を勘案し、必要に応じて仮設トイレを設置する。

- (i) 避難箇所数と避難人員
- (ii) 仮設トイレの必要数の確保
- (iii) 応援供給を受ける仮設トイレの一時保管場所の確保
- (iv) 他市町村からの応援を含めた仮設トイレ設置体制の確保

### エ 仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理

町は、仮設トイレが設置された後、次の事項を勘案し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。

- (i) 仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保及び計画的な散布
- (ii) 他市町村やし尿処理業者等からの応援を含めた、し尿の収集・処理体制の確保
- (iii) 仮設トイレの管理、収集・処理に要する期間の見込み

## (3) がれき等の処理

ア 町は、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先的に収集・運搬する。

イ 町は、損壊建物数等の情報を速やかに収集し、がれき等の発生量を種類別に推計するとともに、最終処分までの処理工程の確保を図る。

ウ 町は、生活環境保全上支障のない場所に確保した仮置場に災害廃棄物を安全に収集し、適切に選別・処理を進める。

エ アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定に従い、適正な処理を進める。

オ 町は、応急活動後の処理の進捗状況やがれきの発生量も踏まえ、木くずやコンクリート等の再資源化やリサイクルにも努める。

#### (4) 死亡獣畜の処理

##### ア 収集順位

飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、町民の通報等により、町が処理する。

##### イ 収集処理の方法

- (i) 移動が可能なものについては、焼却施設又は公衆衛生上支障のない場所で処理する。
- (ii) 移動が不可能なものは、埋設処理等、その場で他に影響を及ぼさないよう個々に処理する。

## 第4 廃棄物の処理施設の応急復旧等

- (1) 町及び八郎湖周辺清掃事務組合は、処理施設の被災により廃棄物の処理が困難となった場合は、他の施設へ処理を依頼するとともに、処理施設の復旧については、迅速に実施するものとする。
- (2) 水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、速やかに仮設トイレの撤去を進め、指定避難所の衛生向上を図る。
- (3) 町及び八郎湖周辺清掃事務組合は、がれきの発生量に応じて処理方法や処理の期間等に関する計画を作成し、復旧・復興作業を進めるが、自地域内の既存施設で処理仕切れない場合には、広域的な対応の必要性を県と協議する等して、状況に応じ、県内の他の市町村や県域を越えた処理を要請する。

## 第5 廃棄物の一時保管場所

廃棄物の量が通常の処理能力を超える又は、廃棄物処理施設が被災する場合に備え、一時保管場所をあらかじめ確保しておく。場所の詳細については、事前に作成する廃棄物処理計画（第1章災害予防計画 第21節廃棄物処理計画を参照）の中で検討する。

## 第6 廃棄物の処理に対する国庫補助

大規模な災害で発生した大量の廃棄物の処理に関する費用については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第22条により国庫補助が適用となる。東日本大震災等の過去の事例を参考に、事前に想定しておく。

### ◆第5編 資料編

- 「21-3 ゴミ収集機関及び業者一覧」
- 「21-4 現地清掃班編成表」
- 「21-5 ゴミ処理施設一覧」
- 「21-6 し尿処理業者一覧」
- 「21-7 し尿処理施設一覧」

## 第25節 行方不明者及び遺体の搜索、処理、埋火葬計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、税務課、健康福祉課、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、自衛隊、消防団、五城目警察署、秋田海上保安部
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

町は、災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断してすでに死亡していると推定される者の搜索、又は遺体の処理・収容・埋火葬を実施し、被災者の精神的な安定を図る。

なお、遺体の搜索、検視、安置、埋葬等については、県が策定する「大規模災害時における遺体処理・埋火葬等計画」に基づいて実施する。

### 第2 行方不明者及び遺体の搜索

#### 1. 実施責任者

- (1) 町長が防災関係機関の協力を得て行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が防災関係機関の協力を得て行い、知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、町長が知事の補助機関として行う。

#### 2. 災害救助法が適用された場合の実施基準

##### (1) 対象

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

##### (2) 支出費用

遺体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費であって、その実費とする。

##### (3) 実施期間

遺体の搜索の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

#### 3. 災害救助法が適用されない場合の実施基準

上記2に準じて実施する。

#### 4. 搜索の方法

- (1) 町は、町庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、搜索依頼・届出受付の窓口とする。町災害対策本部総務部調査班（税務課）が対応にあたる。
- (2) 届出を受けたときは、氏名、身体的特徴、着衣等について、可能な限り詳細に聞き取り

記録する。

- (3) 「届出」については、まず指定避難所に避難しているかを避難者名簿等により確認する。
- (4) 町災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、要捜索者名簿を作成する。
- (5) 行方不明者の捜索、救出活動に当たっては、町災害対策本部消防部防ぎよ班（消防本部）、警察、自衛隊等の防災関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、救出活動に万全を期する。
- (6) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から判断してすでに死亡していると判断される者については、直ちに遺体捜索に切り替える。
- (7) 遺体の捜索は、消防団、関係機関等の協力を得て、捜索に必要な舟艇その他機械器具を借り上げて行う。

## 5 遺体発見時の措置、搬送等

- (1) 町は、遺体を発見した場合、警察に届出するとともに、発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等を明確に記録する。
- (2) 町は、警察署、秋田海上保安部等関係機関の協力を得て、遺体を遺体安置所（兼検視場所）に搬送を行う。遺体の搬送については、関係機関との調整も含め町災害対策本部建設部輸送班（建設課）が対応する。
- (3) 町は、遺体の搬送が困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搬送、実施要員及び資機材について応援を要請する。
- (4) 町は、遺体搬送車が不足する場合は、県に応援を要請する。

# 第3 遺体の処理

## 1. 実施責任者

- (1) 町長

町は、遺体の清浄、縫合、消毒等の処理を、県保健医療福祉調整本部（地域災害医療対策本部）から派遣される救護班、医師会等の関係機関の協力を得て行う。

- (2) 知事

災害救助法が適用された場合は、日本赤十字社秋田県支部が、災害救助法第16条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して遺体の処理を行う。

- (3) 五城目警察署

ア 警察官は、災害等によって死亡したと認められる遺体を発見し、又は遺体がある旨の届出を受けた場合は、速やかに警察署長に報告し、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき、死因、身元、その他の調査を行うものとする。ただし、死亡者の身元が明らかでない場合、又は死亡者を認識できない場合は、戸籍法第92条第1項の規定による検視調書を作成して、遅滞なく町長に報告する。

イ 遺体について身元が明らかになったときは、戸籍法第92条第2項の規定により遅滞なくその旨を町長に報告する。また、着衣、所持金品等とともに遺体を速やかに遺族等に引渡すものとする。ただし災害直後の混乱等のため、遺族等への引渡しができないとき

は、遺体を町長に引渡すものとする。

(4) 海上保安部

ア 海上における遭難者、若しくは陸上から海上に及んだ災害の行方不明者については、巡視船艇、航空機により捜索するとともに、発見した遺体の収容、調査、引渡しを併せて行う。遺体は、巡視船艇により収容し、収容した巡視船艇の船長は、その指揮者の指定する者に引渡す。

イ 海上保安官は、明らかに災害によって死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合は、速やかに警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき、死因、身元、その他必要と認める事項の調査を行う。また、その死亡者の本籍が明らかでないとき、又はその死亡者を認識することができないときは、戸籍法第92条第1項の規定による検視調書を作成して、遅滞なく町長に報告するものとする。

ウ 遺体についてすべての必要な処分が行われた場合は、戸籍法第92条第2項の規定により遅滞なくその旨を町長に報告するものとする。また所持金品とともにその遺体を遺族その他の引取り人に、引取り人がないときは町長に引渡すものとする。

## 2. 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象

災害の際、死亡した者に関わる遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、防災関係機関の協力のもとに実施する。

実施に当たっては、人心の安定、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な遺体安置所並びに遺体の保存等に十分配慮する。

(2) 支出費用

次に示す費用は、秋田県災害救助法施行細則によるものとする。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒のための費用

イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 救護班によらない検案のための費用

エ 遺体処理のため必要な輸送費及び人件費

(3) 実施期間

遺体処理の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

## 3. 災害救助法が適用されない場合の実施基準

前記2に準じて実施する。

## 4. 遺体の取扱

(1) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署、又は直近の警察職員にその旨を通報する。

(2) 警察は、遺体の調査を行う。

(3) 捜索により発見された遺体は、遺体安置所に搬送し、納棺する。

(4) 警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め

る。

- (5) 警察は、調査及び医療救護班の医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡す。
- (6) 遺族等の引取り者がいる場合、又は遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として火葬を行う。

## 5. 漂流遺体の処理

- (1) 遺体の身元が判明している場合

漂着した遺体の身元が判明している場合は、町長は、警察官又は海上保安官の調査を受けた後、直ちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地の市町村長に連絡して引き取らせる。

ただし、被害地域に災害救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置するものとする。

- (2) 遺体の身元が判明していない場合

災害救助法が適用され、災害発生地市町村から漂流、漂着したものと推定される身元不明遺体については、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置するものとする。

なお、遺品等の保管に努め、遺体を撮影し記録する。

遺体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、漂流、漂着地域の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理する。

## 6. 遺体の収容・安置

医師の検案（医師が死体に対し、死亡を確認し、死因、死因の種類、死亡時刻、異状死との鑑別を総合的に判断すること）を終えた遺体については、関係各機関の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容・安置する。

なお、遺体安置所（兼検視場所）の運営については、町災害対策本部民生部住民班（住民生活課、健康福祉課）が行い、町災害対策本部民生部長（健康福祉課長）が管理責任者となる。

- (1) 遺体安置所及び検視（検察官又は警察官が、犯罪性があるかどうかの確認をすること）場所については、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、体育館や旧学校施設等など複数の施設をあらかじめ指定しておく。設置については、町災害対策本部が災害の規模などの状況を勘案し決定する。
  - ア 避難所、医療救護所とは別の場所
  - イ 可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所
  - ウ 多数の遺体を収容できる、スペースの広い施設
  - エ 遺族控え室を、遺体安置所、検視・検案場所と隔離した場所に確保
- (2) 遺体収容台帳を作成するとともに、棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (3) 遺体の安置に当たっては、ドライアイス、納棺用品等必要な用品を業者から調達する。
- (4) 遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、遺体処理台帳により整理のうえ引渡す。
- (5) 遺体安置所に管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。また、

県及び警察と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。

- (6) 身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引取りができない場合は、身元不明遺体と区別して保存する。
- (7) 県及び警察等関係機関と連携し、遺体安置所の設置及び遺体収容状況等について、町民等への周知を図る。

## 7. 身元不明者の取扱い

- (1) 県警察本部等関係機関に連絡し、身元不明遺体等の取扱いについて協議を行う。
- (2) 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うとともに、被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない遺体についても、行旅死亡人として取り扱う。
- (3) 県、県警本部と連携し、遺体安置所等に所持金品の内容提示や報道機関への情報提供及び問い合わせ窓口の開設を行う。

# 第4 遺体の埋火葬

## 1. 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施責任者となるが、知事から委任を受けた場合は町長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて町長が実施する。

## 2. 災害救助法が適用された場合の実施基準

### (1) 対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がいない等のため埋火葬が困難な場合とする。

### (2) 支出費用

埋火葬のため支出できる費用は、秋田県災害救助法施行細則によるものとする。

### (3) 実施期間

遺体の埋火葬は、原則として災害発生の日から10日間以内とする。

## 3. 災害救助法が適用されない場合の実施基準

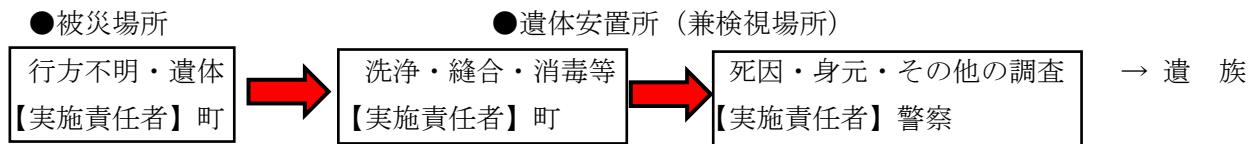
前記2に準じて実施する。

## 4. 埋火葬の方法

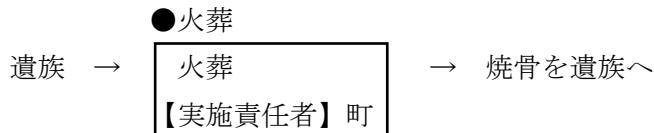
- (1) 原則として火葬するが、習慣又は状況により埋葬する。
- (2) 棺又は骨壺等埋火葬に必要な用品の支給及び火葬、埋葬又は納骨等の役務の提供を原則とする。
- (3) 引受人が見つからない遺体については、死亡診断書等により埋火葬の手続を行う。
- (4) 縁故者の判明しない焼骨、又は縁故者が墓地を有していない焼骨を一時保管し、縁故者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。また、無縁の焼骨は、町の杉ヶ崎墓

苑墓地公園の無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋蔵する。

- (5) 埋火葬が適切に行われるよう埋火葬相談窓口を設置して、火葬場、遺体の搬送体制等に関する情報を提供し、円滑な埋火葬を支援する。



※遺族が火葬を行う事が困難な場合



## 第5 費用

- (1) 原則として、町が負担する。その他の費用については、県と協議して決定する。  
(2) 災害救助法が適用された場合については同法による。

## 第6 応援要請

災害による死者の数が多数に及び、遺体の収容、斎場の火葬能力を超える場合、町は、応援要請を行う。

- 1 民間の所有する靈柩車の出動を要請する。
- 2 近隣市町村の火葬場使用についての受入れを要請する。
- 3 埋火葬に相当の日時を要する場合は、遺体安置場所での一定期間の保存のためにドライアイスを多量に必要とするため、民間の業者に依頼する。
- 4 棺やドライアイス等が不足する場合には、県に対して広域的な確保を要請する。
- 5 遺体数が火葬能力を上回ること等、町単独で火葬できない場合は、県に広域火葬を要請する。

## 第7 広報

身元不明者の確認のため、遺体安置場所に所持金品等の内容掲示の他、広報紙、報道機関等へ、町災害対策本部を通じた広報を行う。

◆第5編 資料編 「6-1 遺体安置場所及び検視場所」

## 第26節 文教対策

実施機関	町の主な担当課	学校教育課、生涯学習課
	防災関係機関等	県教育委員会、各学校施設
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

町教育委員会及び各校長は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めた計画に基づき、災害の予防及び応急対策を実施し、児童・生徒の安全を最優先で確保する。災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合、町教育委員会及び各校長は、緊密に連携し、県教育委員会等関係機関の協力を得て、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するとともに、社会教育施設が被災した場合は、必要な応急措置を実施する。

また、災害により文化財が被災した場合、町教育委員会は、所有者から災害原因、被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財に対して応急措置を迅速に講ずる。文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、適切な対応を実施する。

### 第2 事前対策

校長などの施設管理者は、災害の発生に備え次の事前対策を実施する。

- (1) 幼児児童生徒の避難計画については、訓練及び災害時の事前指導・事後指導を実施し、その周知・徹底を図るとともに保護者との連絡方法を確認する。
- (2) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。
- (3) 緊急時の所属職員の非常招集については、その連絡先を確認し教職員に周知徹底する。

### 第3 情報等の収集・伝達

- (1) 町教育委員会は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 校長は、防災関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- (3) 校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を、町教育委員会及びその他の防災関係機関に報告する。
- (4) 教職員は、あらかじめ定めた災害時の体制を確立する。

### 第4 応急措置災害発生直後の体制

校長は、適切な避難の指示により児童・生徒の安全を確保するとともに、災害の規模、児童・生徒及び学校施設の被害状況を把握し、必要に応じて臨時休校等の措置をとる。

## **1 児童・生徒等の避難等**

在校時に災害が発生した場合、以下により児童・生徒の避難を実施する。

### (1) 情報の伝達

児童・生徒への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。

### (2) 避難の指示

学校長は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

### (3) 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、町教育委員会や消防署、警察署等防災関係機関の指示及び協力を得て行う。

### (4) 休校措置

学校長は、町教育委員会と協議し、必要に応じて臨時休校措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、特に低学年児童にあっては教師が地区別に付き添う、保護者に連絡のうえ直接引渡す等により帰宅させる。

### (5) 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険・事放を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校又は教員による引率等の措置を講ずる。

### (6) 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、あらかじめ定めた保護者への引渡しルール等の計画に基づき、速やかに保護者への連絡に努める。

また、町教育委員会に対して、速やかに、児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

### (7) 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講ずる。

## **2 在校時以外の措置**

### (1) 休校措置

休日や夜間、早朝（登校前）に休校措置を決定したときは、直ちに各学校等で定める緊急時連絡網や、指定避難所が開設されている場合は、指定避難所へ連絡する等により保護者又は児童・生徒に徹底させるとともに、町教育委員会に報告する。

### (2) 安否確認

町教育委員会及び各学校長は、災害発生が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統により教職員等を非常参集して体制を整え、児童・生徒の安否確認を行う。

### **3. 被害状況の把握と報告**

学校長等施設の管理者は、適切な緊急避難の指示をするとともに、災害の規模、児童・生徒及び学校施設の被害状況を把握し、町教育委員会に報告する。

## **第5 応急教育の実施**

### **1. 文教施設の確保**

町教育委員会は、教育施設等の確保に努め、教育活動を早期に再開するため次の措置を講ずる。

- (1) 校舎の被害程度を速やかに把握し、応急修理可能の場合は、できる限り速やかに補修し、施設を確保して授業の再開に努める。
- (2) 一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。
- (3) 被災により校舎の一部が利用できない場合は、屋内体育施設又は特別教室を利用する。  
学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する所については、応急修理又は補強をする等、学校教育に支障をおよぼさないよう措置を講じ、二部授業、圧縮学級の編成等をして、できる限り休校をさける。
- (4) 被災により一時使用不可能になった校舎が、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (5) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。余裕のある学校がない場合は、公民館又は体育館その他の公共施設等を利用して授業を行う。
- (6) 教育施設が確保できない場合は、プレハブ等の仮校舎を建設する。
- (7) 施設・設備の損壊の状態、指定避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建計画を立て、その具体化を図る。

### **2. 教員の確保**

町教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のために、次の措置を講ずる。

- (1) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- (2) 被災により教員を確保できない場合は、次のとおり処置する。
  - ア 少数の場合は、学校内で調整する。
  - イ 学校内で調整できない場合は、町教育委員会管内で調整する。
  - ウ 県教育委員会に対し、補助教員の配置を要請する。

### **3. 被災児童・生徒の保護**

- (1) 町教育委員会は、被災地域の児童・生徒に対して、感染症、食中毒等予防のため臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。
- (2) 学校長は、児童・生徒に対し、災害によって生じた危険な場所には近づかないように指導の徹底を図る。

#### **4. 学校飼育動物の保護**

- (1) 被災動物の集中管理場の確保に努める。
- (2) 動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿の処理等の環境保全に努める。
- (3) 被災動物の飼料が不足しないよう、飼料の調達に努める。

### **第6 教科書、学用品の調達及び支給**

被災により就学上著しく支障のある児童・生徒がいる場合、教科書、学用品を調達し、支給する。また、文房具、通学用品を喪失又は棄損し、直ちに入手が困難な児童・生徒の人数、品目を調査のうえ、その確保に努める。

#### **1. 対象者**

- (1) 災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であること。
- (2) 小学校児童及び中学校生徒に限る。
- (3) 学用品がなく、就学に支障を生じている場合。

#### **2. 支給の品目**

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

#### **3. 教科書等の確保**

##### **(1) 支給の方法**

ア 教科書の調達・支給は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、県に報告するとともに町教育委員会において一括調達し、校長を経て速やかに支給する。

町教育委員会は、自ら学用品等の支給の実施が困難な場合は、県教育委員会へ学用品等の支給の実施、調達について応援を要請する。

イ 教科書販売会社と連絡を取り必要冊数を確保し支給する。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第33節の「第8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」も参照のこと。

#### **4. 文房具、通学用品等の支給**

各校長は、文房具、通学用品等を喪失、棄損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状態にある児童・生徒の人員、品目等について調査把握し、この確保に努める。

### **第7 学校給食対策**

災害により給食ができないときは、パン、牛乳等の簡易給食を実施する。

#### **1. 応急措置**

- (1) 学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業務の被害状況を速やかに把握し、学校給食が困難な場合には中止等の措置をとる。

- (2) 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。

## **2. 応急復旧措置**

- (1) 給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に努める。
- (2) 児童・生徒及び学校職員の感染症の発生状況を調査確認し、必要に応じ保健所等と協力し防疫措置を講ずる。

# **第8 文化財の保全対策**

文化財が被災した場合、町（生涯学習課）は、所有者から災害原因、被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財には応急措置を迅速に講ずる。

文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施する。

## **1. 応急措置**

- (1) 文化財が火災の被害を受けたときは、その管理者（又は所有者）は直ちに消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努める。
- (2) 管理者（又は所有者）は、被害状況を速やかに調査し、その結果を町指定の文化財は町教育委員会へ、県指定文化財は町教育委員会を経由して県教育委員会へ、国指定文化財は町・県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。
- (3) 防災関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するために、協力して応急措置を実施する。

## **2. 保全措置**

文化財の所有者及び管理者は、防災責任者を定める等の責任体制を確立して保全に努める。

また、搬出可能な文化財については、性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時に当たっての保全に努めるものとする。

### ◆第5編 資料編

「22-1 応急教育施設一覧」

「22-2 文房具、学用品調達一覧」

「22-3 文化財一覧」

## 第27節 応急保育の実施

実施機関	町の主な担当課	健康福祉課
	防災関係機関等	幼保連携型認定こども園
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

災害が発生した場合、町は、乳幼児とその家族が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに、乳幼児の精神的安定を確保する。

### 第2 情報等の収集・伝達

- 1 町健康福祉課は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、認定こども園もりやまこども園及び大川分園の施設長、及び園長（以下、「施設長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に収集及び伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- 2 施設長等は、防災関係機関から災害に関する情報を受けた場合、職員に対して速やかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- 3 施設長等は、園児及び施設に被害を受け又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、町健康福祉課及びその他の防災関係機関に報告する。
- 4 認定こども園の職員は、あらかじめ定めた災害時の体制を確立する。

### 第3 応急措置災害発生直後の体制

#### 1 園児の安全確保

施設長等及び職員は、あらかじめ定める計画に基づいて避難等を実施し、園児の安全を確保する。

#### 2 休園措置

施設長等は、町災害対策本部民生部福祉班（健康福祉課）と協議し、必要に応じて臨時休園措置をとる。

#### 3 園児の保護者への引渡し

施設長等は、園児を施設内に保護し、あらかじめ定めた保護者への引渡しルール等の計画に基づき、速やかに保護者への連絡に努める。

なお、町災害対策本部民生部福祉班（健康福祉課）に対して、速やかに、園児の数その他必要な事項を報告する。

#### 4 保健衛生

施設長等は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、園児の保健衛生

について必要な措置を講ずる。

## 5. 在園時以外の措置

### (1) 休園措置

休日や夜間、早朝に休園措置を決定したときは、直ちに認定こども園で定める緊急時連絡網等により保護者に徹底させるとともに、町災害対策本部民生部福祉班（健康福祉課）に報告する。

### (2) 安否確認

施設長等は、あらかじめ整備した連絡系統により職員等を非常参集して体制を整え、園児の安否確認を行う。また、確認した安否情報については、町災害対策本部民生部福祉班（健康福祉課）に報告する。

# 第4 応急教育・保育の実施

## 1. 通園の可否による教育・保育の実施

### (1) 通園が可能な園児について

通園が可能な園児については、認定こども園において教育・保育する。

### (2) 通園ができない園児について

被災により通園ができない園児については、その実情を把握するよう努める。

## 2. 認定こども園での対応

### (1) 入園園児以外の受入について

入園園児以外の受入については、可能な限り行い、教育・保育するよう検討する。

### (2) 長期間認定こども園が使用できない場合

災害等により長期間認定こども園として使用できない場合、町災害対策本部民生部福祉班（健康福祉課）は、関係機関と協議して早急に教育・保育が再開できるよう措置するとともに、施設長等に指示して、平常教育・保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努める。

## 第28節 住宅応急対策

実施機関	町の主な担当課	建設課
	防災関係機関等	県、五城目町建設業協会など
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

町は、災害による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し、又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の提供や町営住宅等の空家のあっせん、日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

### 第2 公的住宅等の提供

町は、町内あるいは近隣市町村の公的住宅等に空家がある場合は、防災関係機関にも協力を求め、被災者、特に要配慮者に対し、優先的に提供する。

#### 1. 町営住宅の活用

町営住宅のほか、県、県内市町村等の公営住宅等の空家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居の斡旋を行う。

#### 2. 民間施設等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についても、その情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼する等の措置を講ずる。

また、県から得られた借上げ可能な民間賃貸住宅の情報を基に、必要に応じて民間賃貸住宅の借上げを行う。

#### 3. 被災者への住宅情報の提供

本部長（町長）は、庁舎内等での相談窓口の設置や広報活動を行い、応急仮設住宅や借上げ住宅の情報提供に努める。

### 第3 応急仮設住宅の設置

#### 1. 実施機関

災害救助法を適用した場合は知事が行い、知事から委任されたときは町長が行うが、災害救助法が適用されない場合には、これに準じて町長が行うものとする。

#### 2. 入居対象者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流出した者
- (2) 居住する家がない者

- (3) 自らの資力では、住家を確保することのできない者であること

### 3. 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置

#### (1) 期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から原則として 2 年以内とする。（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項の期限内）

#### (2) 設置戸数

建設戸数は、町からの要請により、県が決定する。

#### (3) 設置場所

町は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を定めておくものとする。なお、仮設住宅の設置予定場所は、町有地又は国及び県から提供された公有地若しくは民有地とするが、民有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結する。設置予定場所の選定に当たっては、ライフライン、周辺の利便施設及び土地所有者等の意向等を確認しておく。また、学校敷地を応急仮設住宅の用地とする場合については、学校の教育活動への十分な配慮を行う。

◆第 5 編 資料編 「7-1 応急仮設住宅の建設予定地」

#### (4) 構造

建物の形式は、軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとするが、耐積雪構造とする。なお、高齢者等の要配慮者に配慮した設備の整備、並びに床面のバリアフリー化についても考慮する。

#### (5) 規模、費用

一戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,883,000 円以内とする。

#### (6) 建設工事

建設工事は、可能な限り町内の建設業者との請負契約により実施する。また、県は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に協力を要請する。

### 4. 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置

前記 3 に準じて実施する。

### 5. 被災者の収容及び管理

#### (1) 入居者の選定

町が被災者の資力、その生活条件等を十分調査し、それに基づき県が町の協力により選定するが、その選定を町に委任される場合がある。

選定に当たっては、要配慮者の優先的な入居を考慮する必要があるが、阪神淡路大震災で要配慮者を優先した結果、入居者間でのコミュニティ形成に支障が生じ、かえって逆効果となった事例があった。仮設住宅入居後の支え合いや、助け合いなど本来のコミュニ

ティ活動が与える効果を加味するならば、単純に要配慮者を優先するのではなく、従前のコミュニティを意識した入居を進めていくことが重要である。このことについては、東日本大震災後の一つの教訓もある。

## (2) 管理運営

災害救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理を行い、町はこれに協力する。

ただし、状況に応じて町は県から管理の委任を受ける。災害救助法適用に至らない場合は町が管理する。

応急仮設住宅地区の運営に当たっては、集会場等を設置して入居者のコミュニケーションを円滑にするとともに、町の福祉担当者やボランティアの連携により入居者の健康管理、メンタルケア等の生活支援の活動を行う。

## 6. 広報

広報紙等で、応急仮設住宅の建設のための民有地の提供に関する情報の提供を求め、また、入居の募集を行う。

## 7. 報告

- (1) 応急仮設住宅の設置状況について、知事に報告する。（災害救助法が適用された場合）
- (2) 被害程度、その他の要件から必要があれば、応急仮設住宅の設置戸数の限度引き上げについて、知事に要請する。

## 第4 危険度判定

町は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に町の活動を支援するものとする。

## 第5 被災住宅の応急修理

### 1. 実施機関

災害救助法が適用された場合には、知事が行い、知事から委任されたときは、町長が行う。

### 2. 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、現に応急修理対象の住家に居住し、自らの資力では応急修理ができない被災者を対象とする。

### 3. 災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理

#### (1) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について応急的に修理する。

#### (2) 修理の戸数

町長からの要請により、知事が決定する。

### (3) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法に定める額の範囲とする。

- ① 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円以内
- ② 上記に掲げる世帯以外の世帯 717,000 円以内

### (4) 修理の期間

応急修理は、災害発生時から3か月以内に完了 (国が災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了)するものとする。

### (5) 修理の方法

応急仮設住宅の建設方法に準じて、現物給付をもって実施する。

### (6) 協力要請

町は、応急修理に当たっては、五城目町建設業協会等に対して協力を要請するとともに、関係機関に連絡して応急修理を行う。

## 4. 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理

前記3に準じて実施する。

## 5. 住宅の応急修理実施上の留意事項

必要に応じて、被災建築物の応急修理に関する技術指導、融資制度の利用等相談窓口の設置について考慮する。

## 6. 報告

町は、被害家屋の応急修理状況について、知事に報告する。(災害救助法が適用された場合)

## 第6 災害時の二次災害の拡大防止対策

町は、必要に応じて、災害時に事前に必要な手続きを踏ました上で、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

◆第5編 資料編「4-13 住宅の応急修理、仮設住宅、土木、建設関係業者一覧」

## 第29節 危険物等の大量流出に関する防除対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、消防本部
	防災関係機関等	県、自衛隊、消防団、五城目警察署、事業所等
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

船舶及び陸上施設から海上、又は河川に大量の油や危険物等の流出があった場合、事故発生原因者がその責任において対処する。町及び防災関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて漁業協同組合、関係企業等、地域住民に対して協力を求めるものとする。

なお、町域においては、海上ではなく河川のみであり船舶の往来もないため、本節で想定するのは、本章第20節、第21節における危険物等が大量に漏洩し、河川へ流れ込んだ状況を基本とする。ただ、河川へ大量の油や危険物等が流出した場合は、河川から海上への流入も考えられる趣旨から、海上に流入したことも踏まえて以下により対策を講じるものとする。

### 第2 河川排出等防除措置

#### 1. 各機関の役割

秋田海上保安部	◆海上へ流入した場合◆
	<ol style="list-style-type: none"><li>1 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、排出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。</li><li>2 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。</li><li>3 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、独立行政法人海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、防災関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。</li><li>4 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び防災関係機関等は、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。</li><li>5 危険物の排出があったときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶禁止措置又は避難指示を行う。</li><li>6 危険物の防除作業に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。</li><li>7 第二管区海上保安本部に対する東北地方整備局の所属船による防除活動及び自衛隊への災害派遣要請の上申</li></ol>

東北地方整備局	1 関係先への事故情報の伝達 2 直轄担当区域における状況調査、油等の防除 3 備蓄資機材の提供
秋田地方気象台	1 関係先への油防除に関する気象、海象予報の伝達
秋田県	1 関係先への事故情報の伝達 2 沿岸市町への指導及び関係機関との連絡調整 3 自衛隊への災害派遣要請 4 ボランティア活動の受入れ及び支援活動 5 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
五城目町	1 関係機関への事故情報の伝達 2 関係機関に対し、災対法第 60 条に基づく避難の指示等の措置に関する助言 3 油防除活動に関する関係機関との調整 4 協定等に基づく協定先への援助要請
五城目町 (消防本部)	1 関係先への事故情報の伝達 2 河川における状況調査、浮流油・漂着油の回収 3 備蓄資機材の提供 4 住民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供 5 救助・救急活動 6 協定等に基づく近隣消防機関への援助要請
五城目警察署	1 関係先への事故情報の伝達 2 河川地域における被害情報の収集、伝達及び警戒警備 3 河川住民に対する避難等の措置 4 自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項
秋田県漁業 <u>協同</u> 組合	◆海上へ流入した場合◆ 1 油を発見した場合の関係機関に対する情報提供 2 沿岸における漂着油の回収、漁船を活用しての防除活動 3 漁業施設等に関する自衛措置 4 排出油防除活動に関する関係漁協との調整
事業所等	1 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 2 管理する施設等に関する自衛措置 3 防除活動等の実施
秋田県沿岸排出油等 災害対策協議会	◆海上へ流入した場合◆ 秋田県沿岸排出油等災害対策協議会は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 43 条の 6 第 1 項に基づく協議会で、秋田県沿岸海域及び隣接する沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質の排出があった場合の防除に関し、必要な事項を協議する団体であり、秋田海上保安部に事務局を設置している。 ◎総合調整本部 会長は、大量の油や有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、直ちに総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。

## 2. 独立行政法人海上災害防止センター

### ◆海上へ流入した場合◆

独立行政法人海上災害防止センターは、海防法に基づき、海上災害の発生及び拡大防止のための措置を実施する業務を行うとともに、この措置のために必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上災害のための措置に関する訓練等の業務を実施する。

## 第30節 航空機事故応急対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、健康福祉課、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、自衛隊、消防団、五城目警察署、医療機関、航空会社等
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

町域内において、航空機（国際航空運送事業、又は国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ。）の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、町及び防災関係機関は、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、必要な応急対策を実施する。

### 第2 県内の航空施設

空港の名称	所在地	管理者	滑走路 (m)		種別
			延長	幅員	
秋田空港	秋田市	秋田県知事	2,500	60	特定地方管理空港
大館能代空港	北秋田市	秋田県知事	2,000	45	地方管理空港

### 第3 応急対策の組織

#### 1. 町災害対策本部の設置

町長は、町域において大規模な航空機事故が発生した場合は、事故の状況に応じて、直ちに五城目町災害対策本部等を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。

#### 2. 現地派遣班

事故現地には、必要に応じて町職員を派遣し、事故情報の収集や現地の防災関係機関との連絡調整等を行う。

#### 3. 情報伝達

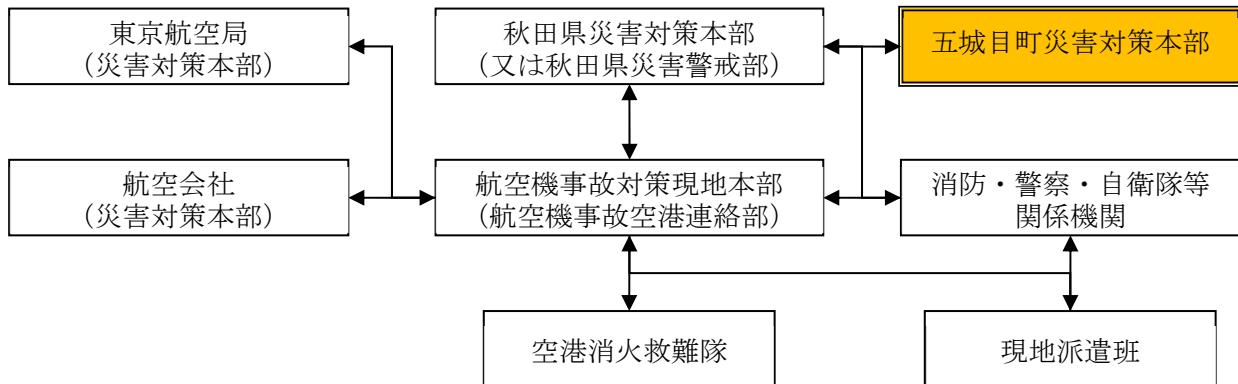
事故情報の連絡を受けた町及び各防災関係機関は、それぞれ他の関係する機関、地域住民等に対し、必要な情報を伝達する。

#### 4. 自衛隊の災害派遣要請

町は、必要に応じて、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要請する。

## 5. 組織構成

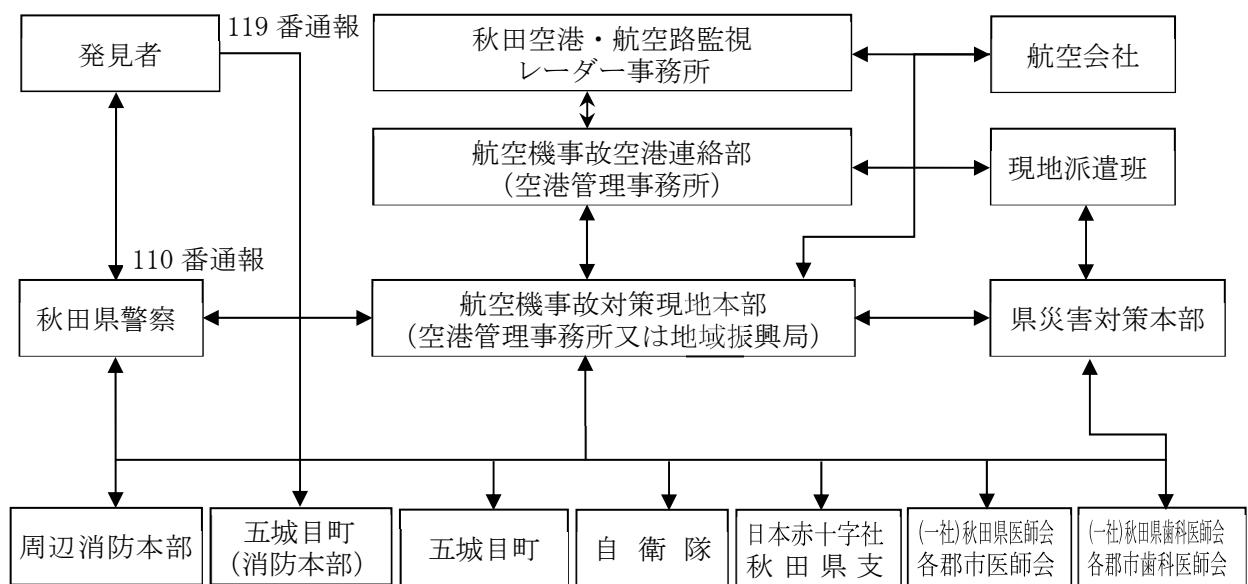
応急体制組織構成図は以下のとおり。



【応急体制組織構成図】

## 第4 連絡系統図

### 1. 町域で発生した事故



## 第5 広報

航空機事故が発生した場合、町は、県と連携して人心の安定及び秩序の維持並びに応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車、インターネット等により地域住民、旅客及び送迎者等に対し、次の内容について広報を行う。

- 1 事故状況と協力依頼
- 2 応急対策の概要及び復旧の見通し
- 3 避難の指示・勧告及び避難先の指示
- 4 乗客及び乗員の住所、氏名、年齢等
- 5 その他必要事項

## **第6 救援救護及び遺体の収容**

町域において大規模な航空機事故が発生した場合、町、空港管理事務所、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日本赤十字社、医師会等）は、連携して救援救護及び遺体の収容活動を行う。

- 1 航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合には、直ちに救助隊を編成し、救出活動を実施する。
- 2 負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護班の派遣を受け、応急措置を実施する。
- 3 救護所は、あらかじめ定められた場所、又は事故現場付近の適当な場所に開設する。
- 4 医療救護班の救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両及び県や関係機関の保有するヘリコプター等により行う。
- 5 負傷者の後方医療機関への搬送は、県や関係機関の保有するヘリコプター並びに救急車、医療機関が保有する患者搬送車及び民間から借り上げた大型バス等により行う。
- 6 遺体の収容については、関係機関の協議により、遺体一時保存所を設置し、遺体の処理後は速やかに県災害対策本部長の指示する場所に安置し、又は遺族に引渡すものとする。

## **第7 消防活動**

航空機事故により火災が発生した場合、消防機関は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。また、災害の規模が大きく、対処が困難であることが予想される場合には、県、その他関係機関と緊密に連携協力して消防活動を実施する。

## **第8 警戒区域の設定及び交通規制**

- 1 町長は、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。
- 2 道路管理者又は公安委員会は、応急対策実施上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。
- 3 道路の通行を禁止し、又は制限した時は、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し、協力を求める。

## **第9 経費の負担**

この業務に要した経費は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者又は出勤要請者の負担とする。

## 第31節 原子力施設災害対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、健康福祉課、農林振興課・農業委員会、建設課、学校教育課
	防災関係機関等	県、保健所
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

福島第一原子力発電所の事故において、放射性物質の「広域汚染」と「長期にわたる汚染」が新たな課題となっている。町内はもちろん、秋田県内には原子力施設は存在しないが、他地域の原子力施設からの放射性物質の異常な放出等が発生した場合、町内経済や町民生活に多大な影響があると考えられる。

そのため、町は、防災関係機関と連携し、町民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な町民生活を確保するため、空間放射線量の測定や水道水・食品・農作物等の放射性物質の測定、放射線に関する健康相談等を実施する。

### 第2 環境モニタリングの強化

モニタリングについては、町災害対策本部民生部住民班（住民生活課・健康福祉課）で主導して実施し、それぞれの分野の担当課から報告を受けることとする。

#### 1. 緊急時モニタリング等

町は、必要に応じて、町施設や学校等において、放射線量の測定を行う。

#### 2. 食品、水道水等の摂取制限等

県は、緊急時モニタリングの結果、国が定める基準値等を超過した場合、国の指示、指導又は助言に基づき、食品、水道水等の摂取の制限等必要な措置を行う。

町は、県による食品、水道水等の摂取制限等の措置が取られた場合、速やかに町民に公表する。

#### 3. 情報の収集等

町は、県及び防災関係機関から事故の状況やモニタリングの結果等必要な情報を収集するとともに、当該情報について防災関係機関との共有を図る。

#### 4. モニタリング結果の公表等

町は、町及び県が実施した緊急時モニタリングの結果について、速やかに町民に公表するとともに、防災関係機関に情報を提供する。

## **第3 食品及び水道水中の放射性物質に係る検査測定**

### **1. 測定体制**

町及び防災関係機関は、風評被害防止、消費者の安全・安心、信頼性確保を図るため、学校給食や食品、水道水中の放射性物質の円滑な測定体制を構築する。

### **2. 検査**

町及び防災関係機関は、国のガイドライン等に基づき検査を実施し、検査測定体制を確保し、科学的根拠に基づく測定結果の迅速な情報提供に努める。

### **3. 情報提供**

町及び防災関係機関は、町産農林水産物等の安全性確保のため、放射性物質検査の結果及び出荷制限等に関する情報の提供、問い合わせに対応する窓口の整備等、情報提供体制を構築する。

## **第4 放射線に関する健康相談**

町及び県は、原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内からの避難者や、避難・屋内退避圏を通過した者に対して、保健所の協力のもとで、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射性物質による表面汚染の検査を実施する。

## 第32節 鉄道・道路事故対策

実施機関	町の主な担当課	健康福祉課、建設課、消防本部
	防災関係機関等	東日本旅客鉄道株式会社（秋田支社）、五城目警察署
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

### 第1 基本的な考え方

町は、列車の脱線・衝突や自動車の交通事故等により、多数の死傷者が発生した場合は、その事故の規模に応じて、災害対策本部などの体制をとり、組織的に救助活動等を行う。

### 第2 情報の収集

#### 1. 情報収集

町は、列車の脱線・衝突や自動車の交通事故等により、多数の死傷者が発生した場合は、消防本部、警察署や東日本旅客鉄道株式会社等から情報を収集する。

#### 2. 町の体制

町は、多数の死傷者等が発生し、救助対策等への支援が必要な場合は、災害対策本部に準じた体制をとり、必要な職員を動員する。

### 第3 被災者への対応

#### 1. 救助活動

消防本部及び警察署が救助活動を実施する。町は、多数の負傷者が発生した場合、毛布、ビニールシート等の資機材を提供する。

#### 2. 医療救護等

町は、県を通じて、医師会・薬剤師会等に医療救護班の派遣を要請する。また、多数の遺体を安置する必要がある場合は、公共施設に遺体安置所を確保する。

#### 3. 乗客等の収容

町は、関係機関からの要請があった場合は、乗客を一時的に収容するため、公共施設に待機所を確保する。また、搬送のためのバス等を確保する。待機所では、毛布等の支給、情報の提供等の支援を行う。

#### 4. 活動要員への支援

町は、活動要員に対し、必要に応じて飲料水、食料の炊き出し等の支援を行う。

### 第33節 災害救助法の適用計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課
	防災関係機関等	県
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）

## 第1 基本的な考え方

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を図ることを目的とした緊急の措置である。町は、災害が発生し、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対し速やかに所定の手続を行う。

災害救助法が適用された場合は、町民の生命・身体・財産を保護するため、秋田県災害救助法施行細則に則って速やかに対策を実施する。

## 第2 適用基準

### 1. 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによる。本町においては、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたときに、その適用が指定され、実施される。

#### (1) 適用の基準

ア 町における全壊、全焼、流失等による住家の減失した世帯数が40世帯以上に達したとき（災害救助法施行令第1条 第1項 第1号）。いわゆる1号基準。

イ 県全体の減失世帯が1,000世帯以上に達した場合で、町の住家の減失世帯が20世帯以上に達したとき（災害救助法施行令第1条 第1項 第2号）。いわゆる2号基準。

市町村人口	住家の減失世帯数		該 当 市 町 村
	1号基準 (上記アの 適用基準)	2号基準 (上記イの 適用基準)	
5千～1万5千	40以上	20以上	八峰町、五城目町、八郎潟町、 <u>羽後町</u>

（注）減失世帯の算定は全壊1、半壊1/2、床上浸水1/3で換算

ウ 住家の減失世帯数がア又はイの基準に該当しないが、被害が広範な地域にわたり、県全体の住家の減失世帯が、5,000世帯以上に達した場合で、町において多数の住家が滅失し、被害状況が特に援助を要する状態にあるとき（災害救助法施行令第1条 第1項 第3号）

#### (2) 適用の例外

災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、

身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合で知事が特に救助を実施する必要があると認めるとき（内閣総理大臣に事前協議を要する。）（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合

（i）火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質放出等のため、多数の町民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

（ii）大規模災害の発生により、多数の町民が避難して継続的に救助を必要としている場合

（iii）船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合 等

イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合

（i）交通路の途絶のため、多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

（ii）火山噴火又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

（iii）豪雪により多数の者が危険状態となる場合 等

## **2. 災害が発生するおそれがある場合**

国が特定災害対策本部、非常対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示した当該本部の所管区域に本県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

## **第3 被害の認定基準**

### **1. 住家の滅失等の認定**

「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号厚生省社会局長通知）」による。

### **2. 住家の滅失等の算定**

住家が滅失した世帯数の算定に当たり、半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもってそれぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

## **第4 災害救助法の適用手続**

1 災害救助法による救助は、町の区域単位ごとに実施されるものであり、町における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、災害状況、すでにとっていた救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、あわせて法の適用を要請するものとする。

2 災害救助法適用の要請を受けた知事は、適用の要否を判断し、必要があると認めたときは直ちに法に基づく救助を実施するよう町長に指示するとともに、関係機関に通知し、又は報告し、一般に告示する。当該救助を終了するときも、同様とする。

- 3 知事は、災害救助法を適用しようとするときは、事前に関係機関及び内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）に情報提供するものとする。
- 4 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことが出来ないときは、町長は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

## 第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

1 法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与、又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居またその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、(7)にいう生業資金の貸付については、各種の貸付資金制度が充実された現在、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」による支給の貸付を実施する。

2 災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行う。ただし、災害の状況により必要があるときは、政令に定めるところにより、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することとなる。

指定避難所の設置、運営、炊き出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品等の給与等、県において実施することが困難と認められるものについては、町は、あらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備をしておく。

## 第6 救助の実施状況の記録及び報告

町は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県総務部総合防災課に報告する。

## 第7 災害救助基金の運用

法に基づく応急救助の費用に充てるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 241 条第 1 項の規定に基づき、「五城目町災害対策基金」を積み立てる。

災害対策基金は、本町における防災、災害対策及び救助支援等を行うために充てるものとする。

## **第8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準**

実施弁償の基準等については、第5編資料編に示す。

◆第5編 資料編 「4-7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

## 第34節 罹災証明書の発行

実施機関	町の主な担当課	税務課、消防本部
	防災関係機関等	
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。	本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎよ班）	

### 第1 基本的な考え方

災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、災害対策基本法第90条の2で市町村による罹災証明書の発行が義務化されている。

町は、災害発生後、被災者に対する支援措置を早期に実施するために、災害による住家等の被害認定調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害認定調査を行い、罹災証明書を交付する。

### 第2 発行手続き

#### 1. 被害調査の実施

町は、罹災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とする時等においては、関係団体等の協力を得て行う。

また、被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、町が下表の1又は2のいずれかに よって行う。

災害の被害認定基準

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部破損
1 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	<u>30%以上</u> <u>50%未満</u>	20%以上 <u>30%未満</u>	<u>10%以上</u> <u>20%未満</u>	<u>10%未満</u>
2 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	<u>30%以上</u> <u>40%未満</u>	20%以上 <u>30%未満</u>	<u>10%以上</u> <u>20%未満</u>	<u>10%未満</u>

#### 2. 被災者台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、被災者台帳を作成する。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術の活用を積極的に検討するものとする。

#### 3. 罹災証明書の発行事務

町は、被災者の「罹災証明書」発行申請により、上記、被災者台帳で確認し、発行する。

#### **4. 事務分担**

総務部調査班(税務課)・消防部調査班(消防本部)：家屋・火災の損害等その他に関する罹災証明

なお、被害情報の調査や罹災証明書の発行については、被災者生活再建支援に向け、速やかに行う必要がある。町は、平時より、これら調査や発行の対応詳細を位置づけたマニュアルを作成する。

### **第3 証明の範囲**

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明する。

- (1) 世帯主住所
- (2) 世帯主氏名
- (3) 罹災原因
- (4) 被災住家の所在地
- (5) 住家の被害程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊））

### **第4 手数料**

罹災証明書の証明手数料は、無料とする。

### **第5 証明書の様式について**

罹災証明書の様式については、第5編資料編に示す。

#### ◆第5編 資料編

「4-1 罹災証明書の様式(火災・家屋の損壊等その他に関する罹災証明)」